

鎌倉市地域福祉計画

(令和8年度（2026年度）～令和15年度（2033年度）)

(素案)

令和8年（2026年） 月

鎌倉市

目 次

第1章

計画の概要

| | | |
|---|------------|----|
| 1 | 計画の目指す姿 | 1 |
| 2 | 計画策定の背景と趣旨 | 4 |
| 3 | 計画の位置づけ | 6 |
| 4 | 計画の期間 | 12 |
| 5 | 計画の基本的な考え方 | 13 |

第2章

地域福祉を取り巻く現状と課題

| | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 鎌倉市の概況 | 15 |
| 2 | 鎌倉市の共生社会推進の概要 | 17 |
| 3 | 鎌倉市の統計データから見える現状 | 19 |
| 4 | アンケート調査結果から見える現状 | 29 |
| 5 | ワークショップから見える現状 | 43 |
| 6 | 現状や調査から見える課題 | 45 |

第3章

計画の構成

| | | |
|---|----------|----|
| 1 | 施策体系 | 46 |
| 2 | 本計画書の読み方 | 48 |

第4章

具体的な取組の紹介

| | |
|-----------------------------------|----|
| 目標1 地域で安心して暮らし、活動できるまちづくりの推進..... | 50 |
| 目標2 包括的な支援体制と協働ネットワークの構築..... | 60 |
| 目標3 制度の狭間をつくらない福祉支援と権利擁護の推進..... | 68 |

第5章

計画評価と推進体制

| | |
|-------------------|----|
| 1 本計画の評価について..... | 88 |
|-------------------|----|

第1章

計画の概要

1 計画の目指す姿

(1) はじめに

鎌倉市総合計画（鎌倉ビジョン2034－鎌倉ミライ共創プラン2030－）では、福祉分野における目標とするまちの姿を「市民一人ひとりが、自らが望む形で社会との関わりを持ち、住み慣れた地域で生涯にわたって安心して自分らしく暮らしているまち」と定め、市民一人ひとりの意思に応じて社会と関わる機会の確保や、包括的な支援体制の充実を目指しています。

地域福祉をめぐる状況は大きく変化しており、少子・高齢化の進行、担い手不足、住まいの確保、事前防災など新たな生活課題が顕在化するなかで、重層的支援体制の整備、孤独・孤立対策の強化、権利擁護の推進など、国が進める方向性との整合を図りながら、地域の実情に即した切れ目のない福祉の支援体制の構築と、それを支える地域づくりを一体で推進していく必要があります。

また、本市においても、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」（平成31年）や「鎌倉市ケアラー支援条例」（令和6年）など、市独自の条例や制度が整備され、地域福祉の推進が着実に図られています。

本計画の策定にあたっては、地区ごとのワークショップや市民アンケートを通じて市民の声を聞き取り、地域を基盤とした活動やネットワークの重要性、社会福祉制度の強化、さらには、それらをつなぐ場と人材や仕組みの必要性を改めて確認しました。

(2) 基本理念

以上の観点を踏まえて、本計画の基本理念を「すべての人が、安心して・自分らしく・ともに暮らせるまち かまくら」とします。計画の推進を通じて、行政、関係機関、市民などのあらゆる主体が、様々な暮らしの場において、多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らせる社会の実現を図るため、本市の地域福祉を拡充していきます。

基本理念

すべての人が、安心して・自分らしく。
ともに暮らせるまち かまくら



（3）基本理念を実現するための3つの目標

本計画の基本理念、「すべての人が、安心して・自分らしく・ともに暮らせるまち かまくら」の実現を目指し、3つの基本目標を設定し、地域福祉の推進を図ります。

【目標1】地域で安心して暮らし、活動できるまちづくりの推進

「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」の理念に基づき、多様な人々が地域で安心して暮らし、誰もが居場所や役割や出番を持てるまちをめざします。

日常生活における支え合いや、地域活動への参画を通して、人と人がゆるやかにつながり、必要に応じてそのつながりを深められる環境を整え、互いに尊重しあえる関係を築くことで、自分らしい生き方を実現できる環境づくりを推進します。

関連条例：鎌倉市共生社会の実現を目指す条例、つながる鎌倉条例

【目標2】包括的な支援体制と協働ネットワークの構築

複雑化・複合化する課題に対応できる包括的な相談・支援体制を整えます。

また、支援の切れ目をなくすよう、誰もが必要な支援に確実につながる体制を整備し、行政、社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）、福祉事業所、地域団体・ボランティア、地域住民など多様な主体が連携・協働するネットワークを構築することで、持続可能な支援の仕組みを形成します。

【目標3】制度の狭間をつくらない福祉支援と権利擁護の推進

高齢者、障害者、こども、生活困窮者といった各福祉制度の対象者だけでなく、ケアラー、再犯防止が必要な人など、他の福祉支援を必要とする人々が、制度の狭間に取り残されることなく、確実に必要な支援につながる体制を整えます。

合わせて、市民の生活の安心を守り、すべての人の尊厳を守り、権利侵害のない地域を実現し、誰もが安心して暮らせる環境づくりを推進します。

関連条例：鎌倉市ケアラー支援条例、鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例、鎌倉市市民のくらしをまもる条例、子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例

(4) 地域福祉計画における横断的視点

本市の地域福祉計画においては、「すべての人が、安心して・自分らしく・ともに暮らせるまち かまくら」の実現に向けて、各目標を推進するため、以下の2つの横断的視点を重視します。

第4章の取組の方向性に次の横断的視点のアイコンを示します。

【横断的視点1】情報提供



地域住民や支援者が、必要な情報を適切に取得し活用できる体制の整備に努めます。

特に、ボランティアや地域活動に参加したことがない人への参加促進、複合化・複雑化した課題を抱える人が支援につながるための情報提供、支援者間での情報共有による支援の円滑化を図ります。

【横断的視点2】人材育成



地域福祉を支える人材の育成・確保を推進します。行政・市社協・各福祉事業所の職員などの専門職、地域団体・ボランティアなどの地域の活動の担い手など、多様な担い手がそれぞれの役割を理解し、課題解決に必要な知識・技能を習得できる研修や学習機会の充実を図ります。

2 計画策定の背景と趣旨

（1）地域福祉にかかる国、県の動向

① 国の動き

少子・高齢化、単身世帯の増加、社会的孤立を背景に、いわゆる8050問題、ダブルケア・ヤングケアラーなど、制度をまたいだ課題が絡み合い、個人・世帯の課題は複雑化・複合化しています。

加えて、価値観・ライフスタイルの多様化により、地域における相互扶助の基盤となる人と人とのつながりが希薄化し、地域における支え合い機能の低下が懸念されています。

こうした状況の下で、生活困窮、老々介護、ひきこもり、虐待などの課題は一層複雑化する一方、地域の支え合いの基盤は弱体化しています。さらに、既存の公的支援の枠組みでは十分に支援が届かない「制度の狭間」も顕在化しており、地域共生社会の理念のもと、制度化されたサービスと地域の支え合いを両輪として一体的・重層的に展開することが求められています。

国においては、平成27年に策定された「日本一億総活躍プラン」により、誰もが活躍できる社会の実現を目指し、多様な主体が支え合いながら地域や社会の活力を高めていく方針が示され、その流れを受け、平成28年度に、厚生労働省が「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置しました。そのなかで、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

これを踏まえ、平成29年12月には、市町村地域福祉計画策定ガイドラインが示され、地域福祉計画に、「福祉の各分野において共通して取り組むべき事項」や「包括的な支援体制の整備に係る事項」を盛り込むことが求めされました。平成30年4月施行の改正社会福祉法では、本人や世帯全体の課題を把握し、関係機関が連携して解決を図ることが規定され、地域生活課題の解決に向けて、自助・互助・共助・公助の役割分担と連携の重要性が明文化されました。令和2年6月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、生活課題を抱える住民を一体的に支援する重層的支援体制整備事業の創設など、地域住民が互いに尊重し参加する地域共生社会の実現が推進されることとなりました。

② 神奈川県の動き

神奈川県では、平成14年に定めた「地域福祉の推進について（基本指針）」に基づき、地域福祉に関する考え方や推進方策等について整理・推進してきました。

令和5年4月には「神奈川県地域福祉支援計画 第5期」を策定し、すべての県民が地域で安心して暮らせる社会の実現、当事者の立場に立った支援の推進、多様な主体の連携による包括的な支援体制の強化に向けた施策を展開しています。

また、平成28年7月に「津久井やまゆり園」で発生した大変痛ましい事件を受け、同年10月には「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、ともに生きる社会の実現を目指しています。さらには、当事者目線の障害福祉を推進し、障害者のみならず誰もが喜びを実感できる地域共生社会を実現するため、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を令和5年4月に施行しました。

また、令和6年10月には、同条例に基づく基本計画との整合性を図るため、「神奈川県地域福祉支援計画 第5期」を見直し、当事者目線に立った支援体制の整備、複雑化・多様化する課題への対応、包括的・重層的支援体制の整備、施策の評価・推進体制の強化等を重点施策として掲げています。

（2）計画策定の趣旨

本市では、少子・高齢化が進む社会に対応し、地域で支えあいながら暮らし、地域福祉の推進を図るため、平成16年に「鎌倉市地域福祉計画」を策定しました。さらに、平成31年には、全ての人がお互いに人格、個性、多様な生き方などを尊重し合い、共に支え合う「共生社会」の方向性を明文化するため、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定しています。

令和元年度には、同条例に基づき「鎌倉市地域福祉計画（令和2年度（2020年度）～令和7年度（2025年度））」を策定し、「お互いを尊重し、支え合いながら、ともに生きるまちかまくら」をめざして、5つの基本目標「総合的な相談体制の確立」「包括的支援体制の構築」「地域における福祉活動や人材への支援」「地域生活支援と権利擁護」「情報の収集と提供」に基づき、地域福祉の充実を図っています。また、令和6年4月の「鎌倉市ケアラーサポート条例」の制定に伴い、令和7年3月には、計画目標6として「ケアラーサポートへの支援」を新たに加え、福祉施策の強化を図っています。

この度、「鎌倉市地域福祉計画（令和2年度（2020年度）～令和7年度（2025年度））」の期間満了に伴い、これまでの取組を評価するとともに、国・県の動向を踏まえ、今後ますます複雑化・複合化する生活課題に適切に対応するため、本市の地域福祉に関する基本理念・目標・取組の方向性を示す総合的な福祉計画として、「鎌倉市地域福祉計画（令和8年度（2026年度）～令和15年度（2033年度））」を策定します。

3 計画の位置付け

（1）総合計画等との関係

本計画は、鎌倉市総合計画（鎌倉ビジョン2034－鎌倉ミライ共創プラン2030－）を上位計画とし、将来目標である「生涯にわたり、誰もが安心して、自分らしく暮らせるまち=共生社会」の実現に向けた個別計画として位置付けます。また、福祉分野の上位計画として位置づけ、他の行政計画と連携・調和を図ります。

さらに、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」は、市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会の実現を目的としています。

本計画においても、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」の基本理念及び基本的施策を踏まえ、各施策の推進を図ります。

（2）福祉分野の個別計画との関係

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画として策定するものであり、本市の福祉施策に関する目標を定め、基本的方向性を示すとともに、権利擁護、包括的支援、参加・協働、居場所、相談支援など、高齢、障害、こども、生活困窮等福祉施策として共通して取り組むべき事項などの施策の方向性を示します。

（3）かまくらささえあい福祉プランとの関係

本市は、平成16年度に「鎌倉市地域福祉計画」を策定、平成18年度に地域福祉計画の要素を盛り込んだ「鎌倉市健康福祉プラン」を策定しました。その後、平成27年度からは、本市「鎌倉市健康福祉プラン」と市社協の「地域福祉活動計画」のうち「地域福祉計画」の要素を一体化した「かまくらささえあい福祉プラン」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

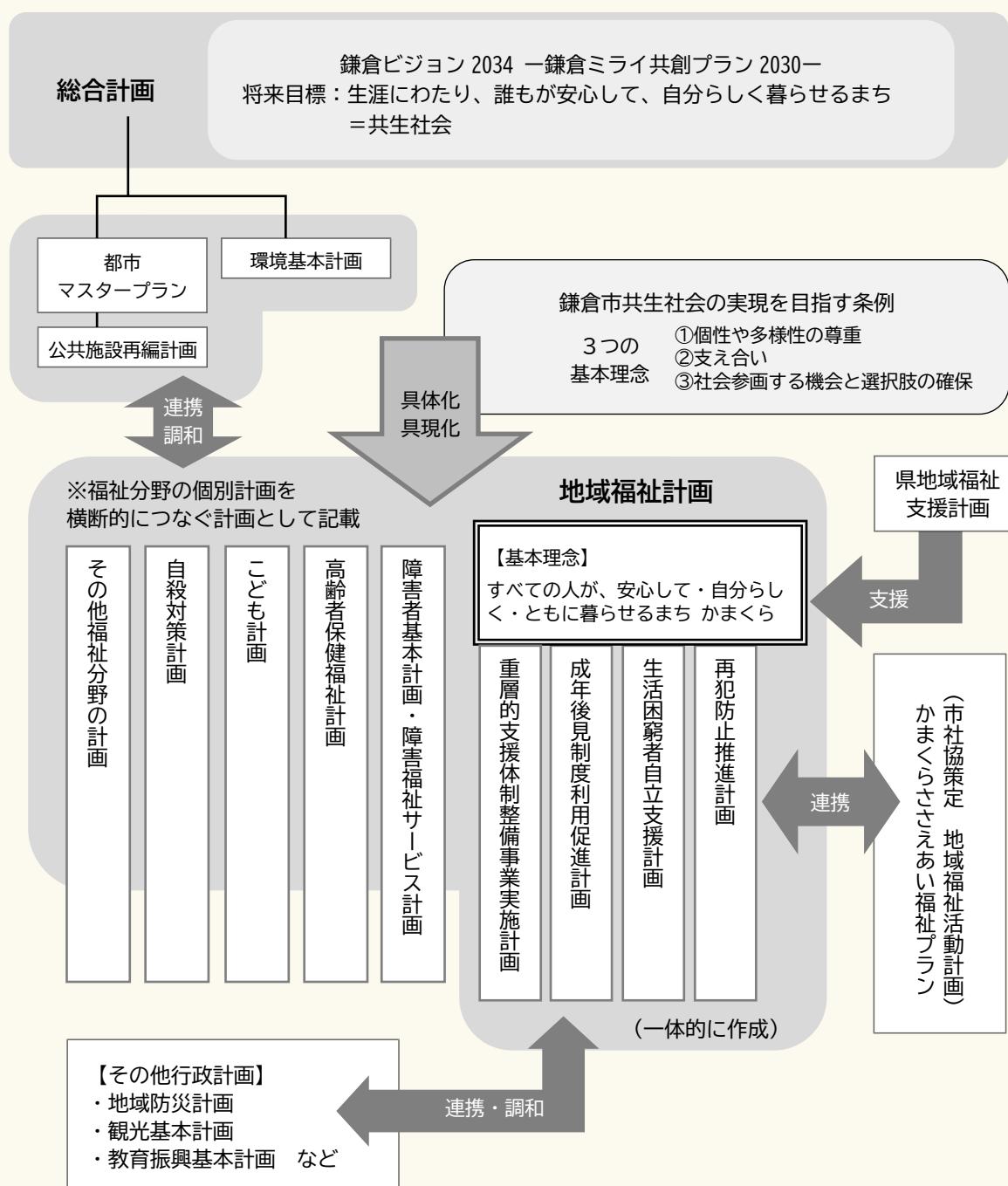
平成30年4月に社会福祉法が改正され、国が示した「地域共生社会の実現」の考え方により、本市としても、従来の「福祉」の概念を超えて、他分野と連携し、「我が事・丸ごと」を理念として地域福祉を進めることとしました。また、国のガイドラインにより、計画に盛り込むべき事項が定められ、市の基本的な考え方を明確に示す必要性が生じたことから、市社協の「地域福祉活動計画」とは別に、市の行政計画としてあらためて「地域福祉計画」の策定に取り組むこととしました。

本市のこのような動向を受け、市社協では、平成31年3月に地域福祉活動計画として「かまくらささえあい福祉プラン（第5次地域福祉活動計画）」を、さらに令和6年3月に「かまくらささえあい福祉プラン（第6次地域福祉活動計画）」を策定しました。

地域福祉活動計画は、地域における福祉課題の解決に向けて、市社協・行政・地域団体・ボランティア・福祉事業所・市民などが協働して取り組むための行動計画となっています。

計画の位置づけ図

「総合計画」、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」、「地域福祉計画に一体的に策定する計画」や「福祉分野の個別計画」等との位置づけを図に表すと次のとおりとなります。



（4）地域福祉計画に一体的に策定する計画

社会福祉法が定める、地域福祉計画に盛り込むべき「地域における高齢者・障害者・児童の福祉に関し、その他共通して盛り込むべき事項」および「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を明確化したうえで、本市では、とりわけ分野横断的な支援が必要な【包括的な支援体制の構築】【生活困窮者支援】【再犯防止】【権利擁護】の四項目について、下表のとおり本計画に包含し、一体の計画として位置づけます。

なお、それぞれの具体的な取組は、本計画第4章に記載します。

| 施策 | 計画名 | 位置づけ |
|-------------|-----------------|---|
| 包括的な支援体制の構築 | 重層的支援体制整備事業実施計画 | ・重層的支援体制整備事業について、法第106条の5の規定に基づく事業の提供体制を定める計画として、本計画に包含し、実施計画として位置づける。 |
| 生活困窮者支援 | 生活困窮者自立支援計画 | ・「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」を踏まえ、生活困窮者自立支援方策を記載することで本計画に含有し、当該計画として位置づける |
| 再犯防止 | 再犯防止推進計画 | ・再犯防止に関する取組を本計画に包含することで、本計画を再犯防止推進法第8条第1項に定める「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）」として位置づける |
| 権利擁護 | 成年後見制度利用促進計画 | ・成年後見制度利用促進に関する取組を本計画に包含することで、利用促進法第12条「市町村成年後見制度利用促進計画（基本計画）」として位置づける ※令和9年度以降は、高齢者保健福祉計画、障害者福祉計画に位置付ける予定 |

（5）鎌倉市における福祉分野の主な法定計画等

① 計画

本市の福祉分野における地域福祉に関する分野別計画は以下のとおりです。

| 計画名 | 根拠法令等 | 概要 |
|--|--------------------------------------|--|
| 高齢者保健福祉計画 (令和9年度～令和11年度) | 老人福祉法 介護保険法 | <ul style="list-style-type: none">・高齢者の総合的・基本的計画・介護サービス基盤の整備、認知症対策、介護人材対策等について記載・特別養護老人ホームの整備目標を設定 |
| 障害者基本計画 (令和6年度～令和11年度) | 障害者基本法 | <ul style="list-style-type: none">・障害者の自立と社会参加を支援する障害者基本法に基づく計画 |
| 障害福祉サービス計画 ※障害児福祉計画を含む (令和6年度～令和8年度) | 障害者総合支援法 児童福祉法 | <ul style="list-style-type: none">・障害者の地域生活を支援する体制整備等を図るための計画 |
| こども計画（子ども・子育てきらきらプラン） (令和7年度～令和11年度) | こども基本法 子ども・子育て支援法 次世代育成支援対策推進法 | <ul style="list-style-type: none">・子ども・子育て支援の総合計画・福祉・保健・医療・雇用・教育等にわたる施策や、人材の確保等の取組を記載 |
| 自殺対策計画 いきるをささえる鎌倉 (令和6年度～令和10年度) | 自殺対策基本法 | <ul style="list-style-type: none">・様々な関係機関が連携を強化し、「生きるための包括的支援」として、自殺対策を推進していく |
| かまくらささえあい福祉 プラン ～地域福祉活動計画～ (令和6年度～令和10年度) | — | <ul style="list-style-type: none">・地域福祉計画と連携し、地域住民、事業者、関係団体等が、地域福祉に主体的に関わるための具体的な活動計画 〔鎌倉市社会福祉協議会策定〕 |

② 条例

本計画に関連する主な条例は以下のとおりです。

| 条例名 | 趣旨・目的 |
|--|---|
| 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例 | 市、市民及び事業者が協力しながら、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会を実現することを目的とする。(平成31年4月1日施行) |
| 鎌倉市ケアラー支援条例 | ケアラーに対する支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、関係機関及び学校その他ヤングケアラーに関わる機関の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、共生社会の実現に寄与することを目的とする。(令和6年4月1日施行) |
| 鎌倉市男女共同参画推進条例 | 男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。(平成19年2月1日施行) |
| 鎌倉市犯罪のない安全安心まちづくり条例 | 犯罪被害の防止等について、市の責務並びに市民、自主防犯活動団体、事業者及び土地所有者等の役割を明らかにするとともに、防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図り、もって犯罪のない安全かつ安心して暮らすことができるまちづくりの実現に寄与することも目的とする。(平成23年4月1日施行) |
| 鎌倉市住居における物品等の堆積による不良な状態の解消及び発生防止のための支援及び措置に関する条例 | 市民が居住する建物等における物品等の堆積による不良な状態の発生を未然防止するとともに、不良な状態の解消を図り、かつ、再び発生させないための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。(平成30年4月1日施行) |
| つながる鎌倉条例 | 市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、市民活動及び協働の活性化に必要な環境を整え、もって市、市民等、市民活動を行うもの及び中間支援組織がお互いにつながりを大切にし、協力し合い、多様化する地域社会の課題を解決することで、魅力と活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。(平成31年1月8日施行) |
| 子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例 | 全ての子どもが大切にされ、のびのびと自分らしく安心して育つことができるよう、子どもを支援するための基本理念を定め、市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者の責務や役割を明らかにし、子どもへの支援を総合的かつ継続的に推進するための基本となる施策を定めることにより、子どもの育つ環境を整えることを目的とする。(令和2年3月13日) |

| | |
|--|--|
| 鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例 | 視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策に関する基本的な事項を定めることにより、視覚障害者及び聴覚障害者等が個人として尊重され、地域において安心して生活し、自らが望む形で社会に参加しやすい環境を整えることを目的とする。(令和3年7月2日施行) |
| 鎌倉市市民のくらしをまもる条例 | 消費者基本法第2条及び消費者安全法第3条の基本理念にのつとり、市民の消費生活に関し、市及び事業者の責務等を明らかにするとともに、消費者の権利の尊重及びその自立の支援に関する施策並びに消費者安全の確保に関する総合的な施策を定めることにより、市民の消費生活の安定及び向上を確保し、並びに安全で豊かな消費生活の実現に寄与することを目的とする。(令和3年4月1日一部改正・施行) |
| 鎌倉市犯罪被害者等支援条例 | 犯罪被害者等基本法の趣旨にのつとり、犯罪被害者等に対する支援について、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって誰もが安心して自分らしく暮らすことができる共生社会を実現することを目的とする。(令和7年4月1日施行) |
| 鎌倉市地域福祉計画推進委員会条例 | 社会福祉法第107条の規定に基づく鎌倉市地域福祉計画を策定するため、鎌倉市地域福祉計画推進委員会を設置し、その組織及び運営に關し必要な事項を定めるもの。(平成31年4月1日施行) |

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和15年度までの8年間とします。なお、計画期間中においても、国の動向などを踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

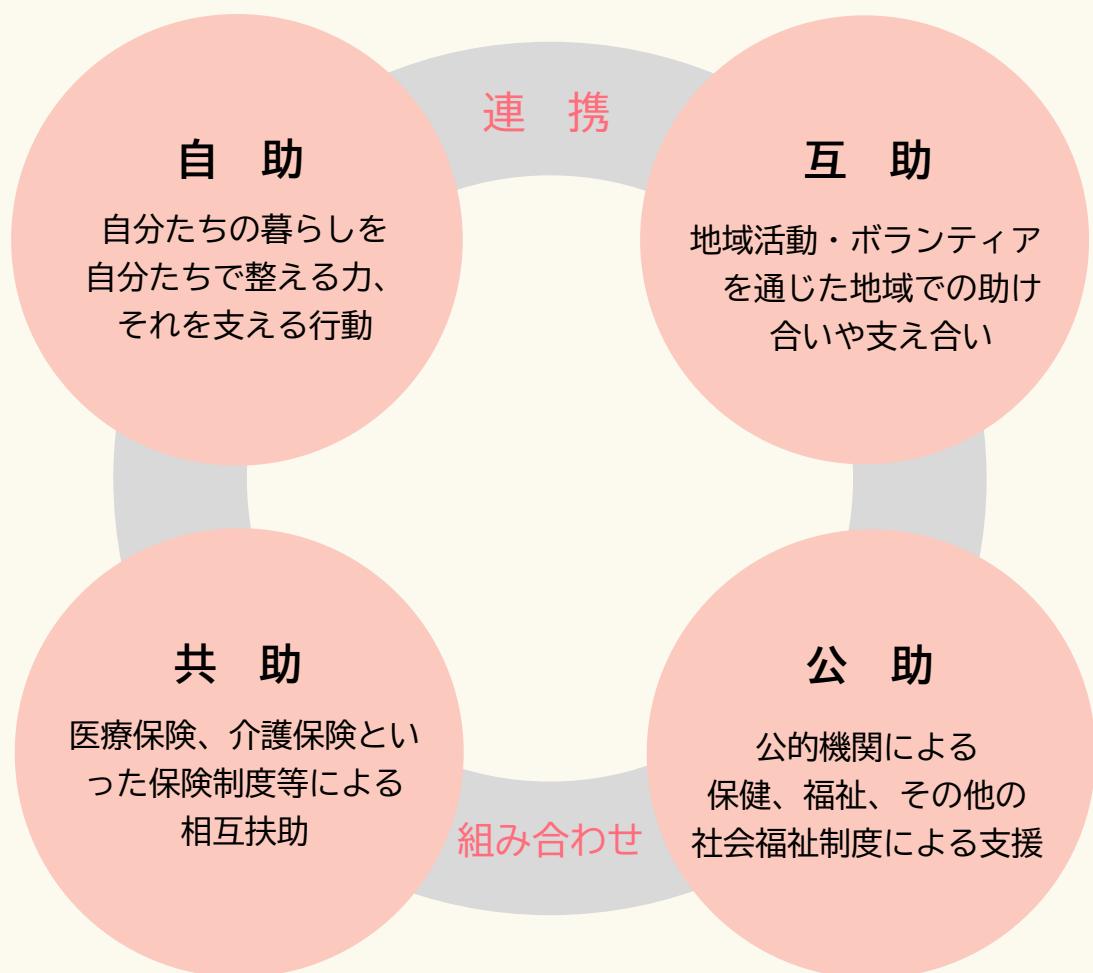
地域福祉計画及び関連する計画の計画期間

| 年度 | ～ | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | 2031 (R13) | 2032 (R14) | 2033 (R15) | 2034 (R16) | 2035 (R17) |
|------------------------------|---|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 鎌倉市基本計画 | | | | | | | | | | | | |
| 地域福祉計画 | | | | | | | | | | | | |
| 地域福祉活動計画 ※市社協策定 | | | | | | | | | | | | |
| 高齢者保健福祉計画 | | | | | | | | | | | | |
| 障害者基本計画 | | | | | | | | | | | | |
| 障害福祉サービス計画 ※第3期障害児福祉計画を含む | | | | | | | | | | | | |
| 子ども・子育て きらきらプラン | | | | | | | | | | | | |
| 子ども・若者 育成プラン | | | | | | | | | | | | |
| 自殺対策計画 | | | | | | | | | | | | |

5 計画の基本的な考え方

(1) 「地域福祉」をつくる、それぞれの役割

生活課題が複雑化・複合化する中で、地域福祉の推進においては、行政施策にとどまらず、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の支え合い（互助）、社会保障などの相互扶助（共助）、公的機関による支援（公助）が役割を分担し、相互に連携して取り組むことが重要です。地域における多様な主体の連携を進め、公私のバランスの取れたセーフティネットの充実を図ることを本計画の基本的な考え方とします。



(2) 地域福祉計画における圏域の考え方

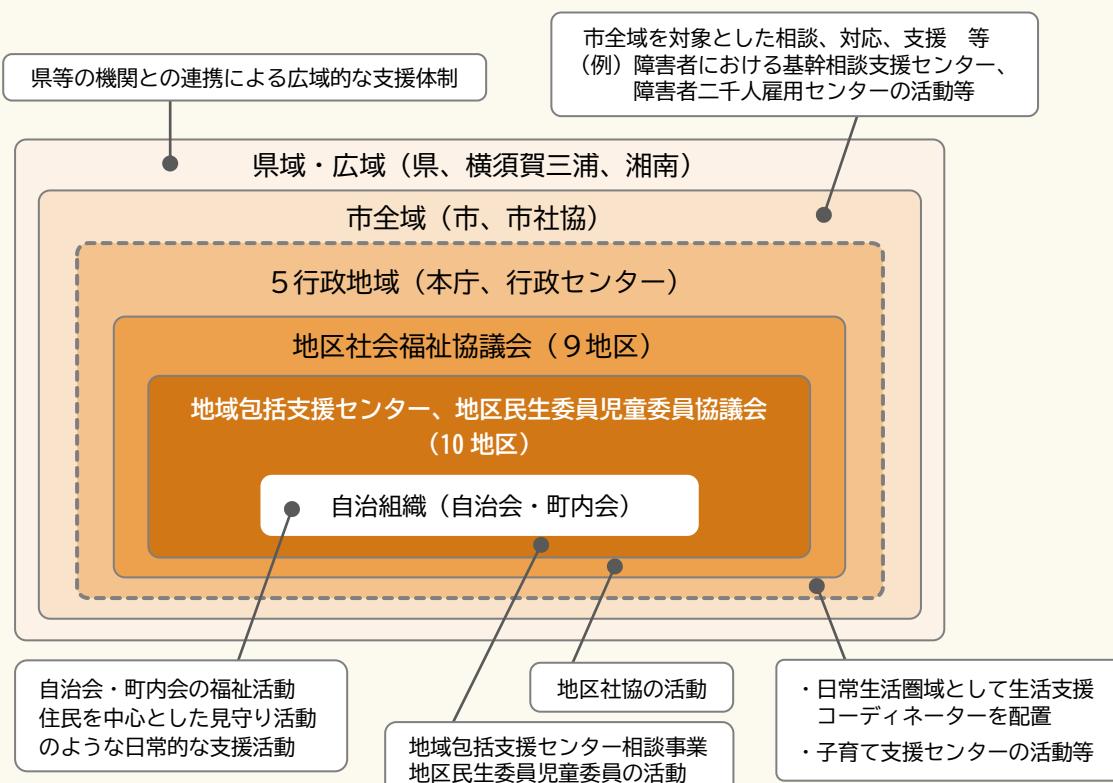
本市では、地域の区分けとして、地域活動の大きなまとまりである5行政地域を基本に各施策を展開しています。一方、地域福祉の推進の視点からは、近年、地域住民が福祉活動を進めるための重層的な活動範囲（地域福祉の「圏域」）としての「地域福祉圏域」という考え方があり、活動内容や支援対象に応じてその範囲を設定することができます。これは、介護保険で用いる「日常生活圏域」（高齢分野のサービス提供単位）と概念的に重なる部分がありますが、地域福祉圏域は年齢や分野を問わず、地域全体で福祉を進める活動圏として捉えるもので、本市では、地区社会福祉協議会（地区社協）の9圏域を、地域福祉を担う基礎的な「地域福祉圏域」として位置づけています。

また、わたしたちの身近には、様々な分野で規定される小さな圏域が多様に存在し、小さな圏域だからこそ早期に気づける生活課題や、個々のニーズに即したきめ細かな対応が必要となる場合があります。地域福祉活動や日常生活の環境改善は、そのような小さな圏域を単位として取り組まれることが多く、当該圏域で対応が困難な課題は、より大きな圏域で共有・解決を図る取組につなげることが推奨されます。加えて、多様な参画者による課題への検討を通じた、新たな活動の芽生えや展開も期待されるところです。

本計画では、地域福祉圏域を以下のイメージのとおり捉え、見守り活動のような日常的な支援の関わりから、県や近隣自治体との広域連携による支援体制まで、重層的に存在する複数の「圏域」ごとの機能を段階的に整理・明確化します。これにより、それぞれの活動主体が互いの活動を尊重しつつ、地域福祉の推進という共通目標に向けて体制・環境の構築に取り組み、多様な圏域を通じた地域福祉の推進を図ります。

※イメージ図は現計画の図を添付。変更の可能性あり。

■ 「地域福祉圏域」の重層的イメージ



第2章

地域福祉を取り巻く現状と課題

1 鎌倉市の概況

本市は、三方を山地に囲まれ、東側は相模湾に面する地形を有し、自然・歴史的景観と都市機能が共存する特性を持っています。東京駅から電車で約1時間という首都圏からの近接性を背景に、丘陵や海といった自然環境、古都の歴史風土、海浜レクリエーション、良質な居住環境などが重層する多面的な都市という性格を有しています。この地理的条件は、景観保全、防災、観光振興、住環境の調整など、多様な観点からのまちづくりを求める要因となっています。

歴史的には、古都として中世からの歴史・文化資源を数多く有しており、武家政権の中心地としての歴史的価値は、現在の都市景観や地域文化、観光資源に大きな影響を与えています。また、明治時代には首都圏近郊の別荘地として発展し、鎌倉文士による地域貢献活動が活発に行われたほか、高度経済成長期以降は、鶴岡八幡宮の景観を宅地開発から守ろうと市民が団結した御谷騒動（日本初のナショナル・トラスト運動や古都保存法の制定につながる市民運動）、特定非営利活動促進法（以下、NPO法）施行を契機とした日本初の公設民営NPOセンターの開設などがあり、各時代の歴史的背景は、市民生活における支え合いや地域活動の場づくり等の基盤となっています。

市内の地形を見ると、旧市街地と新市街地の二極構造がみられる一方、丘陵が多く平地が少ないことから、市街地は縁に囲まれ分節化し、慢性的な渋滞や狭隘な道路、歩道整備率の低さといった日常の移動課題が生じやすい状況です。沿岸部では津波災害を含む切迫性のある災害リスクが身近な課題であり、事前防災（避難・安否確認・要配慮者支援等が円滑に行えるよう、平時からの支え合いを進めること）を担う地域コミュニティは弱体化しています。

平坦地が限られ、流通する不動産も希少なため、新たな「居場所」の整備は物的制約を受けやすい一方、需要は高く、多様な主体が継続的に活動できる地域拠点は相対的に不足しています。地域福祉の観点からは、既存拠点の有効活用と面的なネットワーク化が課題です。

市の多様な魅力に惹かれて集う市民も多様で、オーバーツーリズムによる日常生活への影響も含め、ともに生きるための知恵が求められています。

市の地理的・歴史的特性を踏まえ、生活圏ごとに5つの地域圏域に整理すると、それぞれの地域が個別の課題を有しており、地域特性を踏まえた包括的な支援体制の構築が重要となります。

| 行政地域 | 地域特性 |
|------|---|
| 鎌倉地域 | 鎌倉駅周辺に歴史・文化施設や観光資源が集中。駅前の利便性の高い地区と、交通不便な住宅地が二極化。地域全体において、オーバーツーリズムによる混雑で日常生活が脅かされる課題がある中、高齢者・障害者の生活利便性向上に加え、住民生活を守るサービス確保、多世代交流の場づくり、コミュニティ強化が求められる。 |
| 腰越地域 | 海岸沿いの住宅地と漁業・観光が共存する地域。エリアにより、古くからの漁師町と大手開発による区画整理の新興住宅地が併存。人口構成や生活様式の異なる地域間でのコミュニティ形成・交流促進が課題。津波・高潮などの災害リスクへの備えと、高齢者・障害者の避難支援、日常の生活サービス確保が求められる。近年、オーバーツーリズムによる混雑が課題。 |

| | |
|------|---|
| 深沢地域 | 市西部の郊外住宅地で、子育て世帯が多い。生活利便性の向上、交通アクセスの改善、学校・保育施設や医療機関へのアクセス確保が課題。自然環境保全と地域福祉施策の両立が求められる一方、丁寧な調整・配慮が必要。地域内に広大な未利用地を有する。 |
| 大船地域 | 大船駅を中心に住宅地が広がる地域で、医療・福祉・教育の拠点が集中。首都圏のベッドタウンとしての性格が濃く、商店街も活発。地域の範囲が広く、駅周辺は都心通勤に便利な一方、戦後造成の住宅地には交通不便な場所もある。高齢者の通院・買い物支援、移動手段の確保、医療・介護の連携強化が求められる。 |
| 玉縄地域 | 市北西部の住宅地と山間部を含み、緑豊かで落ち着いた生活環境が特長。エリアとして比較的コンパクトで、地域福祉を構成する重層的な各圏域が揃いやすく、横断的な取組が行われやすい。交通利便性の課題から、地域コミュニティを基盤とした高齢者や障害者の生活支援が求められる。 |

2 鎌倉市の共生社会推進の概要

本市は、平成31年（2019年）4月の「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」の施行を契機として、共生社会の実現に向けた取組を制度・分野を横断して推進してきました。分野別の事業を個別に展開するのではなく、共生社会の理念に基づき、既存制度の見直しや地域の土壤づくりまでを含め、新たな制度を積極的に活用しながら一体的に進めている点が特徴です。

令和2年（2020年）には、市役所本庁舎の入口付近に「くらしと福祉の相談窓口」を開設し、断らない相談のワンストップ窓口を試行的に開始、令和3年（2021年）には、分野・テーマごとに分かれていた市民センター制度を再編し、共通名称「かまサポ！」のもとでかまくら市民センターの縦割りを低減しました。

令和4年（2022年）には、重層的支援体制整備事業を開始し、相談で把握した複合課題を参加支援・地域づくりの取組への支援につなげる体制の整備に着手しました。

令和6年（2024年）には、重層的支援体制整備事業の地域づくりを福祉分野にとどめず進めるため、孤独孤立の0次予防を目指した「人と地域がつながるプラットフォームかまくら（ここかま）」を立ち上げ、官民連携による場・ネットワークづくりを推進するとともに、「鎌倉市ケアラーチ援条例」を制定し、ケアの必要な市民とケアラーを包括的に支援する体制を強化しました。

このほかにも、「かまくらこども相談窓口きらきら」（子ども・教育のワンストップ窓口）の開設、障害者就労の累計2,000人到達、「かまくら障害者支援アプリ」の導入、医療的ケア児等コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等整備事業の開始、市立小中学校すべてでの特別支援学級設置完了など、子どもも大人も、障害や困難の有無を問わず暮らしやすい環境の整備を進めています。

これらの取組は、「安心して暮らし続けられる地域」をめざし、相談（包括）—参加—地域づくりをつなぐ仕組みを市全体で構築するプロセスであり、共生社会の理念を制度・人材・拠点・ネットワークの各層に着実に広げていくものとして位置付けられています。

| 年 | 内容 |
|-------|--|
| 平成31年 | ・鎌倉市共生社会の実現を目指す条例の制定 |
| 令和2年 | ・「くらしと福祉の相談窓口」の開設 ・ひきこもり支援に本格的に着手 |
| 令和3年 | ・鎌倉市市民のくらしをまもる条例の制定及び鎌倉市くらし見守りネットワークの創設 ・鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例の制定 ・第3回地域共生社会推進全国サミット in かまくら ・分野・領域別の市民センター制度の一体化の開始（通称、かまサポ！） |
| 令和4年 | ・重層的支援体制整備事業の開始 ・鎌倉版フォルケホイスコレ事業「鎌倉 FiKA」の開始 |
| 令和5年 | ・「かまくらこども相談窓口きらきら」の開設 ・障害者の就労者数が累計で2000人に達する（H30に鎌倉市障害者二千人雇用センターを開設） |

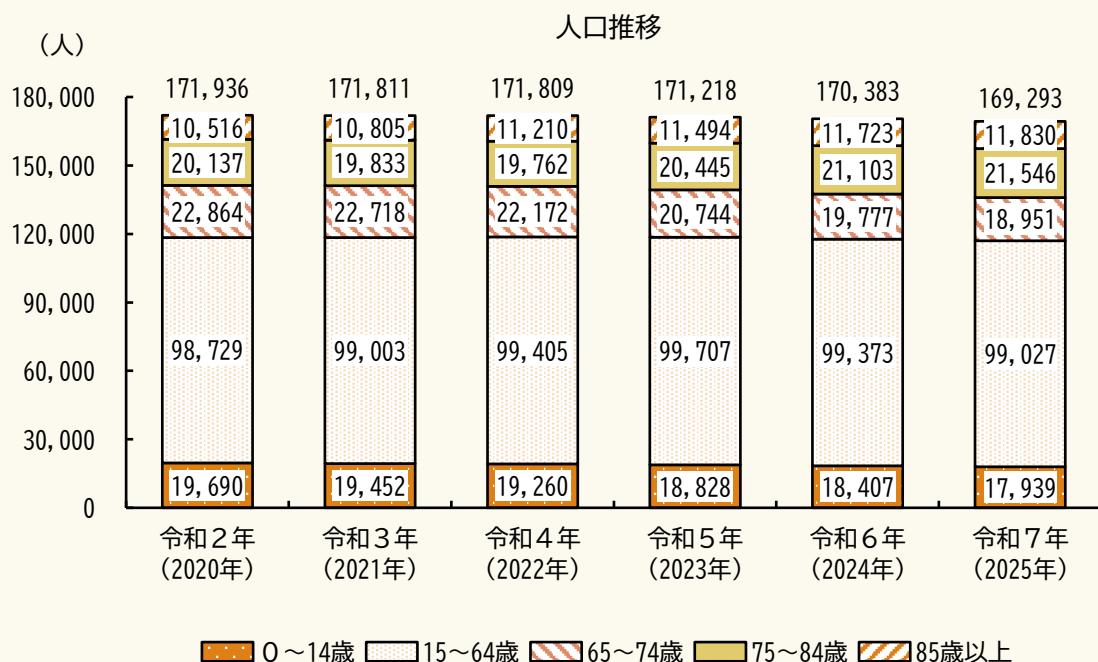
| | |
|------|---|
| 令和6年 | <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉海浜公園由比ガ浜地区にインクルーシブ広場をオープン ・鎌倉市ケアラー支援条例の制定 ・鎌倉市版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム「人と地域がつながるプラットフォームかまくら（通称：ここかま）」を創設 ・医療的ケア児等コーディネーターの設置 ・障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境整備を目的とした地域生活支援拠点等整備事業を開始 |
| 令和7年 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害サービス等に関する情報を迅速かつ簡易に入手できる「かまくら障害者支援アプリ」の導入 ・鎌倉市立小・中学校の全校に特別支援学級を設置完了 ・鎌倉市犯罪被害者等支援条例の制定 |

3 鎌倉市の統計データからみえる現状

(1) 人口

① 推移

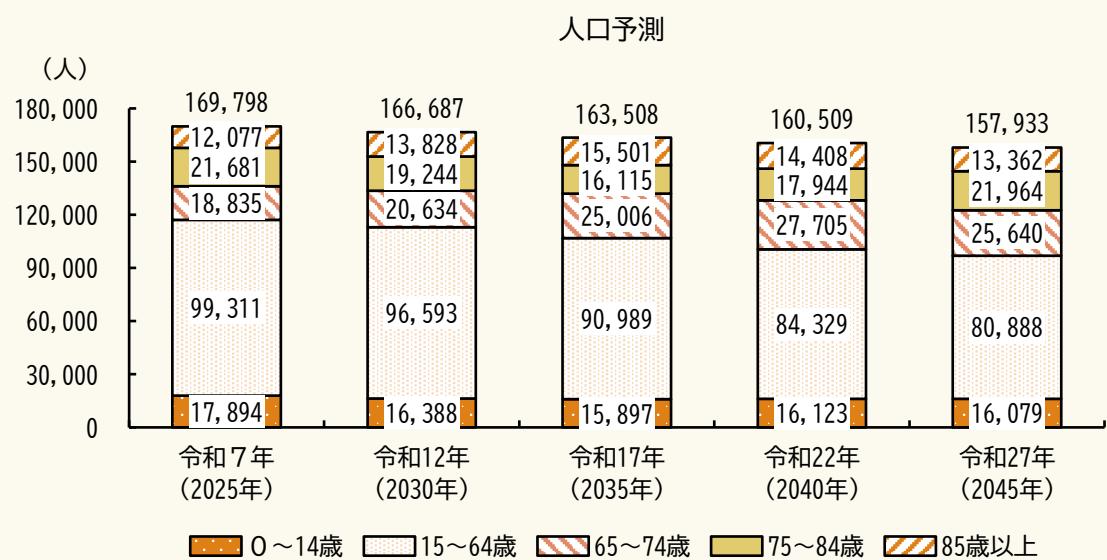
市の総人口は、直近の令和6年（2024年）と令和7年（2025年）を比較すると170,383人から169,293人へ、1,090人減少しており、令和2年（2020年）から令和7年（2025年）にかけても、おおむね減少傾向となっています。特に、令和2年（2020年）と令和7年（2025年）を比較すると、0歳～14歳の年少人口は、19,690人から17,939人と1,751人減少、15歳～64歳の生産年齢人口は98,729人から99,027人と298人増加しています。一方、65歳以上の高齢者人口は、年齢別にみると、令和2年（2020年）と令和7年（2025年）を比較して65歳～74歳は22,864人から18,951人と3,913人減少していますが、75歳～84歳が20,137人から21,546人へ1,409人増、85歳以上が10,516人から11,830人に1,314人増となっていることから、75歳以上の後期高齢者が増加していることがわかります。



資料：神奈川県年齢別人口統計調査 年齢別人口（各年1月1日現在 各歳別）
※年齢不詳が含まれるため、各年齢の合計と総人口は一致しない場合があります。

② 予測

鎌倉市総合計画（基本構想「鎌倉ビジョン2034」及び基本計画「鎌倉ミライ共創プラン2030」）における人口予測（国立社会保障・人口問題研究所（社人研）準拠推計）によると、令和7年（2025年）から令和27年（2045年）までの予測で、今後は減少傾向が強まると推計しています。年齢別では、65歳以上の高齢者人口が令和27年（2045年）までに60,000人に近づくと予測されています。高齢者人口の横ばい傾向は、65～74歳の前期高齢者人口が減少しているのに対して、75歳以上の後期高齢者人口が増加する傾向が続くことに由来します。これらのことは、要支援・介護高齢者の増加のみならず、買い物・調理・掃除・ごみ出し・外出移動など生活支援ニーズの増加を意味します。また、0～14歳の年少人口は、令和7年（2025年）から令和27年（2045年）までの間に約2,000人、15～64歳の生産年齢人口は約18,000人減少すると予測されており、ますます高齢化率が高くなることが予測されます。高齢化率が高くなることにより、介護や支援を必要とする人が増えていく一方で、介護や支援を担う人が減っていくという課題が大きくなります。課題の解消のためには、年齢に関わらず、あるいは介護や支援を受けていても、できる範囲で他者を支える役を担い、それが生きがいとなるような仕組みが求められます。

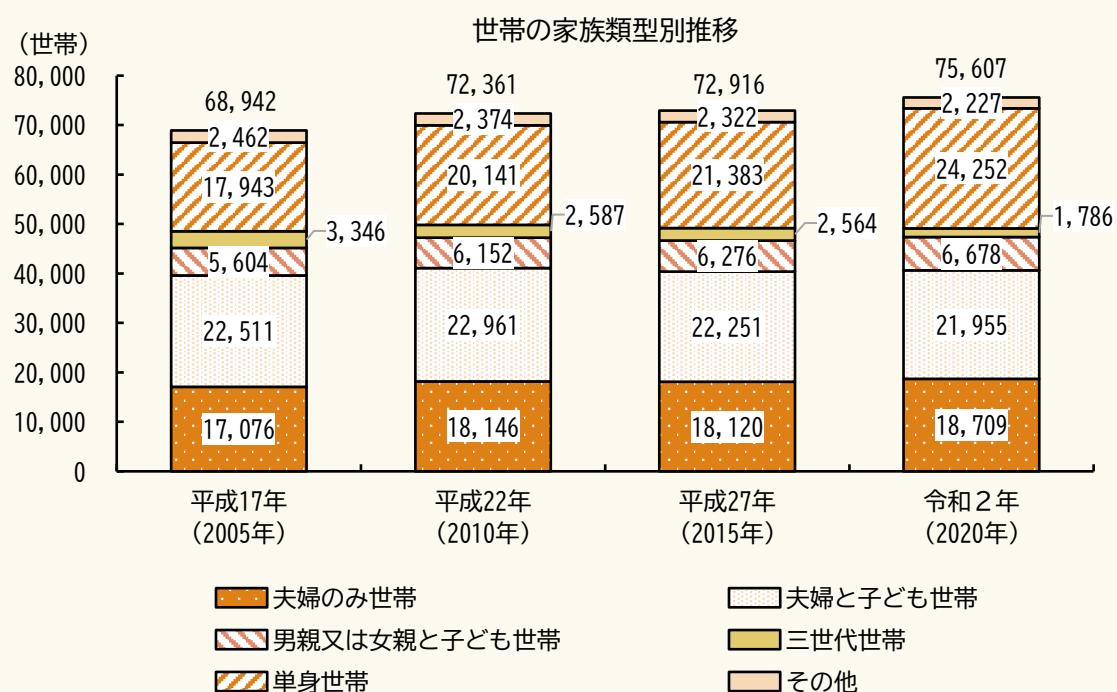


資料：鎌倉市総合計画 -鎌倉ビジョン 2034- -鎌倉ミライ共創プラン 2030-
(国立社会保障・人口問題研究所（社人研）準拠推計)

(2) 世帯

① 世帯の家族類型別推移

三世代世帯が減少し、単身世帯、夫婦のみ世帯、男親又は女親と子ども世帯が増加しています。世帯人員が減ることは、家族の自助力の低下につながります。以前は、家族が支え合って解決できていた生活課題を解決できなくなり、社会問題化していくことが考えられます。今後は、自助で解決できないときに、互助・共助・公助で解決できるような仕組みが求められます。

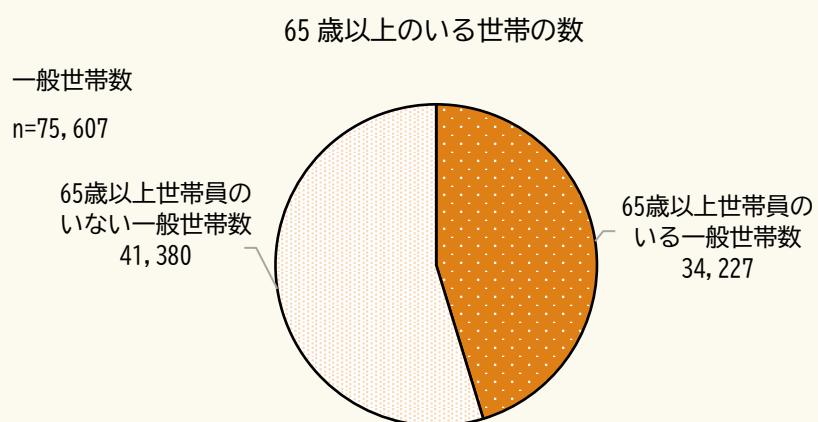


資料：総務省統計局国勢調査結果（各年 10 月 1 日現在）

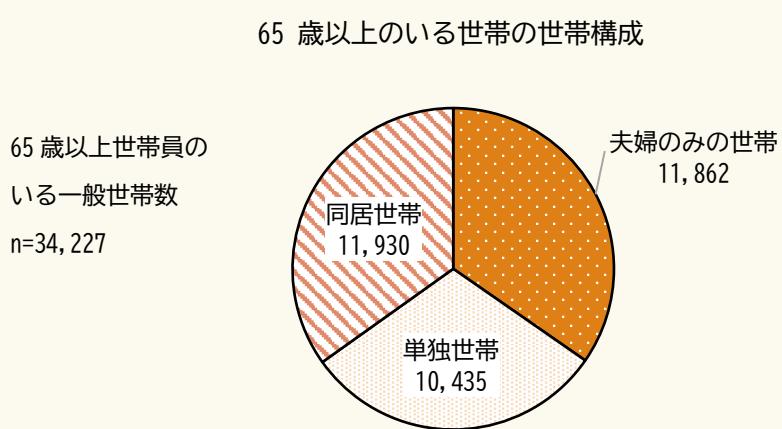
② 高齢者世帯

ア 令和2年（2020年）国勢調査の結果

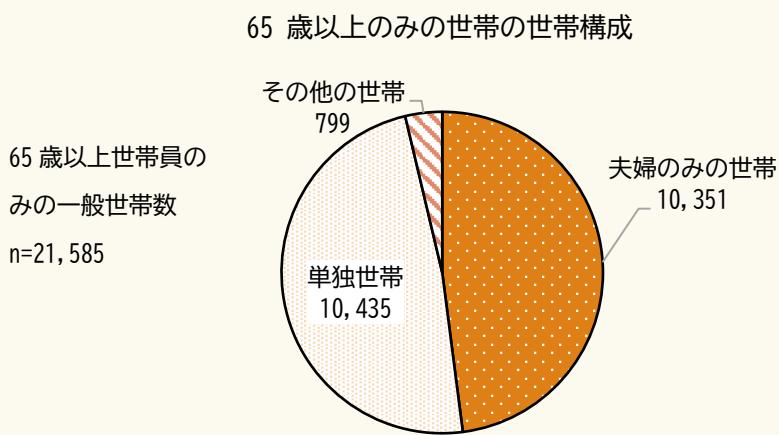
令和2年国勢調査の結果をみると、65歳以上のみで生活している世帯数（21,585世帯）は全世帯数（75,607世帯）の28.5%にあたり、約3世帯に1世帯の割合で高齢者のみで生活をすることになります。また、65歳以上のみで生活している世帯の構成をみると、単独世帯数が10,435世帯、夫婦のみの世帯が10,351世帯（人数は倍の20,702人）となって います。これを人数にして計算すると合計で31,137人です。年齢別人口をみると老人人口が53,686人であることから、高齢者の58%が単身世帯ないし夫婦のみ世帯で暮らしていることになります。このことは、家族の介護力の低さを示しており、調理、掃除、外出移動などの生活支援のニーズが増大すると考えられることから、より身近な地域住民による助け合い、支え合いの仕組みや、地域、行政、市民団体、民間企業等が連携しながら地域で支えていく仕組みが必要です。



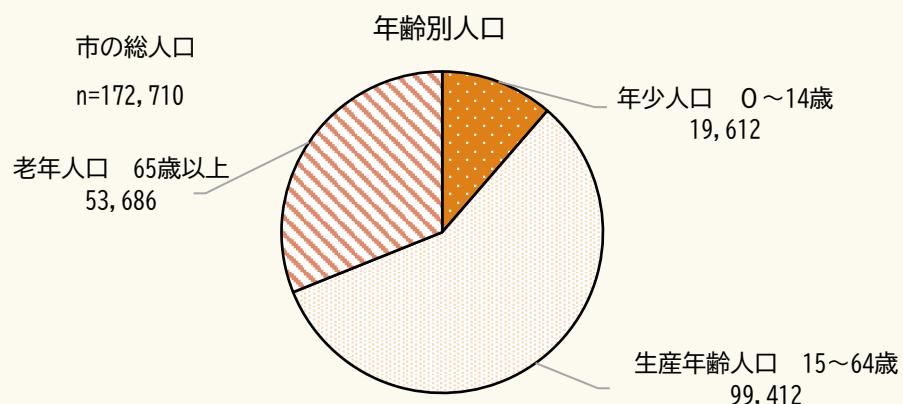
資料：総務省統計局国勢調査結果（令和2年10月1日現在）



資料：総務省統計局国勢調査結果（令和2年10月1日現在）

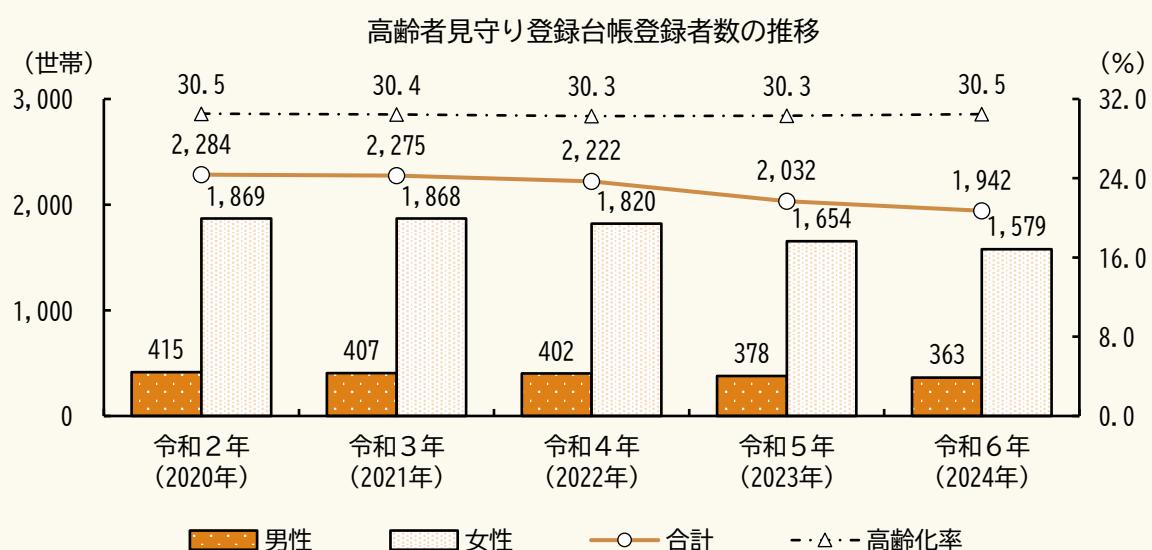


資料：総務省統計局国勢調査結果（令和2年10月1日現在）



資料：総務省統計局国勢調査結果（令和2年10月1日現在）

イ 高齢者見守り登録台帳登録者数の推移



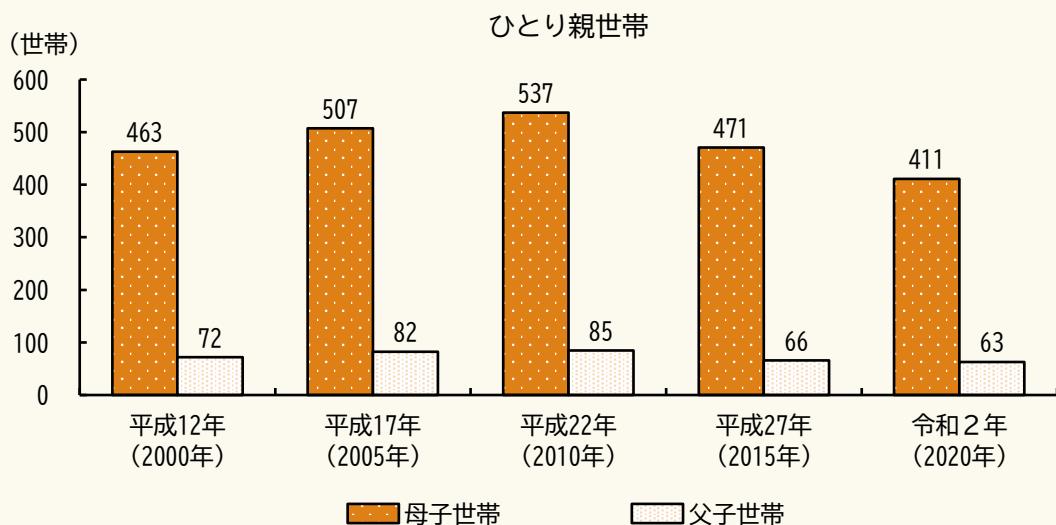
※ 任意の登録制度。

※ 概ね70歳以上で一人暮らし又は一人暮らしと同じ状態にある方が対象

資料：鎌倉市高齢者いきいき課（各年10月1日現在）

③ ひとり親世帯

母子家庭・父子家庭は、平成12年（2000年）から平成22年（2010年）にかけては増加していましたが、平成22年（2010年）から令和2年（2020年）にかけては減少しています。母子家庭・父子家庭の数は大きな変動や傾向はありませんが、引き続き、ひとり親家庭への相談支援、就労支援、子育てサポート支援を継続していく必要があります。



※ 18歳未満の子どもがいる、母子のみ、父子のみの世帯で、他の世帯員がいる世帯は含まない

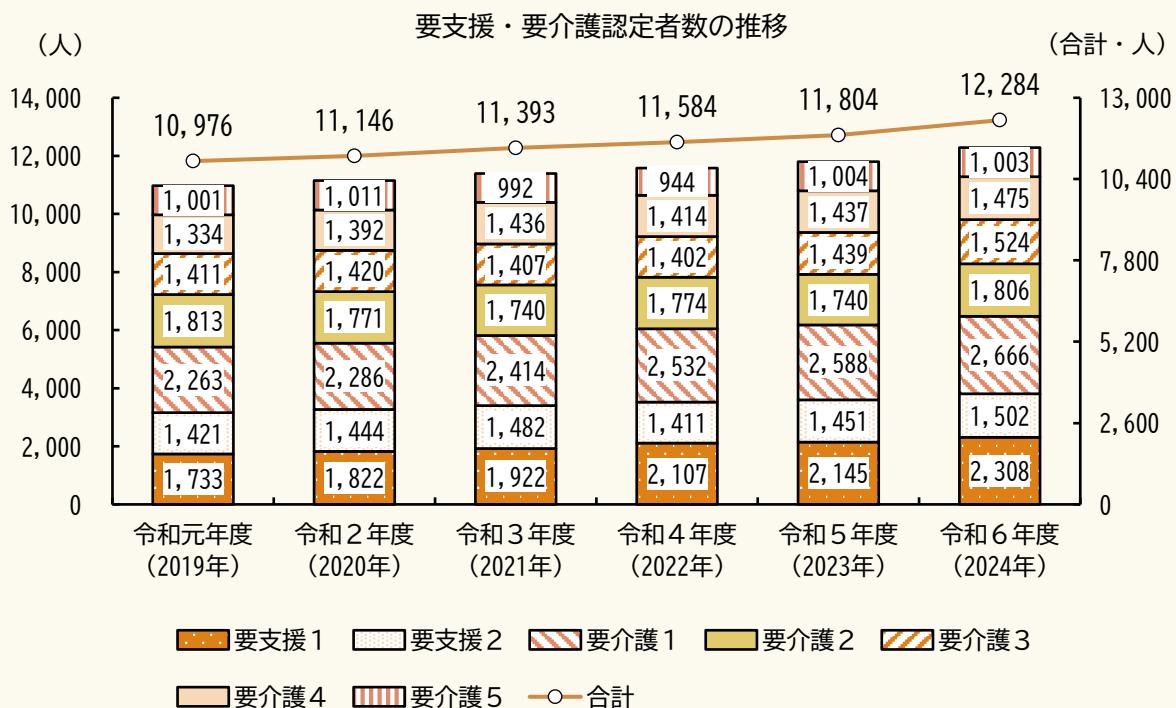
資料：総務省統計局国勢調査結果（各年10月1日現在）

(3) 要支援・要介護認定者数の推移と予測

① 推移

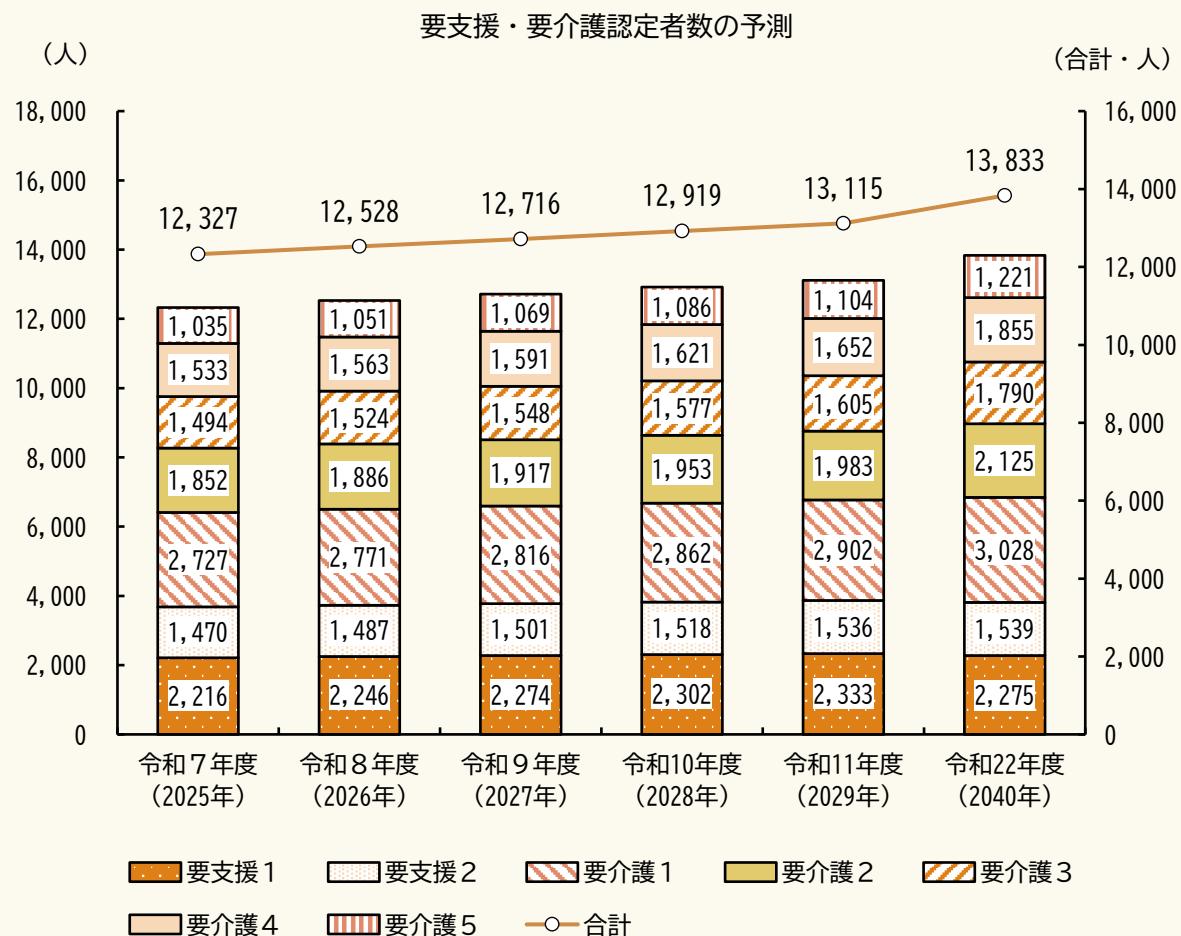
要支援・要介護認定者数は、令和6年（2024年）12月末現在12,284人となっており、令和元年（2019年）12月末の10,976人と比較して約1.2倍に増加しています。要因としては、要介護ハイリスク世代である75歳以上の後期高齢者の増加などが考えられます。

また、いわゆる団塊の世代のすべてが75歳以上となる令和7年（2025年）に向けて、後期高齢者人口も増加していくと推計されており、要介護者数は今後さらに増加することが見込まれます。



資料：厚生労働省 介護保険事業状況報告 月報（暫定版）（各12月末現在）

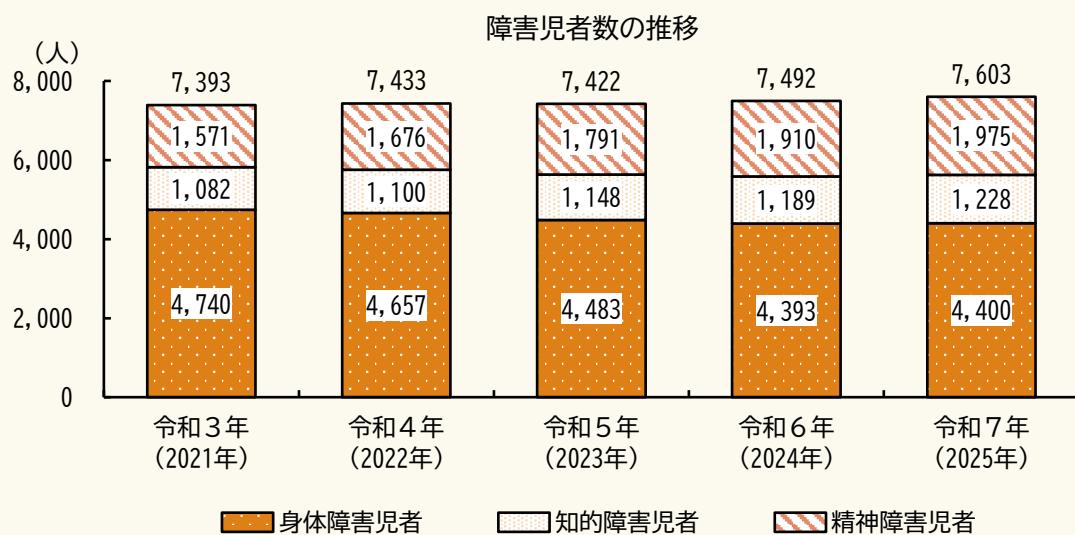
② 予測



資料：鎌倉市高齢者保健福祉計画（令和6年3月策定）

(4) 障害児者数の推移

障害児者数は、令和3年（2021年）と令和7年（2025年）を比較すると、4年間で7,393人から7,603人へ、210人（2.8%）増加しています。手帳の種別ごとにみると、全体のうち一番大きな割合を示す身体障害児者数は、4,740人から4,400人に340人（7.2%）減少している一方、知的障害児者数は1,082人から1,228人へ146人増加（約13.5%）、精神障害児者数は1,571人から1,975人へ404人増加（約25.7%）しており、特に精神障害児者数が大きく増加しています。



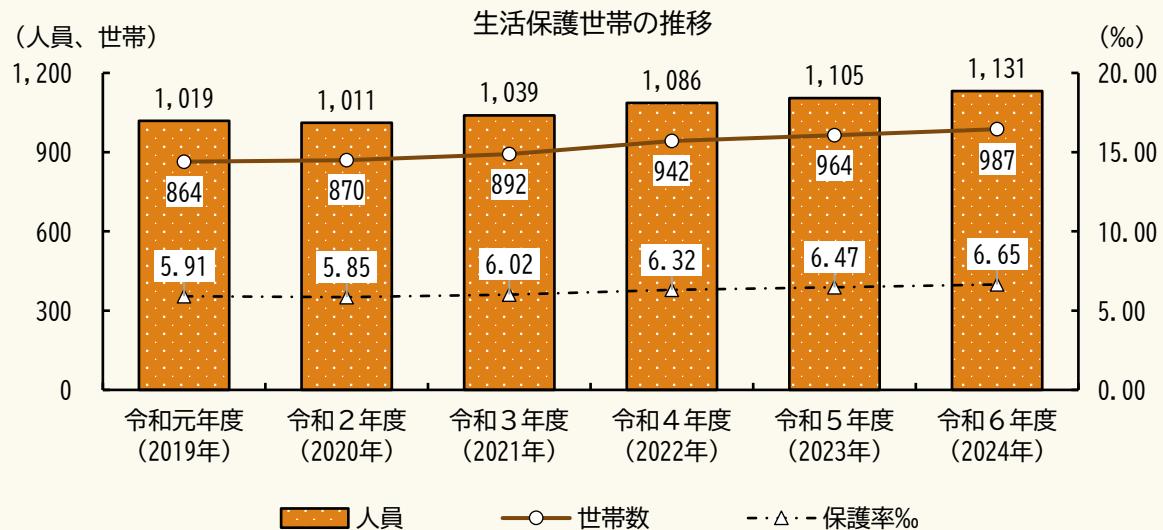
※ 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者数

※ 精神保健福祉手帳数は、各前年度3月31日現在

資料：鎌倉市障害福祉課（各年4月1日現在）

(5) 生活保護世帯の推移

生活保護世帯数は増加の一途で、令和6年度（2024年度）の保護率は管内人口の6.65%に達しています。雇用を通じた生活保障の機能低下（就職困難、不安定雇用）などの社会情勢の変化も見られる中、人々の社会的孤立の問題も生じており、生活困窮に対する取組として、「関係性の貧困」など新たな課題への取組も進める必要があります。



※ 保護率は（被保護人員の実数）÷（市内人口）×1000（‰ …千分率）

※ 被保護世帯数には保護停止中も含む

資料：鎌倉市生活福祉課（各年度月平均）

4 アンケート調査結果から見える現状

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

市民の暮らしや、関係機関・団体の状況を把握し、「地域福祉計画（令和8年度（2026年度）～令和15年度（2033年度）」策定の基礎資料とすることを目的として調査を実施しました。

② 調査対象

市 民：市内在住の13歳以上3,000人を対象に無作為抽出

福祉関係団体：市内の福祉関係団体を対象に調査

③ 調査期間

令和7年6月～7月

④ 調査方法

市 民：郵送による配布・回収およびWEBフォームからの回答

福祉関係団体：メールによる依頼およびWEBフォームからの回答

⑤ 回収状況

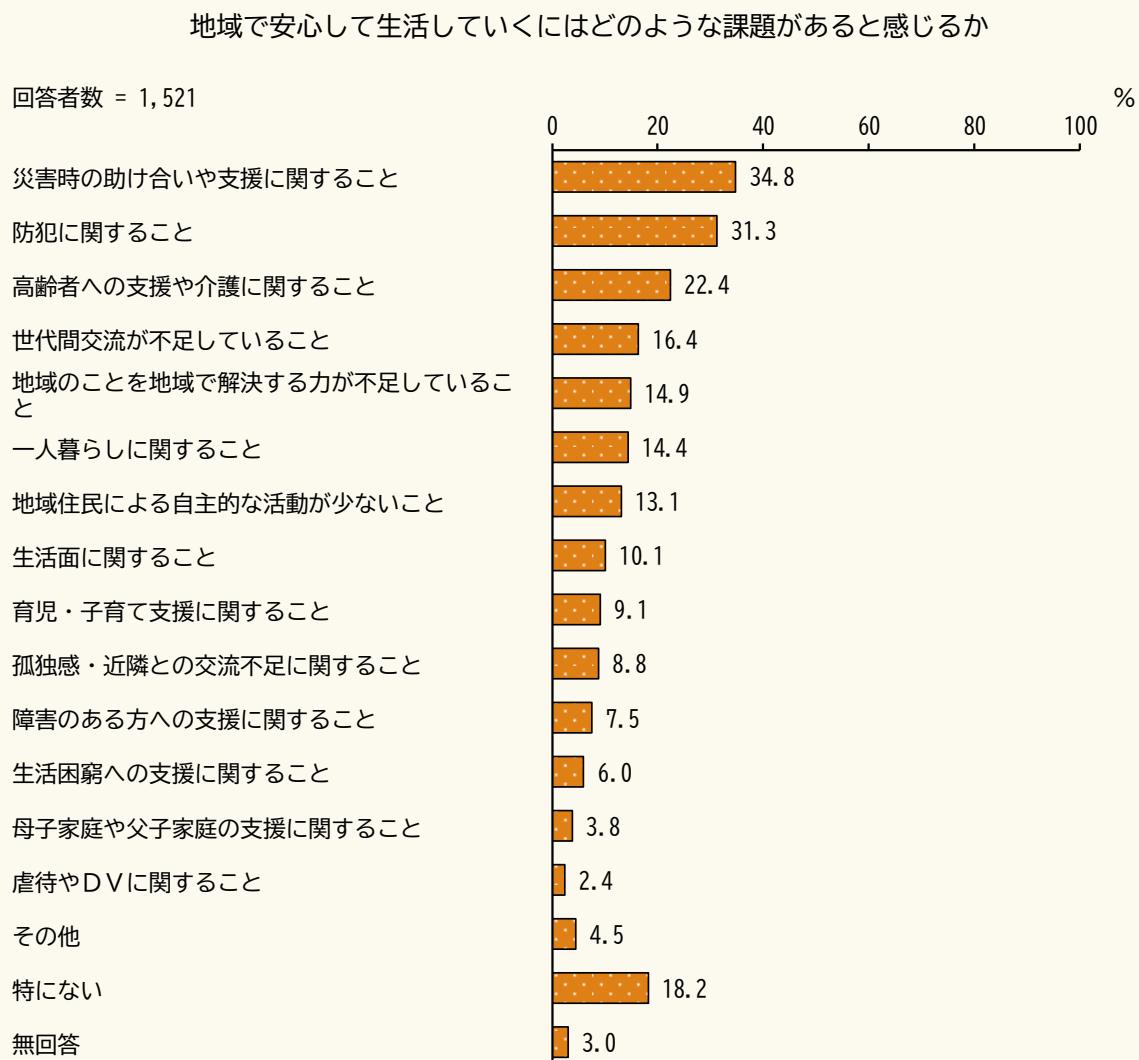
| | 配布数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
|--------|--------|--------|-------|
| 市 民 | 3,000通 | 1,521通 | 50.7% |
| 福祉関係団体 | 36通 | 29通 | 80.6% |

(2) アンケートの主な結果

【市民調査結果】

① 地域で安心して生活していくにはどのような課題があると感じるか

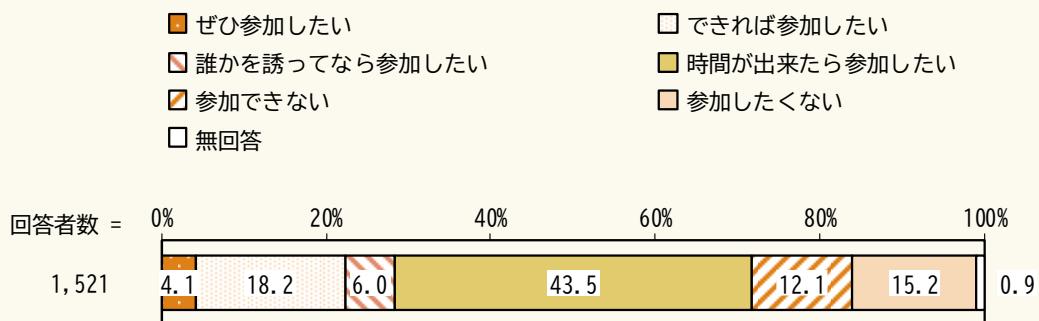
「災害時の助け合いや支援に関すること」の割合が34.8%と最も高く、次いで「防犯に関すること」の割合が31.3%、「高齢者への支援や介護に関すること」の割合が22.4%となっており、地域において協力して避難する意識が十分に醸成されていないことがうかがえます。



② 地域問題を話す機会の参加有無

「時間が出来たら参加したい」の割合が43.5%と最も高く、次いで「できれば参加したい」の割合が18.2%、「参加したくない」の割合が15.2%となっています。「誰かを誘ってなら参加したい」の割合は6%と低く、ひとりでも参加したいニーズがうかがえます。

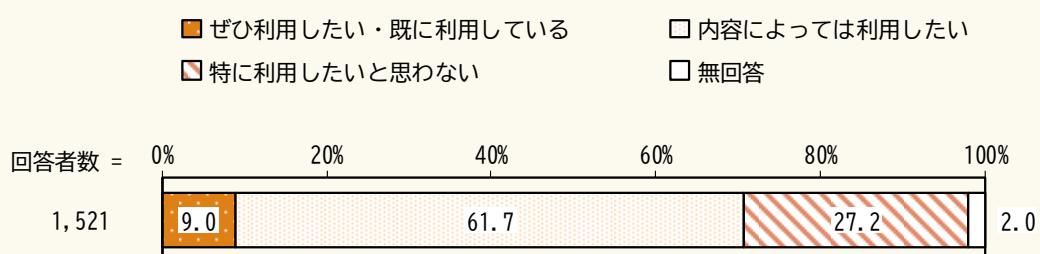
地域問題を話す機会の参加有無



③ 地域住民が集い交流できる場の利用有無

「ぜひ利用したい・既に利用している」の割合が9.0%、「内容によっては利用したい」の割合が61.7%、「特に利用したいと思わない」の割合が27.2%となっています。地域住民が集い交流できる場の利用の意向は全体として高い水準にあることがうかがえます。

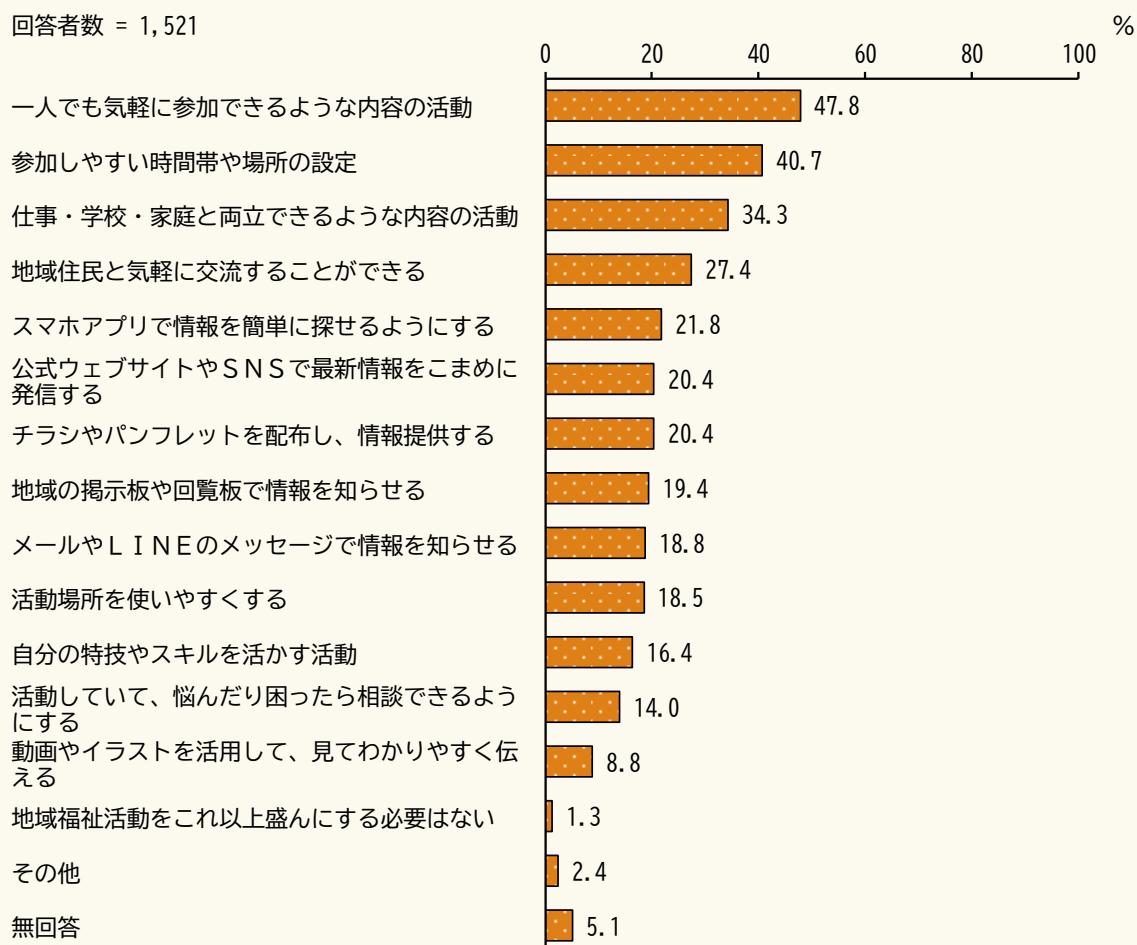
地域住民が集い交流できる場の利用有無



④ 地域福祉の活動を促進するために必要なこと

「一人でも気軽に参加できるような内容の活動」の割合が47.8%と最も高く、次いで「参加しやすい時間帯や場所の設定」の割合が40.7%、「仕事・学校・家庭と両立できるような内容の活動」の割合が34.3%となっています。広報についてのニーズを足し合わせると、地域福祉活動の促進には、情報提供のさらなる工夫について高いニーズがうかがえます。

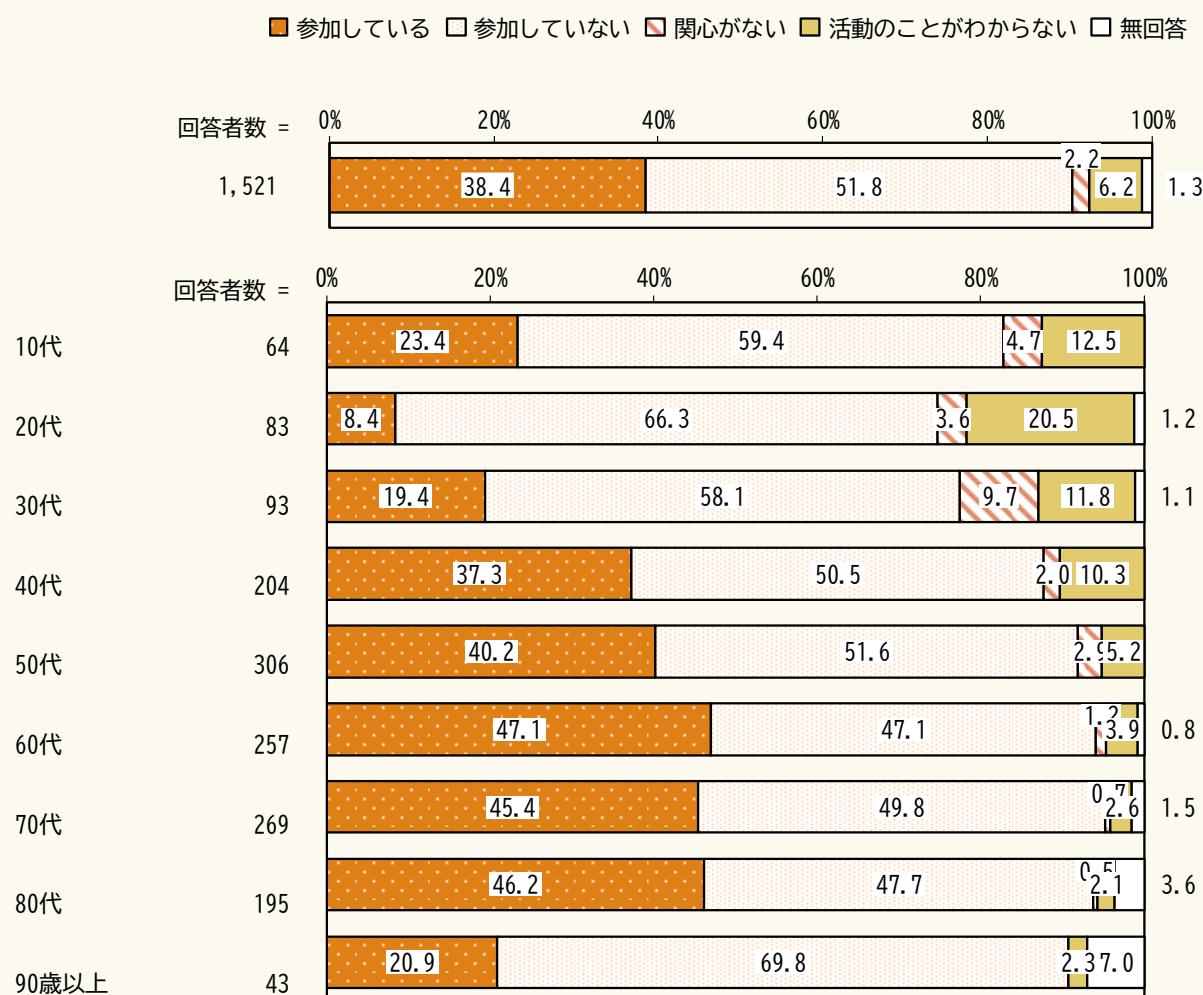
地域福祉の活動を促進するために必要なこと



⑤ 自治会・町内会活動の参加状況

「参加していない」の割合が51.8%と最も高く、次いで「参加している」の割合が38.4%となっており、年代別でみると、参加者は50代以降が多く、他の年代に比べ、20代、30代で「参加していない」の割合が高くなっています。また、特に20代においては活動内容や意義が十分に知られていないことがうかがえます。

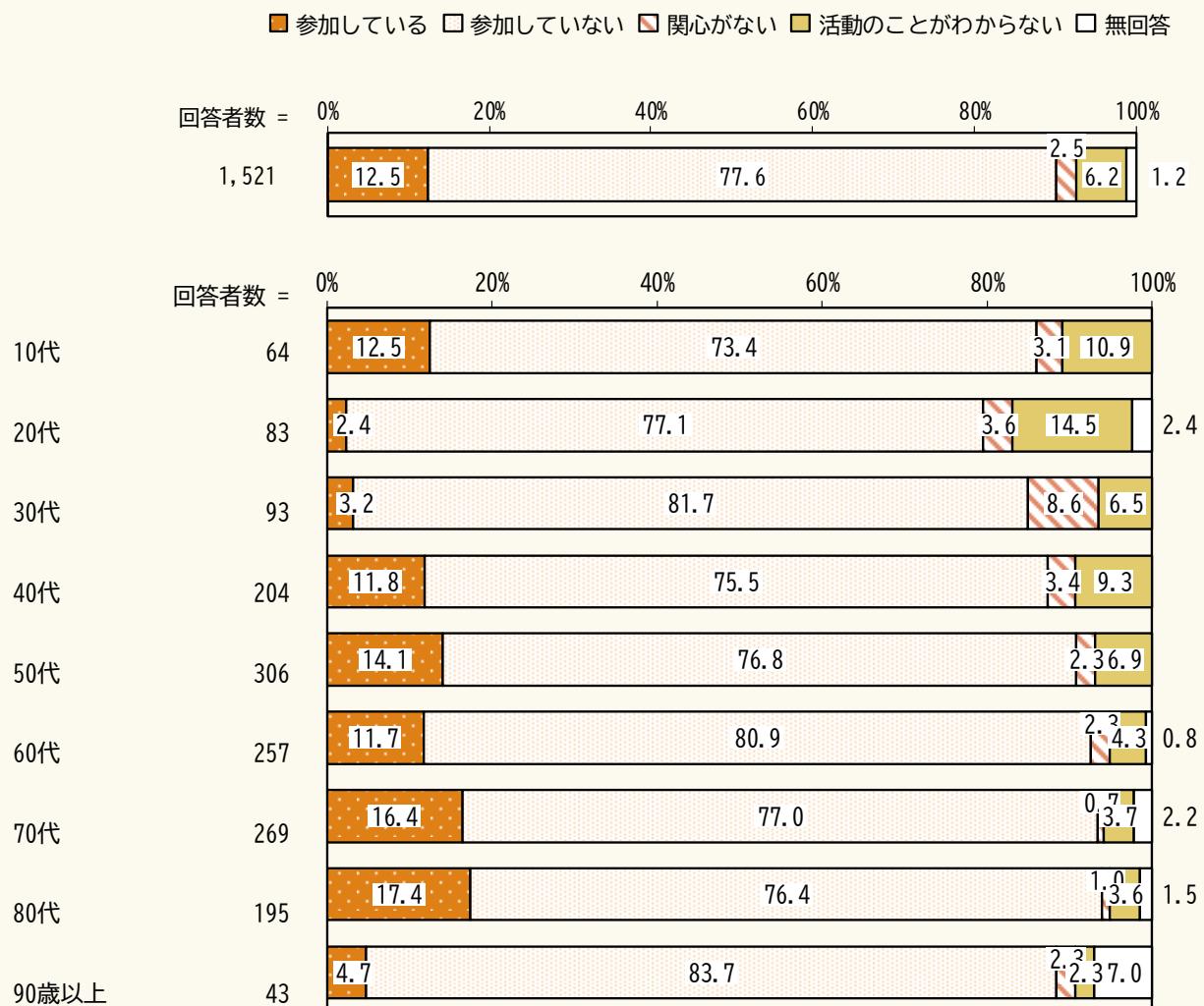
自治会・町内会活動の参加状況



⑥ テーマ型の活動の参加状況

「参加していない」の割合が77.6%と最も高く、次いで「参加している」の割合が12.5%となっており、年代別でみると、10代、20代の若年層においては活動内容や意義が十分に知られていないことがうかがえます。

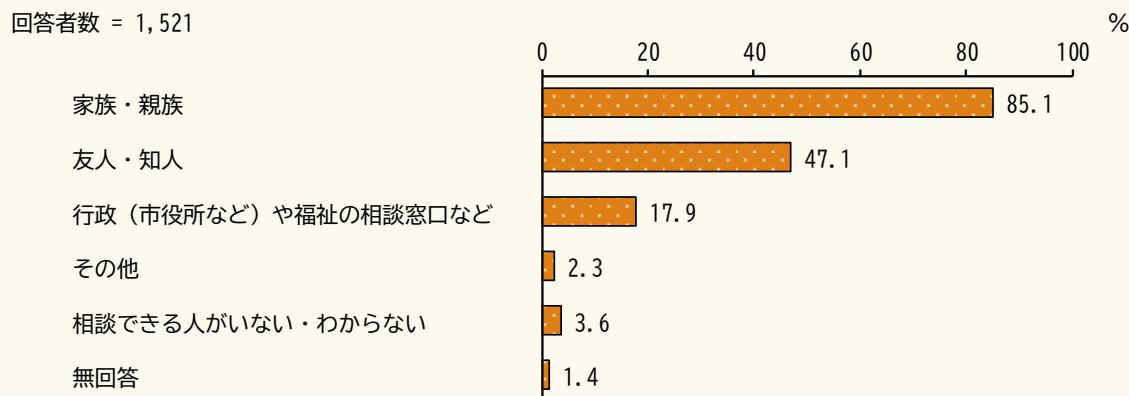
テーマ型の活動の参加状況



⑦ 生活の困りごとなどの相談相手

「家族・親族」の割合が85.1%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が47.1%、「行政（市役所など）や福祉の相談窓口など」の割合が17.9%となっており、身近な相談支援につながるよう声をあげやすい仕組みづくりが必要であることがうかがえます。

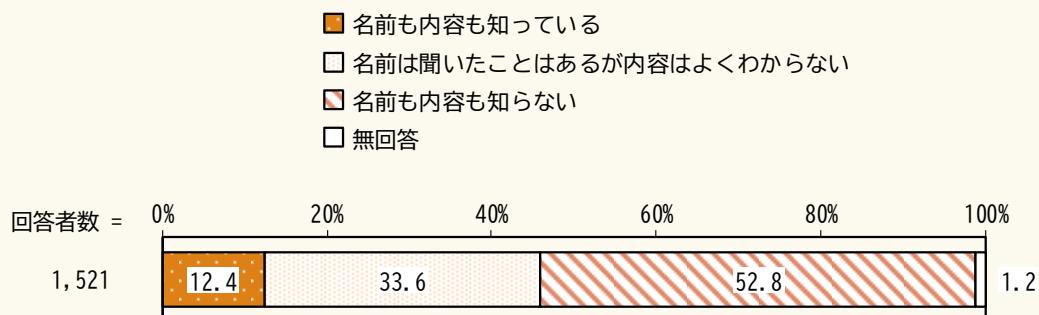
生活の困りごとなどの相談相手



⑧ 「包括的支援」や「重層的支援体制整備事業」の認知度

「名前も内容も知っている」の割合が12.4%、「名前は聞いたことはあるが内容はよくわからない」の割合が33.6%、「名前も内容も知らない」の割合が52.8%となっており、支援に関する情報が十分に周知されていない現状がうかがえます。

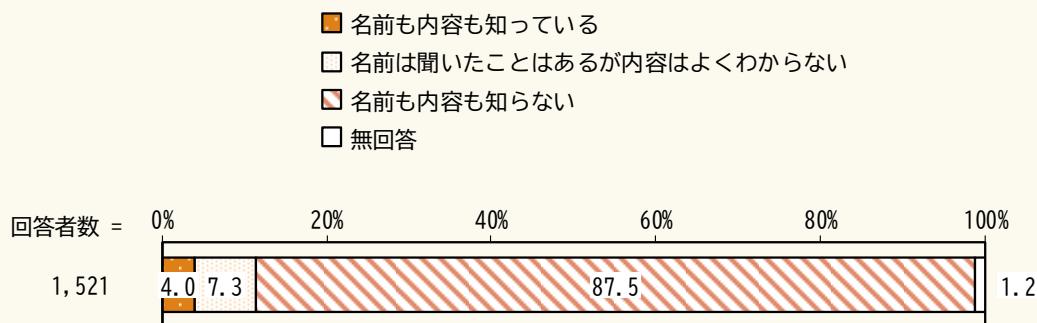
「包括的支援」や「重層的支援体制整備事業」の認知度



⑨ 生活困窮者の相談窓口「インクル相談室鎌倉」の認知度

「名前も内容も知っている」の割合が4.0%、「名前は聞いたことはあるが内容はよくわからない」の割合が7.3%、「名前も内容も知らない」の割合が87.5%となっており、市民への窓口周知が不足していることがうかがえます。

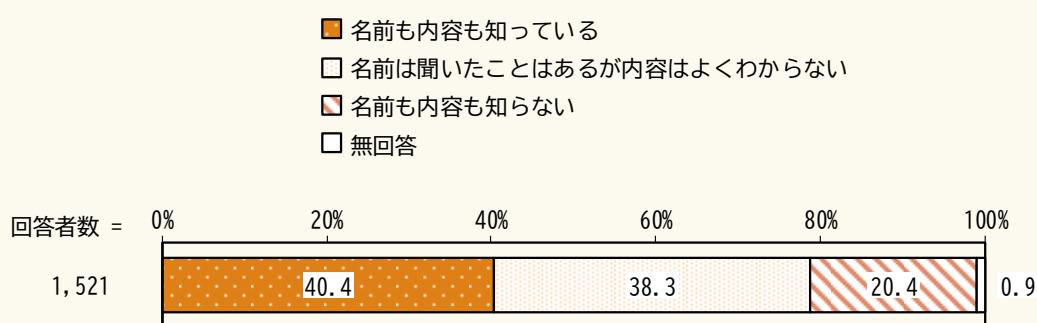
生活困窮者の相談窓口「インクル相談室鎌倉」の認知度



⑩ 「ケアラー」という言葉の認知度

「名前も内容も知っている」の割合が40.4%、「名前は聞いたことはあるが内容はよくわからない」の割合が38.3%、「名前も内容も知らない」の割合が20.4%となっており、その内容まで理解している市民は約4割にとどまっていることがうかがえます。

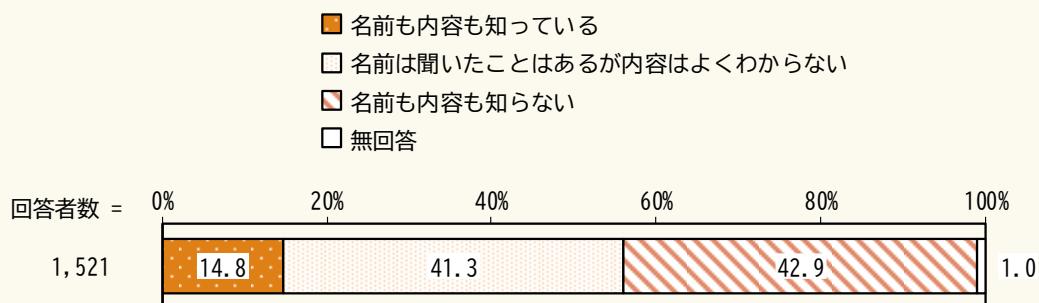
「ケアラー」という言葉の認知度



⑪ 「ケアラー支援」という言葉の認知度

「名前も内容も知っている」の割合が14.8%、「名前は聞いたことはあるが内容はよくわからない」の割合が41.3%、「名前も内容も知らない」の割合が42.9%となっています。

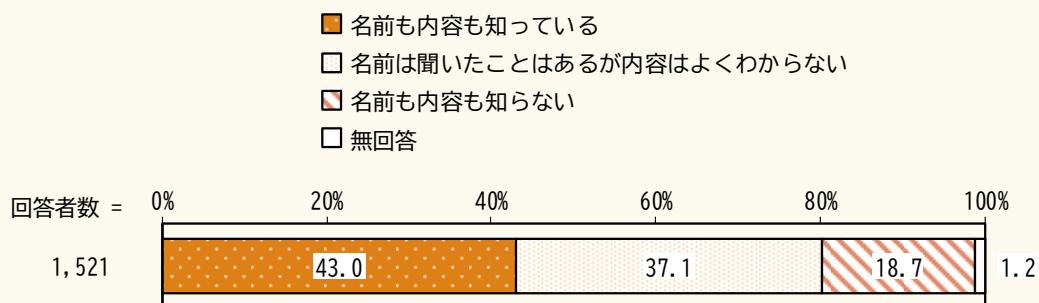
「ケアラー支援」という言葉の認知度



⑫ 「成年後見制度」についての認知度

「名前も内容も知っている」の割合が43.0%、「名前は聞いたことはあるが内容はよくわからない」の割合が37.1%、「名前も内容も知らない」の割合が18.7%となっており、具体的な内容を理解している人は4割にとどまっている状況がうかがえます。

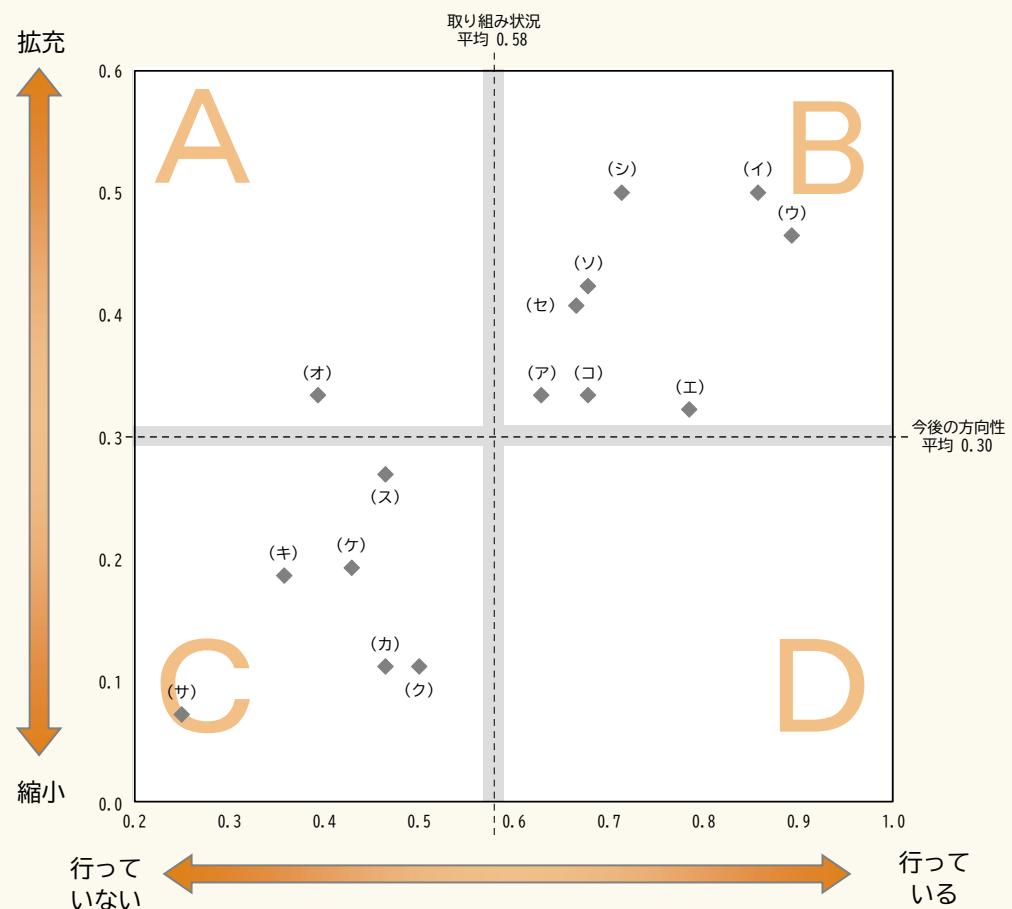
「成年後見制度」についての認知度



【福祉関係団体調査結果】

① 団体における地域福祉の取り組み状況と今後の方向性についてのポートフォリオ分析（回答者数 = 29）

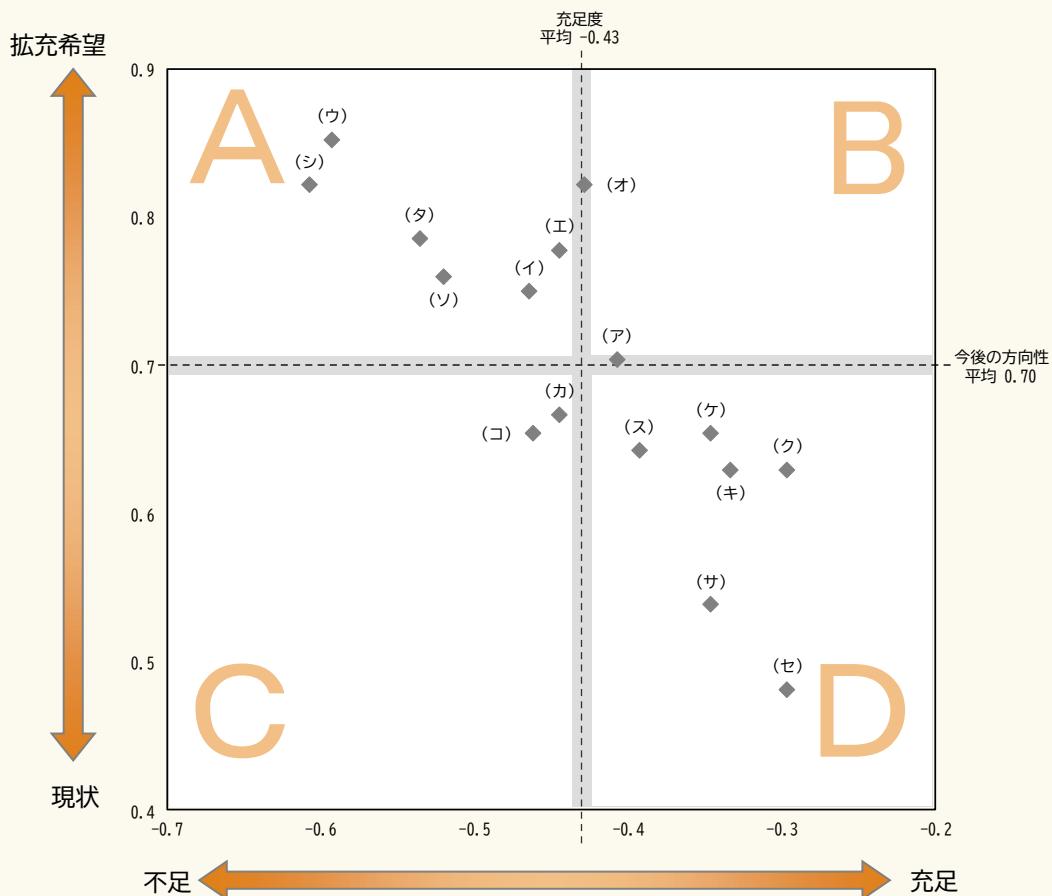
団体として地域福祉に取り組んでいないが今後拡充したい施策（タイプA）として、『(オ)共生型サービスなど、福祉の枠を超えた統合的な支援を展開する』が多く挙げられています。



| 項目 | |
|--|--|
| (ア)福祉以外の分野（まちづくり、商工業、農林水産業、土木、防災・防犯、社会教育、環境、交通、都市計画など）と連携し、様々な課題を抱える人々の就労や社会参加の機会を提供する | (ケ)市民後見人の育成や活動支援、判断能力に不安を抱える人々への金銭管理や身元保証など、権利擁護に対する支援 |
| (イ)高齢者、障害者、子ども・子育て支援などの福祉分野の中で、特に重点的に取り組む分野を強化する | (コ)高齢者、障害者、児童への虐待防止に取り組みつつ、虐待を行った養護者・保護者の課題にも対応する |
| (ウ)福祉制度の狭間で支援が届きにくい課題に対応する | (サ)保健医療や福祉サービスを必要とする犯罪歴のある人々の社会復帰を支援する |
| (エ)生活困窮者や複合的な課題を抱える世帯など、多様な福祉分野にまたがる支援を必要とする人々への対応に取り組む | (シ)地域住民が集い、交流できる拠点を整備・活用する |
| (オ)共生型サービスなど、福祉の枠を超えた統合的な支援を展開する | (ス)地域住民が主体的に生活課題を把握し、解決に取り組める地域づくりを進める |
| (カ)住居に課題を抱える人々への包括的な支援を提供する | (セ)官民協働の促進や地域福祉への関心を高めるための活動を推進する |
| (キ)就労に困難を抱える人々に対し、福祉分野を超えた横断的な支援を実施する | (ソ)地域づくりに貢献する事業に取り組む |
| (ク)自殺予防の観点を踏まえた支援を進める | |

② 鎌倉市の取り組みにおける充足度と今後の方向性についてのポートフォリオ分析（回答者数 = 29）

本市の取組みにおいて不足しており、今後の拡充を希望する施策（タイプA）として、『(ウ)福祉制度の狭間で支援が届きにくい課題に対応する』『(シ)地域住民が集い、交流できる拠点を整備・活用する』などが挙げられています。



| 項目 | |
|--|--|
| (ア)福祉以外の分野（まちづくり、商工業、農林水産業、土木、防災・防犯、社会教育、環境、交通、都市計画など）と連携し、様々な課題を抱える人々の就労や社会参加の機会を確保する | (ケ)市民後見人の育成や活動支援、判断能力に不安を抱える人々への金銭管理や身元保証など、権利擁護の仕組みを強化する |
| (イ)高齢者、障害者、子ども・子育て支援などの福祉分野の中で、特に重点的に取り組む分野を設定する | (コ)高齢者、障害者、児童への虐待防止策を統一的に整備し、虐待を行った養護者・保護者の課題にも対応する |
| (ウ)福祉制度の狭間で支援が届きにくい課題に対応する | (サ)保健医療や福祉サービスを必要とする犯罪歴のある人々の社会復帰を支援する |
| (エ)生活困窮者など、多様な福祉分野にまたがる支援を必要とする人々への対応できる体制を構築する | (シ)地域住民が集い、交流できる拠点を整備・活用する |
| (オ)共生型サービスなど、福祉の枠を超えた統合的な支援を展開する | (ス)地域住民が主体的に生活課題を把握し、解決に取り組める地域づくりを進めるために、福祉分野や行政区分との関係を整理する |
| (カ)住居に課題を抱える人々への包括的な支援を提供する | (セ)官民協働の促進や地域福祉への関心を高めるための寄付や募金活動を推進する |
| (キ)就労に困難を抱える人々に対し、福祉分野を超えた横断的な支援を実施する | (ソ)地域づくりに貢献する複数の事業を一体的に実施するために、補助事業などの資源を有効活用する |
| (ク)自殺予防の観点を踏まえた効果的な支援策を進める | |

- ③ 鎌倉市が進める「包括的支援」の推進について、現状や課題をどう捉えているか（自由記述）

(主な意見)

包括的支援への肯定的な意見

- ・ 包括的支援が福祉という切り口で、横ぐしの支援をしているという点でありがたい。

情報共有とネットワークの不足

- ・ 支援機関間の連携が十分でない箇所があり、特に行政内部の縦割り構造が連携の壁となっている。

人材の育成と課題解決の困難さ

- ・ 相談支援を包括化することにより支援を担う職員の負担が大きくなり、体制強化が必須。職員のスキル向上や研修体制が必要。

地域生活支援と住民ネットワークの役割

- ・ 「見守り」や「いざという時の備え」も含めた地域生活支援の充実が重要。

包括的支援の具体的なアイディアの周知

- ・ 現状では包括的支援の議論やシステム構築が課題だが、具体的な支援の形が分かりにくい。

- ④ 鎌倉市が進める（福祉の）地域づくりの取り組みについて、現状や課題をどう捉えているか（自由記述）

(主な意見)

多世代交流や幅広い居場所づくりが課題

- ・ 高齢者や子ども、障害者など対象の枠を超えて利用できる、分野横断的で身近な複合型支援施設や居場所が必要。

住民主体の地域づくりと交流促進

- ・ 地域住民が主体となって行う地域福祉活動への支援が重要。

民生委員や住民組織の高齢化・新たな担い手の不足

- ・ 民生委員や地域の代表者の高齢化・新たな担い手の不足が進行し、地域における活動の活性化や新しい試みが難しい。

情報提供と地域資源の把握

- ・ 地域の取組に関する情報が住民に十分届いていない。もっと分かりやすく、かつ情報に簡単にアクセスできる仕組みが必要。

予算や人材の確保

- ・ 地域づくりを支える専門職の拡充や、多職種連携の強化が必要。

- ⑤ 鎌倉市が進める住宅確保要配慮者に対する居住支援対策の推進について、現状や課題をどう捉えているか（自由記述）

(主な意見)

居住支援対策の取組み内容に関する理解啓発の不足

- ・ 居住支援対策の具体的な取組みが知られていない、理解が進んでいない。

住宅確保が困難な状況に関する認識の共有

- ・ 鎌倉市内の賃貸住宅は他地域に比べて家賃が高い傾向があり、低所得者や障害者などが住まいを確保するのが困難。

貸主や不動産業者との連携について

- ・ 障害者や住宅確保要配慮者を受け入れてくれる大家や不動産業者が少なく、入居審査に通らないケースが多い。

支援体制の強化

- ・ 居住支援協議会や地域ケア会議等の支援会議を活用して、多職種連携による対応が行われていることは認識しているが、さらなる対応強化が必要。

- ⑥ 鎌倉市が進める「成年後見制度」の利用促進や意思決定支援の推進について、現状や課題をどう捉えているか（自由記述）

(主な意見)

制度の認知度向上と利用促進について

- ・ 成年後見制度はまだ市民への浸透が進んでおらず、安心して早期利用できるよう周知を進めることが課題。

後見人の育成と担い手不足

- ・ 後見人の担い手が不足している状況であり、市民後見を進める必要がある。

制度の使いにくさと手続き簡略化の必要性

- ・ 障害者の親や家族が高齢となり、大量の書類や煩雑な手続きに二の足を踏むケースが多いため、手続き簡略化の取組みが必要。

費用負担と生活困窮者への対応

- ・ 成年後見制度の費用負担が高く、生活困窮者（生活保護受給者以外）は利用が難しい状況がある。

後見制度外の支援が求められるケースへの課題

- ・ 後見制度に該当しない状態の市民の中には、日常的な金銭管理が難しい状況が見て取れることがあるが、サービスとしては制度外であるため対応できない。

成年後見センターの役割強化

- ・ 成年後見センターの位置づけや機能整備（司令塔機能、事務局機能、進行管理機能）の状況を確認し、役割強化を図るべき。

- ⑦ 鎌倉市が進める福祉専門職（相談員、ヘルパー、支援員、保育者など）の人材育成・確保対策の推進について、現状や課題をどう捉えているか（自由記述）

（主な意見）

人材確保と育成、人材定着の仕組みづくり

- ・ 福祉専門職の不足が深刻であり、人材育成や確保対策が現状ほとんどないことが課題。
- ・ 資格取得や研修機会の拡充、キャリア支援（資格取得のための経費負担）によるスキルアップを促進すべき。

雇用の安定化と待遇改善

- ・ 多くの福祉専門職が非正規雇用にあり、雇用が不安定な状況が課題。
- ・ 安定した雇用体制を確立し、専門職としての賃金保障を行い、十分な人材確保に努める。
- ・ 福祉現場で働く環境を改善し、就業者に社会的評価や満足感を提供する仕組みが必要。

多様な主体による支援と連携

- ・ 企業・事業者への働きかけを進める。
- ・ 地域住民やボランティア活動者を支援する仕組みづくりを進める。

5 ワークショップから見える現状

(1) ワークショップの概要

① 実施目的

地域福祉計画（令和8年度（2026年度）～令和15年度（2033年度））の策定に向けて、地域生活課題の把握と解決策の検討を進め、住民が主体となって地域課題を多角的に捉え、実効性ある計画策定を目指すとともに、地域参加の機会を広げることを目的として実施しました。

② 実施日程・場所、参加人数

| 地区名 | 日程 | 場所 | 人数 |
|-------------------|----------|-------------------|-----|
| 腰越地区 | 6月14日（土） | 腰越学習センター 多目的室 | 15名 |
| 西鎌倉地区 | | | 14名 |
| 鎌倉地区① (第1地区社協) | 6月22日（日） | 福祉センター 第1・2会議室 | 12名 |
| 深沢地区 | 6月29日（日） | 深沢学習センター 第2集会室 | 17名 |
| 玉縄地区 | | たまなわ交流センター | 17名 |
| 大船地区① (大船中学校区) | 7月5日（土） | 鎌倉芸術館 第1会議室 | 14名 |
| 大船地区② (岩瀬中学校区) | | | 11名 |
| 鎌倉地区③ (第3地区社協) | 7月12日（土） | 福祉センター 第1・2会議室 | 19名 |
| 鎌倉地区② (大町・材木座) | 8月2日（土） | | 19名 |

③ 実施手法

グループワーク形式での意見交換を行いました。

④ 実施テーマ

テーマ1：災害にみんなで備える！

テーマ2：ゆるくつながる場を考えよう！

テーマ3：地域の担い手をこれからどうしよう！？

テーマ4：地域や生活での困りごとをどうする？

(2) ワークショップの主な意見

「目標1 地域で安心して暮らし、活動できるまちづくりの推進」に関する意見

- ・学校での福祉教育、災害訓練等、子どもも含む“支えあう地域”を育てる取組が必要。
- ・「ゆるやかな見守り」以上のこと取り組むのが難しいから「ゆるやか」としているのと、「ゆるやかな見守り」を行政が一方的に促すだけでは、住民から受け入れられにくい。「ゆるやかな見守り」の具体化とそれへの支援が必要。
- ・若年層への福祉教育が重要。
- ・気軽に集える居場所の整備が必要。
- ・祭りや行事を通じて多世代が交流できる機会を増やす。
- ・現状の運営スタイルでは関わりにくいが、何らかの役割を持ちたい住民が活躍できる機会を増やす。
- ・若い世代や地域住民に役割を担わせることを前提とせず、まずは気軽に地域に参加できる環境づくりが必要。
- ・「担い手がきた」という高い期待値をもった空気感だけで、地域活動がつらくなる。
- ・リタイアした中高年に向け、入学式ならぬ町内会への「入町式」を行っては。
- ・こども会は小学校中学年くらいまでの子どもを対象に親が運営しているが、高学年以降の子ども・若者たちの主体的な活動を町内会が支援する会があると、未来の担い手づくりにつながる。
- ・ネットワークの世代差や自治会の担い手不足も重要課題。
- ・担い手がいなくて困っているようだが、新たな担い手への要件が厳しく、合致する人はいない。

「目標2 包括的な支援体制と協働ネットワークの構築」に関する意見

- ・地域に身近な相談相手がいて、複数の相談場所を利用できる体制が必要。
- ・困りごとを早期にキャッチするため、地域でアンテナを張る人材や訪問しやすい支援方法の工夫が必要。
- ・民生委員と地域包括支援センターの役割分担を明確にしつつ、行政・学校・社協など多機関が協働できる仕組みが必要。
- ・重層的支援に対する市民や関係機関の理解促進が重要。
- ・地域資源やボランティア情報を誰でも入手・発信できる基盤整備が必要。

「目標3 制度の狭間をつくらない福祉支援と権利擁護の推進」に関する意見

- ・生活困窮者やひきこもりなど、困りごとを表に出しにくい人に寄り添う支援が必要
- ・援助拒否者にも継続的に関わる体制が必要
- ・支援を必要とする住民が声を上げやすい環境づくりが課題
- ・バスの本数が少なくなっており、移動手段の確保が課題。特に免許を返納した後の移動手段が必要。
- ・福祉専門職や担い手の育成・確保が課題。

6 現状や調査からみえる課題

鎌倉市の地域福祉における現状と課題

- 地理・歴史・地域コミュニティの特性によるリスクの地域差、生活利便性向上への関心の高さ
 - ・交通利便性、日常生活支援、災害リスク対応などの課題が地域ごとに異なっている。
 - ・地域（鎌倉・腰越・深沢・大船・玉縄）ごとの異なる課題（交通・災害・生活利便性・地域コミュニティ）に対応した、個別的な異なる支援や実践が求められる。
- 地域住民の協力・参加意欲は限定的
 - ・自治会・町内会やテーマ型活動の参加率が低く、若年層の参加意欲は特に低い。
 - ・若年層の地域活動参加率が低く、気軽に参加できる居場所や役割づくりが求められる。
 - ・災害時の協力や避難支援の意識が十分に醸成されておらず、高齢者や障害者の避難支援体制の強化が必要。
 - ・地域のゆるやかなつながりが弱く、見守りや助け合いのネットワークが十分に機能していない。
- 人口の高齢化、後期高齢者の増加、高齢者世帯の単独・夫婦のみ世帯の増加
 - ・65歳以上の高齢者は増加傾向で、特に75歳以上の後期高齢者が増えている。
 - ・高齢者世帯の6割が単独または夫婦のみ世帯で、生活支援ニーズが高まっている。
 - ・介護・生活支援ニーズの増大に対して、行政・地域が一体となった持続可能な支援体制の構築が必要。
- 生活困窮世帯・社会的孤立の増加
 - ・生活保護世帯が増加し、関係性の貧困（孤立）が新たな地域課題として顕在化。
 - ・生活困窮者・ひきこもり・援助拒否者など、声をあげにくい層への伴走的な支援が求められる。
- 支援制度・相談窓口の認知度不足
 - ・包括的支援や重層的支援体制、生活困窮者相談窓口、ケアラー支援の認知度が低い。
 - ・重層的支援や成年後見制度、ケアラー支援などの制度を周知していく必要がある。

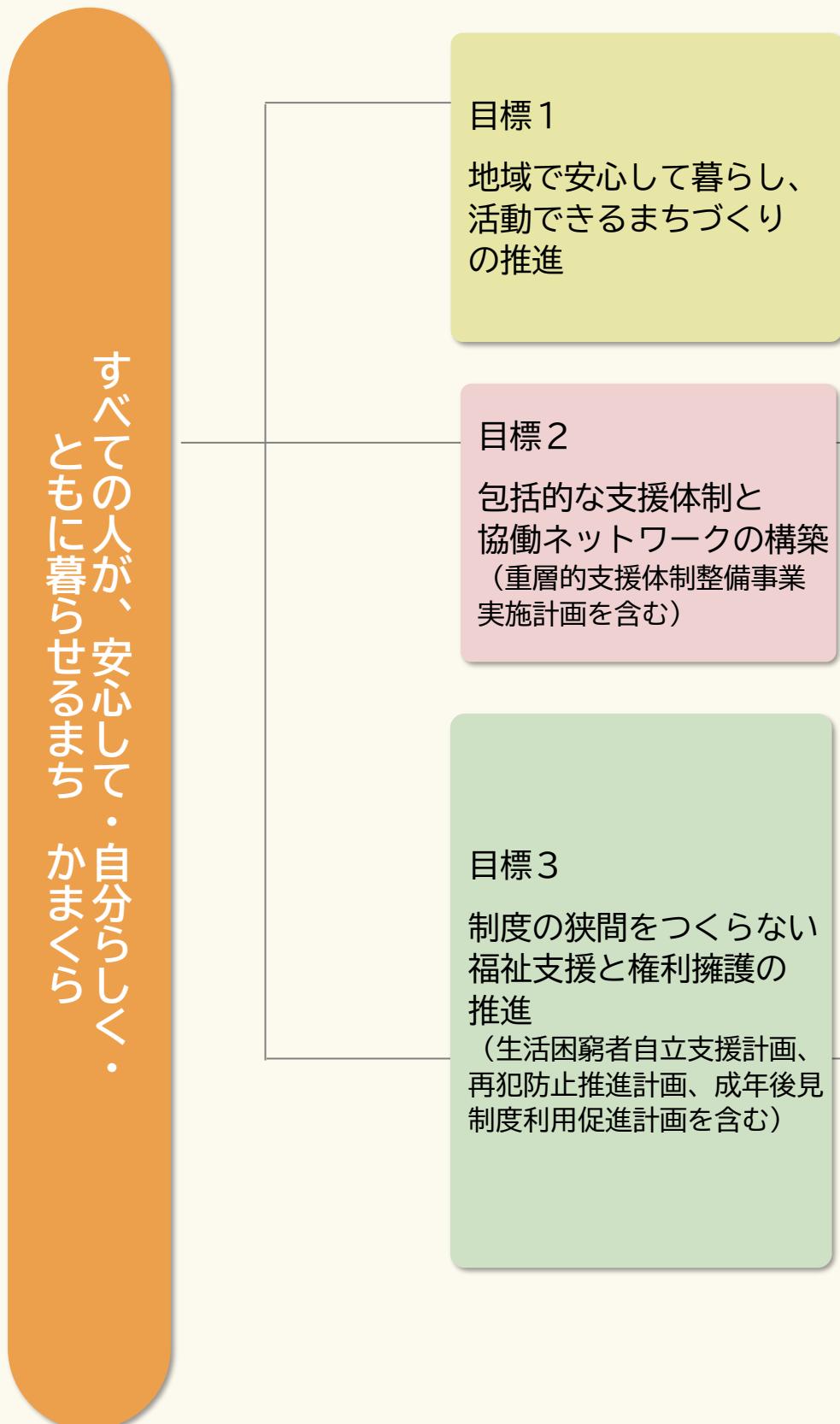
第3章

計画の構成

1 施策体系

[基本理念]

[目標]



[取り組むべき施策の方向性]

(1) 誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた支援

(2) 地域における活動機会・人材育成・居場所の創出

(3) 住民・多様な主体の参画による地域福祉活動と支えあいの仕組みづくり

(1) 包括的な相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援の体制づくり

(2) 庁内・関係機関の連携体制の強化と重層的支援の推進

(3) 情報共有とICT活用による支援基盤の整備

(1) 既存の制度やサービスが届きにくい人へのセーフティネットの強化

(2) 制度や分野の狭間にある課題への領域横断的な対応の推進

(3) ケアラーへの支援【新】

(4) 全世代・多様な人の自立と居住を支える地域づくり

(5) 権利擁護にかかる専門性の向上と支援制度の理解促進

(6) 福祉を支える人材の育成・確保(福祉専門人材)

[具体的な施策]

- ①ゆるやかな見守り活動の推進
- ②地域福祉活動への支援
- ③コミュニティワークの推進【新】
- ④地域づくり活動への参加の支援
- ⑤福祉のこころの醸成
- ⑥災害に備えた支えあい体制の整備

- ①多世代・多様な住民の交流の場づくり
- ②地域拠点(地域サロンなど)の整備
- ③担い手研修や地域人材育成
- ④地域イベント、学び、就労や活動の機会(場)の提供

- ①地域団体への支援
- ②孤独・孤立対策の推進
- ③地域福祉・地域づくりにかかる各種団体との協働支援

- ①相談支援体制の整備・充実と相談窓口の包括化
- ②関係機関の連携強化と多機関協働の推進
- ③アウトリーチや参加支援による伴走支援【新】
- ④地域づくりに向けた支援【新】

- ①重層的支援体制整備事業の推進【新】
- ②関係課の連携の仕組みづくり

- ①福祉資源マップの作成・活用
- ②ICTツールの導入支援

- ①生活困窮者支援
- ②ひきこもり支援【新】
- ③相談支援体制の整備・充実と相談窓口の包括化(再掲)
- ④関係機関の連携強化と多機関協働の推進(再掲)
- ⑤アウトリーチや参加支援による伴走支援(再掲)
- ①声を上げやすい・相談しやすい環境整備
- ②人ととのつながりを生むための分野横断的な連携の促進【新】
- ③相談支援体制の整備・充実と相談窓口の包括化(再掲)
- ④関係機関の連携強化と多機関協働の推進(再掲)
- ⑤アウトリーチや参加支援による伴走支援(再掲)

- ①ケアラー支援窓口の運営
- ②ケアラーまたは当事者同士のピアサポート体制の構築
- ③ケアラー支援に係る制度周知
- ④関係機関の連携強化と多機関協働の推進(再掲)
- ⑤ケアラーへの伴走支援
- ⑥ケアラーへの支援メニューの開発

- ①年齢や状況にかかわらず安心して暮らせる居住環境と生活基盤の整備
- ②移動や外出に関する利便性の向上
- ③社会復帰と地域定着を支える再犯防止の地域支援

- ①成年後見制度の普及
- ②虐待防止の推進
- ③相談支援体制の整備・充実と相談窓口の包括化(再掲)
- ④横断的会議体の運営
- ⑤支援制度の案内と住民向け情報発信の充実

- ①福祉専門職の確保・定着と市内就労支援の仕組みの整備
- ②学び合い、支え合う人材育成の仕組みと地域連携体制の構築【新】

2 本計画書の読み方 (第4章以降部分の説明)

【施策の方向性】

各目標を達成するために、どのような柱立てで取組を進めていくかを示したものです。
複数の具体的な施策を束ねるものとして、重点的に取り組むべき施策の方向性を記載しています。

【現状と課題】

計画の対象となる分野の現状を整理し、そこから見えている主な課題を記載しています。

【取組と目標を結ぶビジョン】

現状と課題を踏まえ、目標の実現に向けて中長期的に目指す地域や暮らしの姿を記載しています。取組を始めた後に「どのような状態を目指しているのか」を共有するための将来像（ビジョン）として位置づけています。

【具体的な施策】

目標や取り組むべき施策の方向性を踏まえ、個別の取組を束ねた施策を記載しています。
また、横断的視点として「情報提供」と「人材育成」を設定し、関連する施策にアイコン  をつけています。

【主な取組内容】

本施策において実施する主な取組の内容について記載しています。

第4章

具体的な取組の紹介

目標1 地域で安心して暮らし、活動できるまちづくりの推進

(1) 誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた支援

現状と課題

アンケート調査では、災害時の助け合いや支援に関する必要性の認識が3割に満たない状況であり、地域において協力して避難する意識が十分に醸成されていないことがうかがえます。

住民座談会（ワークショップ）では、地域全体で支え合う意識を育むために、小学校や地域での福祉教育や災害訓練を求める意見がみられ、地域拠点を設け、そこでの活動の展開を核とした支えあう地域づくりの必要性が課題となっています。

このような背景の中で、防災訓練や福祉教育を通じた住民の意識向上、日常的につながりを育む「ゆるやかな見守り」の促進や住民が主体的に参加できる施策を具体化していくことが求められています。

これらを踏まえ、災害時をみすえた平時からの見守り体制の整備や、学校教育を通じた福祉教育プログラムの推進、防災・福祉・子育てをテーマにした住民主体の活動の支援など、総合的な取り組みが必要です。

【取組と目標を結ぶビジョン】

地域に暮らす住民同士が、日常のちょっとした気づきや声かけを通して見守り合う関係性が徐々に構築されています。つながりや支え合いの意識が高まり、地域活動への参加が促進され、誰もが暮らしやすい地域づくりにつながっています。

地域に暮らす住民一人ひとりの間に地域とのつながりや共に生きるまなざしが育まれ、福祉への理解や思いやりの心が育成されています。

また、地域での防災・減災対策も進められており、安心して避難できる地域コミュニティが形成されています。

① ゆるやかな見守り活動の推進



地域に暮らす住民同士が、日常のちょっとした気づきや声かけを通して見守り合う関係性が構築されるよう取り組みます。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|------------------------|------------|------|
| 1-1-1-1 | 地域福祉活動計画の策定と進行管理の支援 | 福祉総務課（市社協） | ◎ |
| 1-1-1-2 | 民生委員児童委員による安否確認・見守りの推進 | 生活福祉課 | ◎ |
| 1-1-1-3 | 民生委員児童委員活動への支援 | 生活福祉課 | ◎ |
| 1-1-1-4 | 民生委員児童委員活動の住民への周知 | 生活福祉課 | ◎ |
| 1-1-1-5 | 高齢者見守り登録制度 | 高齢者いきいき課 | ■ |
| 1-1-1-6 | 徘徊高齢者SOSネットワークシステム | 高齢者いきいき課 | ■ |

第5章 計画評価と推進体制

1 本計画の評価について

(1) 新しい評価の考え方

本計画は、基本理念「すべての人が、安心して・自分らしく・ともに暮らせるまち かまくら」の実現を目指す、福祉に関する総合的な計画です。その推進にあたっては、市が計画の管理主体として責任を持ちつつ、市社協、福祉事業所、地域団体、ボランティア、市民など多様な関係主体と連携し、それぞれの特性や役割を生かして取り組むことが求められます。特に、本計画では、市社協が策定する地域福祉活動計画（通称：かまくらささあい福祉プラン）との中長期的な連動を見据え、役割分担や協働体制の強化が重要な視点となります。

【新たな評価の考え方】

本計画における評価の考え方を記載しています。

また、各目標ごとに①評価参画者 ②評価の視点 ③評価方法を掲載しています。

(目標1) 地域で安心して暮らし、活動できるまちづくりの推進

| ①評価参画者 | ②評価の視点 | ③評価方法 |
|------------------------------------|---|--------------|
| 市（主管課）、地域住民、地域団体、地域の活動やボランティアの担い手等 | ●多様な参加者層の参加促進 ●つながりの広がりや質 ●居場所・活動機会の充実度 ●地域の活動やボランティア等の担い手の育成や定着 | ●ヒアリング調査（定性） |

(2) 評価の進め方

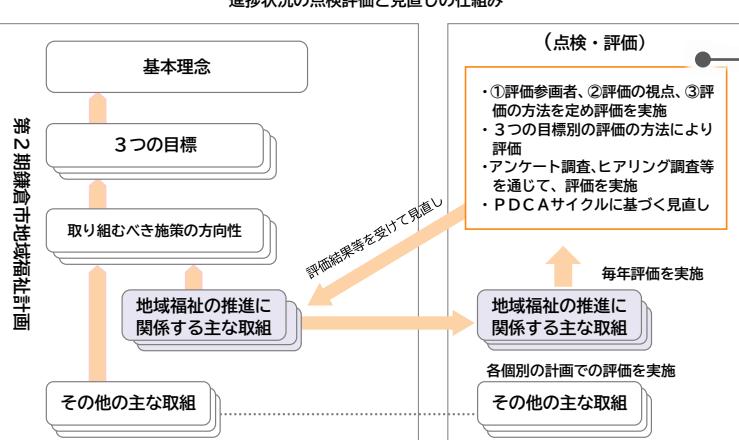
本計画では、毎年、目標ごとの評価の視点を踏まえて、関係する評価参画者とともに、評価を実施します。

評価の内容については、「鎌倉市地域福祉推進委員会」に報告し、次年度の取組の方向性の見直しにつなげていきます。

【評価の進め方】

本計画における評価の進め方としての仕組みを掲載しています。

進捗状況の点検評価と見直しの仕組み



【計画の推進体制】

本計画における推進体制について、それぞれの機関の役割を記載しています。

(3) 計画の推進体制

本市の地域福祉計画の推進にあたっては、市、市社協、福祉事業所、地域団体・ボランティア、そして市民が、それぞれの役割を発揮しながら、互いに情報を共有し、協働・連携して取り組むことが重要です。

① 市

市は、計画の策定・進行管理において中核的役割を担い、関係機関との調整や、制度・予算の整備、包括的な相談窓口の整備、重層的支援体制整備事業の推進を行います。また、進捗評価の場を設け、多様な参画者の意見を反映させます。こうした行政としての取組状況は、定量・定性の両面から計画評価に活用します。

第4章

具体的な取組の紹介

目標1 地域で安心して暮らし、活動できるまちづくりの推進

(1) 誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた支援

現状と課題

アンケート調査では、災害時の助け合いや支援に関する必要性の認識が3割に満たない状況であり、地域において協力して避難する意識が十分に醸成されていないことがうかがえます。

住民座談会（ワークショップ）では、地域全体で支え合う意識を育むために、小学校や地域での福祉教育や災害訓練を求める意見がみられ、地域拠点を設け、そこでの活動の展開を核とした支えあう地域づくりの必要性が課題となっています。

このような背景の中で、防災訓練や福祉教育を通じた住民の意識向上、日常的につながりを育む「ゆるやかな見守り」の促進や住民が主体的に参加できる施策を具体化していくことが求められています。

これらを踏まえ、災害時をみすえた平時からの見守り体制の整備や、学校教育を通じた福祉教育プログラムの推進、防災・福祉・子育てをテーマにした住民主体の活動の支援など、総合的な取り組みが必要です。

【取組と目標を結ぶビジョン】

以下は、「現状と課題」を踏まえ、この取組を進めることで中長期的に実現していきたい地域や暮らしの姿（ビジョン）を示したものです。

- ・ 地域に暮らす住民同士が、日常のちょっとした気づきや声かけを通して見守り合う関係性が徐々に構築されることを目指します。
- ・ つながりや支え合いの意識が高まり、地域活動への参加が促進され、誰もが暮らしやすい地域づくりにつながることを目指します。
- ・ 地域に暮らす住民一人ひとりの間に地域とのつながりや共に生きるまなざしが育まれ、福祉への理解や思いやりの心が育成されることを目指します。
- ・ 地域での防災・減災対策も進められており、安心して避難できる地域コミュニティが形成されることを目指します。

① ゆるやかな見守り活動の推進

地域に暮らす住民同士が、日常のちょっとした気づきや声かけを通して見守り合う関係性が構築されるよう取り組みます。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|----------|---------------------------------|-----------------------------------|------|
| 1-1-1-1 | 地域福祉活動計画の策定と進行管理の支援 | 福祉総務課（市社協） | ◎ |
| 1-1-1-2 | 民生委員児童委員による安否確認・見守りの推進 | 生活福祉課 | ◎ |
| 1-1-1-3 | 民生委員児童委員活動への支援 | 生活福祉課 | ◎ |
| 1-1-1-4 | 民生委員児童委員活動の住民への周知 | 生活福祉課 | ◎ |
| 1-1-1-5 | 高齢者見守り登録制度 | 高齢者いきいき課 | ■ |
| 1-1-1-6 | 徘徊高齢者SOSネットワークシステム | 高齢者いきいき課 | ■ |
| 1-1-1-7 | こども・若者の安心安全な生活環境の確保 | こども支援課 保育課 こども家庭相談課 青少年課 | ■ |
| 1-1-1-8 | 家庭生活支援員の派遣 | こども家庭相談課 | ■ |
| 1-1-1-9 | 家事支援員や専門職員の派遣（産後の養育支援訪問事業） | こども家庭相談課 | ■ |
| 1-1-1-10 | 保健師等による訪問支援の充実 | こども家庭相談課 | ■ |
| 1-1-1-11 | 放課後かまくらっ子（放課後子ども総合プラン）の推進 | 青少年課 | ■ |
| 1-1-1-12 | 鎌倉市わんわんパトロールの実施と啓発 | 地域のつながり課 | ■ |
| 1-1-1-13 | 地域防犯カメラ設置費補助事業 | 地域のつながり課 | ■ |
| 1-1-1-14 | 地域コミュニティの形成やまちづくりにつながる取組の推進 | 地域のつながり課 | ◎ |
| 1-1-1-15 | 子どもの登下校の安全確保に向けた見守り活動の充実 | 地域のつながり課 教育指導課 | ■ |
| 1-1-1-16 | 防災行政用無線を利用した行方不明者の搜索、振り込み詐欺注意喚起 | 地域のつながり課 総合防災課 | ■ |
| 1-1-1-17 | 声かけふれあい収集の実施 | 環境センター | ■ |
| 1-1-1-18 | 交通安全教育推進事業 | 都市計画課 | ■ |
| 1-1-1-19 | 交通安全広報活動推進事業 | 都市計画課 | ■ |

目標1 地域で安心して暮らし、活動できるまちづくりの推進
 (1) 誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた支援

② 地域福祉活動への支援

地域に根差した多様な福祉活動が継続的に推進され、災害時に安心して避難できる地域コミュニティが形成されるよう取り組みます。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：○、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|----------|---------------------------------|----------------------------|------|
| 1-1-2-1 | 地区社協への支援 | 福祉総務課（市社協） | ○ |
| 1-1-2-2 | ボランティア活動助成事業 | 福祉総務課（市社協） | ○ |
| 1-1-2-3 | 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを活用した地域資源づくり | 福祉総務課 生活福祉課 地域のつながり課 | ○ |
| 1-1-2-4 | 【再掲】 民生委員児童委員による安否確認・見守りの推進 | 生活福祉課 | ○ |
| 1-1-2-5 | 【再掲】民生委員児童委員活動への支援 | 生活福祉課 | ○ |
| 1-1-2-6 | 【再掲】民生委員児童委員活動の住民への周知 | 生活福祉課 | ○ |
| 1-1-2-7 | 老人クラブへの支援 | 高齢者いきいき課 | ■ |
| 1-1-2-8 | 地域介護予防活動支援事業 | 介護保険課 | ■ |
| 1-1-2-9 | 障害福祉相談員の活動支援 | 障害福祉課 | ■ |
| 1-1-2-10 | 協働による子育て支援ネットワークの構築と支援 | こども支援課 | ■ |
| 1-1-2-11 | 自治会・町内会の必要性の啓発と加入促進 | 地域のつながり課 | ○ |
| 1-1-2-12 | 自治会・町内会の組織体制の充実支援 | 地域のつながり課 | ○ |
| 1-1-2-13 | 自主防犯組織活動支援事業 | 地域のつながり課 | ■ |
| 1-1-2-14 | 自主防災活動育成費補助金 | 総合防災課 | ○ |

③ コミュニティワークの推進

地域住民が主体となった地域課題の把握や話し合い、解決に向けた取り組みが進むようコミュニティワークを行います。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：○、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|-----------------------------|------------|------|
| 1-1-3-1 | 【再掲】 地域福祉活動計画の策定と進行管理の支援 | 福祉総務課（市社協） | ○ |
| 1-1-3-2 | アウトリーチ等を通じた継続的支援 | 福祉総務課 | ○ |
| 1-1-3-3 | 社会的に孤立している人への参加支援 | 福祉総務課 | ○ |

目標1 地域で安心して暮らし、活動できるまちづくりの推進
 (1) 誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた支援

| | | | |
|---------|--------------------------------|-------------------|---|
| 1-1-3-4 | 地域連携推進業務 | 福祉総務課 地域のつながり課 | ◎ |
| 1-1-3-5 | 地域での協議の場づくりによる社会資源の創出及びネットワーク化 | 高齢者いきいき課 | ■ |

④ 地域づくり活動への参加の支援



地域に暮らす住民同士にゆるやかに見守り合う関係性が生まれるよう取り組みます。

(※本施策は「情報提供」に関する横断的な取組として位置づけています。)

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|--------------------------------|--------------|------|
| 1-1-4-1 | ボランティア活動への支援 | 福祉総務課（市社協） | ◎ |
| 1-1-4-2 | ボランティア登録の促進 | 福祉総務課（市社協） | ◎ |
| 1-1-4-3 | 各種ボランティア等の養成講座の充実 | 福祉総務課（市社協） | ◎ |
| 1-1-4-4 | ボランティアセンターにおける相談・コーディネート機能の充実 | 福祉総務課（市社協） | ◎ |
| 1-1-4-5 | 【再掲】老人クラブへの支援 | 高齢者いきいき課 | ■ |
| 1-1-4-6 | 【再掲】 協働による子育て支援ネットワークの構築と支援 | こども支援課 | ■ |
| 1-1-4-7 | 学校看護師の配置 | 教育指導課 | ■ |
| 1-1-4-8 | 特別支援学級（及び通級指導教室）の運営及び指導の充実 | 教育指導課 | ■ |
| 1-1-4-9 | 情報発信の共生化の推進 | 地域共生課 広報課 | ◎ |

⑤ 福祉のこころの醸成

地域に暮らす住民一人ひとりの間に地域とのつながりや共に生きるまなざしが育まれ、福祉への理解や思いやりの関係が形成されるよう取り組みます。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|--------------------------------|---------------------|------|
| 1-1-5-1 | 小・中学校福祉教育の実施 | 福祉総務課（市社協） 教育指導課 | ◎ |
| 1-1-5-2 | ふれあいショップの開催支援 (障害者社会参加促進事業) | 障害福祉課 | ■ |
| 1-1-5-3 | インクルーシブ教育の推進と理解の啓発 | 教育指導課 | ■ |
| 1-1-5-4 | 共生意識の形成 | 地域共生課 | ◎ |

⑥ 災害に備えた支えあい体制の整備

地域での防災・減災対策が進められ、安心して避難できる地域コミュニティが形成されるよう取り組みます。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|-----------------------------|----------------|------|
| 1-1-6-1 | 避難体制の構築 | 福祉総務課 総合防災課 | ■ |
| 1-1-6-2 | 福祉避難所の運営 | 福祉総務課 総合防災課 | ■ |
| 1-1-6-3 | 避難行動要支援者支援制度の効果的運用 | 総合防災課 | ■ |
| 1-1-6-4 | 地域での防災訓練の支援 (自主防災組織支援事業) | 総合防災課 | ■ |
| 1-1-6-5 | 総合防災訓練の実施 | 総合防災課 消防署 | ◎ |
| 1-1-6-6 | 消防相談の充実 | 予防課 | ◎ |
| 1-1-6-7 | 火災予防運動による防火意識の啓発 | 警備課 | ◎ |
| 1-1-6-8 | 消防団等への訓練指導 | 警備課 | ◎ |

(2) 地域における活動機会・人材育成・居場所の創出

現状と課題

アンケート調査では、自治会や町内会への参加経験が少ない若者や、ボランティア未経験者の割合が高く、地域における住民同士のつながりが十分に形成されていない一方で、地域の人と話す機会があれば参加したいというニーズや、地域で住民が集い交流できる場のニーズ、ひとりで参加したいというニーズもみられます。一方で、賑わいや社交的な交流を求める人にとっては、心理的安全性が保たれ、静かな関わり方が尊重される場や、一人での参加を前提とした活動機会や居場所へのニーズが確認されており、こうした多様な参加様式を理解したうえで地域をコーディネートできる人材の育成も課題です。

住民座談会（ワークショップ）では、「自然につながれるゆるやかな交流の場」や「気軽に集える居場所の整備」、「祭りや行事を通じた多世代の交流機会の創出」といった意見が挙がっており、地域住民が地域の場や活動に参加しやすい環境の整備が課題となっています。

このため、世代や立場を超えた住民同士が交流しやすい機会や環境をつくり、多様な住民が参画できる仕組みを進めるとともに、一人でも安心して静かに参加できる居場所を用意するなど、住民と地域の多様な関わり方を尊重できる人材の育成を図ることが必要です。

【取組と目標を結ぶビジョン】

以下は、「現状と課題」を踏まえ、この取組を進めることで中長期的に実現していきたい地域や暮らしの姿（ビジョン）を示したものです。

- 地区社協や自治会・町内会、福祉・子育て支援団体、地域づくりに関心のある市民団体など、多様な組織の連携が進み、多世代・多様な住民が交流する場の増加を目指します。
- 賑わいの場と静かな場が併存し、一人でも心理的安全性を保って参加できる選択肢が整い、地域との多様な関わり方を理解してコーディネートできる人材が各所で育成され、活躍することを目指します。
- 若者やボランティア未経験の人などに対し、効果的な参加促進を行うことで、地域のボランティア活動への意欲と参加機会が高まり、新たな人材育成を目指します。

① 多世代・多様な住民の交流の場づくり

話し合いや学びの場の充実を通じて、地域の人や団体がつながり、地域の人々や団体の交流を促進します。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：○、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|--------------------------|-------------------|------|
| 1-2-1-1 | 地域での対話と学びを通じた包摂的な交流の場づくり | 福祉総務課 | ○ |
| 1-2-1-2 | 【再掲】地域連携推進業務 | 福祉総務課 地域のつながり課 | ○ |

| | | | |
|---------|---------------------|----------------|---|
| 1-2-1-3 | 共生型サービスの推進に向けた支援 | 障害福祉課 発達支援室 | ■ |
| 1-2-1-4 | 地域における住民組織間の連携体制づくり | 地域のつながり課 | ◎ |

② 地域拠点（地域サロンなど）の整備

地域サロンなどの拠点を整備し、福祉事業者や団体、子育て支援とつながる場を提供することで、住民同士の交流と協力を促進します。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|-------------------|------------|------|
| 1-2-2-1 | 福祉事業者と関係団体等との交流促進 | 福祉総務課（市社協） | ◎ |
| 1-2-2-2 | 子育て支援センターの運営 | こども家庭相談課 | ■ |

③ 担い手研修や地域人材育成



若者やボランティア未経験の人などに対し、地域のボランティア活動への意欲と参加機会が高まるよう取り組みます。

（※本施策は「人材育成」に関する横断的な取組として位置づけています。）

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|----------|-------------------------------|---------------------------------|------|
| 1-2-3-1 | 【再掲】ボランティア活動への支援 | 福祉総務課（市社協） | ◎ |
| 1-2-3-2 | 【再掲】ボランティア登録の促進 | 福祉総務課（市社協） | ◎ |
| 1-2-3-3 | 【再掲】各種ボランティア等の養成講座の充実 | 福祉総務課（市社協） | ◎ |
| 1-2-3-4 | 共生社会を担う人材の育成 | 地域共生課 福祉総務課 | ◎ |
| 1-2-3-5 | 夏休みボランティア体験学習の充実 | 福祉総務課（市社協） 地域のつながり課（NPOセンター） | ◎ |
| 1-2-3-6 | 福祉人材の確保 | 介護保険課 障害福祉課 | ■ |
| 1-2-3-7 | 手話通訳者、要約筆記者派遣事業 | 障害福祉課 | ■ |
| 1-2-3-8 | ファミリーサポートセンターの運営 | こども家庭相談課 | ■ |
| 1-2-3-9 | 発達支援サポートシステム推進事業に基づくサポート養成の充実 | 発達支援室 | ◎ |
| 1-2-3-10 | 地域における障害児支援体制整備事業 | 発達支援室 | ◎ |
| 1-2-3-11 | 自主防災リーダーの養成 | 総合防災課 | ■ |

④ 地域イベント、学び、就労や活動の機会（場）の提供



自治会・町内会や地区社協、福祉事業者、子育て支援センター等、多様な団体・組織の連携が促進され、さまざまな立場の住民が交流する場が増えるよう取り組みます。

（※本施策は「情報提供」に関する横断的な取組及び「人材育成」に関する横断的な取組として位置づけています。）

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：○、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|----------|------------------------------------|----------------|------|
| 1-2-4-1 | 地域での活動の場づくりへの支援 | 福祉総務課（市社協） | ○ |
| 1-2-4-2 | 地域福祉活動拠点としての福祉センターの活用 | 福祉総務課 | ○ |
| 1-2-4-3 | 【再掲】 地域での対話と学びを通じた包摂的な交流の場づくり | 福祉総務課 | ○ |
| 1-2-4-4 | 共生社会を構成する人材の育成 | 福祉総務課 | ○ |
| 1-2-4-5 | 高齢者の生きがいづくりへの支援 | 高齢者いきいき課 | ■ |
| 1-2-4-6 | 【再掲】老人クラブへの支援 | 高齢者いきいき課 | ■ |
| 1-2-4-7 | シルバー人材センターの活用促進 | 高齢者いきいき課 | ■ |
| 1-2-4-8 | 終活関連事業 | 高齢者いきいき課 | ■ |
| 1-2-4-9 | 介護予防事業の充実 | 介護保険課 | ■ |
| 1-2-4-10 | 【再掲】ふれあいショップの開催支援 (障害者社会参加促進事業) | 障害福祉課 | ■ |
| 1-2-4-11 | 障害者スポーツ活動参加促進事業 | 障害福祉課 スポーツ課 | ■ |
| 1-2-4-12 | 多様な雇用の促進 | 障害福祉課 職員課 | ■ |
| 1-2-4-13 | 農業や水産業の福祉的雇用の連携 | 障害福祉課 農水課 | ■ |
| 1-2-4-14 | 健康講座の開催 | 市民健康課 | ■ |
| 1-2-4-15 | 地域における高齢者スポーツの推進 | スポーツ課 | ■ |
| 1-2-4-16 | 地域子育て支援活動（わくわく広場等）の実施 | 保育課 | ■ |
| 1-2-4-17 | 公会堂等建築改良工事費補助金事業 | 地域のつながり課 | ○ |
| 1-2-4-18 | 誰もが快適に過ごせる海水浴場の整備 | 観光課 | ■ |
| 1-2-4-19 | 高齢者雇用促進事業 | 商工課 | ■ |
| 1-2-4-20 | 若年無業者就労支援事業 | 商工課 | ■ |
| 1-2-4-21 | 公園の整備 | みどり公園課 | ■ |
| 1-2-4-22 | 地域でのおはなし会の開催 | 中央図書館 | ■ |
| 1-2-4-23 | 地域の拠点となる施設等への図書貸出に関する情報提供と利用促進 | 中央図書館 | ■ |

(3) 住民・多様な主体の参画による地域福祉活動と支えあいの仕組みづくり

現状と課題

アンケート調査では、地域福祉活動として、生活とバランスをとりながら柔軟に参加できるような従来とは異なる活動の形が求められています。特に10代、20代の若年層においては、活動内容や意義が十分に知られていないことがうかがえます。

住民座談会（ワークショップ）では、現在の運営スタイルでは地域福祉活動への参加が難しいという意見や、担い手であることをはじめから期待されると地域福祉活動への参加自体を躊躇してしまうという意見が見られ、住民が気軽に参加でき、その結果として役割を持つ環境づくりが求められています。

【取組と目標を結ぶビジョン】

以下は、「現状と課題」を踏まえ、この取組を進めることで中長期的に実現していきたい地域や暮らしの姿（ビジョン）を示したものです。

- 多様な団体が、地域福祉活動や支え合いの活動を通じて、互いに連携した関係性の構築を図ることで、新たな取り組みやサービスが生まれるなど、多様な主体の連携による課題への対応力向上を目指します。

① 地域団体への支援

地域団体の活動や資源を活かし、孤独・孤立対策等の共感しあえる共通目標を通じた連携を進めることで、地域で支えあう環境をつくります。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|---|----------------------------|------|
| 1-3-1-1 | 地域福祉活動などの把握 | 福祉総務課 | ◎ |
| 1-3-1-2 | 【再掲】 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを活用した地域資源づくり | 福祉総務課 生活福祉課 地域のつながり課 | ◎ |

② 孤独・孤立対策の推進



地域や団体が連携し、見守りや情報発信など、声をあげやすい環境をつくることで、誰も孤立しない地域づくりを目指します。

（※本施策は「情報提供」に関する横断的な取組として位置づけています。）

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

目標1 地域で安心して暮らし、活動できるまちづくりの推進
 (3) 住民・多様な主体の参画による地域福祉活動と支えあいのしくみづくり

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|---|----------------------------|------|
| 1-3-2-1 | 【再掲】 地域での対話と学びを通じた包摂的な交流の場づくり | 福祉総務課 | ◎ |
| 1-3-2-2 | 【再掲】 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを活用した地域資源づくり | 福祉総務課 生活福祉課 地域のつながり課 | ◎ |
| 1-3-2-3 | 【再掲】高齢者見守り登録制度 | 高齢者いきいき課 | ■ |
| 1-3-2-4 | 【再掲】情報発信の共生化の推進 | 地域共生課 広報課 | ◎ |

③ 地域福祉・地域づくりにかかる各種団体との協働支援

地域の福祉団体や関係機関と連携し、相談・見守り・支援を進めながら、複雑化・複合化した支援ニーズへの対応を強化します。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|----------|--|---|------|
| 1-3-3-1 | 地域見守り活動の推進 | 福祉総務課 | ◎ |
| 1-3-3-2 | 複雑化・複合化した支援ニーズへの対応 | 福祉総務課 生活福祉課 高齢者いきいき課 障害福祉課 こども支援課 こども家庭相談課 青少年課 発達支援室 地域共生課 教育センター | ◎ |
| 1-3-3-3 | 【再掲】福祉事業者と関係団体等との交流促進 | 福祉総務課（市社協） | ◎ |
| 1-3-3-4 | 【再掲】 ボランティアセンターにおける相談・コーディネート機能の充実 | 福祉総務課（市社協） | ◎ |
| 1-3-3-5 | 【再掲】 地域での協議の場づくりによる社会資源の創出及びネットワーク化 | 高齢者いきいき課 | ■ |
| 1-3-3-6 | 高齢者の地域ケア体制の推進 | 高齢者いきいき課 | ■ |
| 1-3-3-7 | 「(市社協) 日常生活自立支援事業」の活用、連携 | 生活福祉課 高齢者いきいき課 障害福祉課 | ◎ |
| 1-3-3-8 | 高齢者・障害者・児童虐待防止ネットワークを中心とした取組の強化 | 高齢者いきいき課 障害福祉課 こども家庭相談課 | ■ |
| 1-3-3-9 | 専門性の高い障害関係団体等との協働・連携によるサービスの充実 | 障害福祉課 | ■ |
| 1-3-3-10 | 鎌倉市居住支援協議会活動支援 | 都市整備総務課 | ■ |

目標2 包括的な支援体制と協働ネットワークの構築

鎌倉市重層的支援体制整備事業実施計画（目標2が内包する計画）

【概要】

本市では、家族や地域のつながりが希薄化する中で、8050問題やダブルケアなど、世帯や個人が抱える生活課題が複雑化・複合化しています。既存制度では対応しにくい「福祉制度の狭間」も顕在化し、従来の支援では十分に対応できない事例が増えています。

こうした状況を踏まえ、国は令和3年4月施行の社会福祉法改正により「地域共生社会」の理念のもと、市民一人ひとりが地域で安心して暮らし続けられる包括的な支援体制の構築を市町村に求めました。これを受け、本市においても、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つを一体的に実施する重層的支援体制整備事業を、令和4年（2022年）4月1日に開始しました。

【趣旨】

本市は、国の方針を踏まえ、地域における「断らない相談支援」の体制と、それを受け止める「地域づくり」への支援を整え、相談対応と地域づくりを連動・循環させることにより複合化・複雑化する生活課題へ包括的に対応することを目的とし、重層的支援体制整備事業を推進しています。

本計画では、包括的な支援体制の構築に向けた中核事業として重層的支援体制整備事業を位置づけ、行政・社会福祉法人・市民団体等の多様な主体との連携を一層促進し、複合化・複雑化する生活課題に包括的に対応していきます。

(1) 包括的な相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援の体制づくり

現状と課題

アンケート調査では、孤独リスクの高い人の相談ニーズが高く、身近な相談支援につながるよう声をあげやすい仕組みづくりが必要であることがうかがえます。

性別に「その他」と回答した市民は、日本語版 UCLA 孤独感尺度（第3版）短縮版の設問で、孤独・孤立の度合いが相対的に高い傾向が見られました。「制度の狭間」に置かれやすい人の孤立の深まりを防ぐ環境整備が課題です。

住民座談会（ワークショップ）では、身近な地域で相談できる相手や、相談場所を選択できる環境の重要性、困りごとを早期に発見しつなげることのできる人材等を求める意見がみられ、住民にとって身近で気軽に相談できる体制が求められています。

以下は、『現状と課題』を踏まえ、この取組を進めることで中長期的に実現していきたい地域や暮らしの姿（ビジョン）を示したものです。

【取組と目標を結ぶビジョン】

以下は、「現状と課題」を踏まえ、この取組を進めることで中長期的に実現していきたい地域や暮らしの姿（ビジョン）を示したものです。

- ・ 福祉総合相談窓口や専門相談窓口を通じて、住民の複雑化・複合化した困りごとの相談を受け付け、適切な支援につなげる仕組みが充実することを目指します。また、制度の狭間や複数の制度にまたがる問題に対しても、関係機関で連携して支援することを目指します。
- ・ 地域の中で、相談支援で把握したニーズが参加支援や地域づくりの取組への支援につながり、社会参加の敷居が下がる仕組みが整うことをを目指します。
- ・ 住民が一人でも安心して参加できる静かな場から、多世代交流を活性化させる賑わいの場まで、参加の選択肢を広げ、地域拠点の活用やネットワーク化が推進されることを目指します。
- ・ 住民主体の活動に伴走できる人材が育ち、地域内で人や資源の循環が生まれ、社会的孤立の再発を防ぎながら、地域の力で住民の暮らしを支える土台が強化されることを目指します。

① 相談支援体制の整備・充実と相談窓口の包括化

誰もが気軽に相談できる窓口と支援体制を整え、対象を問わず、多様な困りごとに総合的に対応します。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：○、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|-------------------------------|------------------------|------|
| 2-1-1-1 | (市社協) なんでも相談窓口の運営支援 | 福祉総務課（市社協） | ○ |
| 2-1-1-2 | 貸付制度の相談支援 | 生活福祉課（市社協） こども家庭相談課 | ○ |
| 2-1-1-3 | 総合的な相談体制の整備 | 福祉総務課 地域共生課 | ○ |
| 2-1-1-4 | 【再掲】 地域子育て支援活動（わくわく広場等）の実施 | 保育課 | ■ |
| 2-1-1-5 | ひとり親家庭の相談窓口の充実 | こども家庭相談課 | ■ |
| 2-1-1-6 | 子育てに関する相談窓口の充実 | こども家庭相談課 | ■ |
| 2-1-1-7 | 子どもの貧困対策に係る支援の充実 | こども家庭相談課 | ■ |
| 2-1-1-8 | 福祉総合相談窓口の設置・運営 | 地域共生課 | ○ |

② 関係機関の連携強化と多機関協働の推進



複雑化・複合化する支援ニーズに応じて、関係機関が協働して対応し、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援を行うよう取り組みます。

（※本施策は「情報提供」に関する横断的な取組として位置づけています。）

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|----------|----------------------------|----------|------|
| 2-1-2-1 | 市社協の相談体制への支援 | 福祉総務課 | ◎ |
| 2-1-2-2 | 高齢者の相談窓口の充実 | 高齢者いきいき課 | ■ |
| 2-1-2-3 | 高齢者に対する総合的な支援体制の確立 | 介護保険課 | ■ |
| 2-1-2-4 | 障害者の相談窓口の充実 | 障害福祉課 | ■ |
| 2-1-2-5 | 鎌倉市障害者支援協議会等を通じた関係機関の連携の促進 | 障害福祉課 | ■ |
| 2-1-2-6 | 障害者が地域で暮らすための地域包括支援体制等の整備 | 障害福祉課 | ■ |
| 2-1-2-7 | 健康に関する相談窓口の開設 | 市民健康課 | ■ |
| 2-1-2-8 | 自殺対策に向けた取組の強化 | 市民健康課 | ■ |
| 2-1-2-9 | 子育てに関する相談窓口の充実 | こども支援課 | ■ |
| 2-1-2-10 | 子育て情報提供の充実 | こども支援課 | ■ |
| 2-1-2-11 | 早期療育に向けた支援体制の確立 | 発達支援室 | ◎ |
| 2-1-2-12 | 発達の相談支援に関する窓口の充実 | 発達支援室 | ◎ |
| 2-1-2-13 | ドメスティックバイオレンス（DV）の相談窓口の充実 | 地域共生課 | ■ |
| 2-1-2-14 | 消費生活相談窓口の充実 | 地域共生課 | ■ |
| 2-1-2-15 | 居住支援相談窓口の充実 | 都市整備総務課 | ■ |

③ アウトリーチや参加支援による伴走支援

社会的に孤立する人々へ、訪問や参加支援を通じて寄り添い、安心して社会参加や支援に関われる環境を整えます。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|---------------------------|-------|------|
| 2-1-3-1 | 【再掲】 アウトリーチ等を通じた継続的支援 | 福祉総務課 | ◎ |
| 2-1-3-2 | 【再掲】 社会的に孤立している人への参加支援 | 福祉総務課 | ◎ |

④ 地域づくりに向けた支援

地域の中で地域拠点の活用やネットワークを進め、相談支援で把握したニーズを地域づくりの取組や社会参加が必要な人への支援につなげます。

【 主な取組 】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|--|----------|------|
| 2-1-4-1 | 【再掲】 地域での対話と学びを通じた包摂的な交流の場づくり | 福祉総務課 | ◎ |
| 2-1-4-2 | 【再掲】 地域での協議の場づくりによる社会資源の創出及びネットワーク化 | 高齢者いきいき課 | ■ |
| 2-1-4-3 | 地域活動支援センターの機能の強化 | 障害福祉課 | ■ |
| 2-1-4-4 | 冒険遊び場の機能の強化 | こども支援課 | ■ |
| 2-1-4-5 | 【再掲】子育て支援センターの運営 | こども家庭相談課 | ■ |
| 2-1-4-6 | 【再掲】 地域子育て支援活動（わくわく広場等）の実施 | 保育課 | ■ |

(2) 庁内・関係機関の連携体制の強化と重層的支援の推進

現状と課題

アンケート調査では、市民の「包括的支援」や「重層的支援体制整備事業」に関する認知度が低く、支援に関する情報が十分に周知されていない現状がうかがえます。また、高齢・障害・子ども・生活困窮など、分野・領域の異なる団体や事業所同士での事業理解や情報共有が不足しており、分野・領域を超えた連携体制の構築が課題となっています。

住民座談会（ワークショップ）では、身近な地域で相談できる窓口の充実や、困りごとを早期に発見するための地域人材の育成、支援の工夫を求める声がみられ、重層的支援体制に対する関係機関の理解の促進や市民ニーズへの対応が重要な課題となっています。

【取組と目標を結ぶビジョン】

以下は、「現状と課題」を踏まえ、この取組を進めることで中長期的に実現していきたい地域や暮らしの姿（ビジョン）を示したものです。

- ・ 地域において、相談窓口と関連部署・専門機関との連携が強化され、相談者の負担が軽減されることを目指します。
- ・ 複雑化・多様化する支援ニーズに対して、分野をまたいだ連携を進め、アウトリーチなどを通じた切れ目のない重層的な支援体制の構築を目指します。

① 重層的支援体制整備事業の推進

地域の関係機関が連携し、多様な支援ニーズに応じた重層的支援体制整備事業について、取組の成果を評価しながら、複雑化・複合化した支援ニーズへの体制づくりを推進します。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|-------------------------------|---|------|
| 2-2-1-1 | 重層的支援体制整備事業交付金を活用した包括的支援体制の構築 | 福祉総務課 | ◎ |
| 2-2-1-2 | 【再掲】 複雑化・複合化した支援ニーズへの対応 | 福祉総務課 生活福祉課 高齢者いきいき課 障害福祉課 子ども支援課 子ども家庭相談課 青少年課 発達支援室 地域共生課 教育センター | ◎ |

② 関係課の連携の仕組みづくり

市の関係部局間が連携する仕組みを整え、複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる体制づくりを進めます。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|----------------------------|--|------|
| 2-2-2-1 | 市の関係部局間及び関係機関の体制整備 | 福祉総務課 福祉総務課 生活福祉課 高齢者いきいき課 障害福祉課 こども支援課 こども家庭相談課 青少年課 発達支援室 地域共生課 教育センター | ◎ |
| 2-2-2-2 | 【再掲】 複雑化・複合化した支援ニーズへの対応 | 福祉総務課 生活福祉課 高齢者いきいき課 障害福祉課 こども支援課 こども家庭相談課 青少年課 発達支援室 地域共生課 教育センター | ◎ |
| 2-2-2-3 | 連携体制の強化 | 福祉総務課 | ◎ |

(3) 情報共有とＩＣＴ活用による支援基盤の整備

現状と課題

アンケート調査では、福祉等に関する情報提供について広報やＳＮＳなどの媒体を活用し、市民に対して分かりやすく、迅速な情報提供を行う必要性の高さがうかがえます。また、制度の狭間の問題や複合的な課題に対して、専門職同士の情報共有を通じた連携強化が求められています。

住民座談会（ワークショップ）では、地域資源やボランティア情報を誰でも入手・発信できる基盤整備が必要であるとの意見がみられ、地域における情報共有の不足が課題としてあげられています。地域福祉の情報を体系的に収集・整理し、住民や関係機関へ適切に提供・発信することが必要です。

【取組と目標を結ぶビジョン】

以下は、「現状と課題」を踏まえ、この取組を進めることで中長期的に実現していきたい地域や暮らしの姿（ビジョン）を示したものです。

- ・ 地域の福祉情報が体系的に収集・整理され、わかりやすく、リアルタイムに住民や関係機関へ適切に提供・発信されることを目指します。
- ・ 専門職のＩＣＴの活用により、支援を必要とする人への迅速に対応されることを目指します。

① 福祉資源マップの作成・活用

必要な支援やつながりを誰もが活用できるよう、地域の資源や支援情報を提供します。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|------------|------------|------|
| 2-3-1-1 | 社会資源の収集と整理 | 福祉総務課（市社協） | ◎ |

② ＩＣＴツールの導入支援



ＩＣＴを活用し、災害時や日常の福祉・医療情報を安全に共有・発信する仕組みを整え、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

（※本施策は「情報提供」に関する横断的な取組として位置づけています。）

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|----------------------------|----------|------|
| 2-3-2-1 | ICTを用いた福祉・医療情報の公開・発信・共有の推進 | 福祉総務課 | ◎ |
| 2-3-2-2 | ICTを活用した位置情報探索システムの調査研究 | 高齢者いきいき課 | ■ |
| 2-3-2-3 | Eメール119番・ネット119番通報登録 | 指令情報課 | ◎ |

目標3 制度の狭間をつくらない福祉支援と権利擁護の推進

(1) 既存の制度やサービスが届きにくい人へのセーフティネットの強化

鎌倉市生活困窮者自立支援計画（目標3（1）が内包する計画）

【概要】

生活困窮者自立支援法に基づき、誰もが安心して相談できる体制の整備と、相談から自立に至るまでの切れ目のない支援が求められています。

本市では、国の方針を踏まえて、平成27年度から生活困窮者自立支援事業を実施し、自立相談支援や住居確保給付金、就労準備支援、家計改善支援、学習支援、ひきこもり支援など、生活課題に応じた多様な支援を展開しています。また、令和4年度からは重層的支援体制整備事業を開始し、制度の狭間にある人々に包括的な支援を届ける仕組みの充実を図っています。

【趣旨】

本計画では、生活困窮に陥った人々が経済的な困難を乗り越え、再び地域の中で自立した生活を営むことを支援することを目的とし、経済的支援だけでなく、相談支援を通じて課題を整理し、就労、住居、家計、地域とのつながりなど、多面的な支援を一体的に進めることで、持続的な自立を促進します。

現状と課題

市民へのアンケート調査では、市役所以外の生活困窮者の相談窓口となる「インクル相談室鎌倉」について、「名前も内容も知らない」と回答した市民の割合が8割を超えており、市民への窓口周知が不足していることがうかがえます。

福祉団体のアンケート結果では、生活困窮者や複合的な課題を抱える世帯への対応が不足していると認識する団体が半数に及び、7割以上が支援体制の拡充が必要と考え、関係機関の連携強化や支援員の増員が必要としています。

住民座談会（ワークショップ）では、生活困窮者やひきこもりの状態にある人など、困りごとを表に出しにくい人に寄り添う支援が求められているという意見がみられ、柔軟な対応や継続的な支援が課題となっています。

【取組と目標を結ぶビジョン】

以下は、「現状と課題」を踏まえ、この取組を進めることで中長期的に実現していきたい地域や暮らしの姿（ビジョン）を示したものです。

- 生活困窮者など既存の制度やサービスが届きにくい人に、一人ひとりの状況に応じた包括的・継続的な相談・支援体制が強化され、安心して自立した生活環境が徐々に構築されることを目指します。

① 生活困窮者支援

生活に困難を抱える人々が安心して相談・支援を受けられる体制を整え、就労や学習、住まい等、生活の自立を総合的に支えます。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|------------------------------------|-------------------|------|
| 3-1-1-1 | 生活困窮者の自立相談窓口の充実 | 生活福祉課 | ◎ |
| 3-1-1-2 | 居住に課題を抱える人への支援 (住居確保給付金・居住支援事業) | 生活福祉課 | ◎ |
| 3-1-1-3 | 家計改善支援事業 | 生活福祉課 | ◎ |
| 3-1-1-4 | 子どもの学習・生活支援事業 | 生活福祉課 | ◎ |
| 3-1-1-5 | 生活困窮者等への食料支援 | 生活福祉課 | ◎ |
| 3-1-1-6 | 就労準備支援事業 | 生活福祉課 | ◎ |
| 3-1-1-7 | 生活困窮者に対する相談支援体制の充実 | 生活福祉課 | ◎ |
| 3-1-1-8 | 制度をまたいだ連携による支援 | 生活福祉課 こども家庭相談課 | ◎ |
| 3-1-1-9 | 障害者雇用対策事業 | 障害福祉課 | ■ |

② ひきこもり支援

ひきこもりの状態にある人が安心して相談できる環境を整え、支援機関や地域とのつながりをつくり、伴走的な支援を行い、社会参加へつなげます。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|-------------------------|--------------|------|
| 3-1-2-1 | ひきこもりに悩む人に対する相談支援体制の充実 | 生活福祉課 | ◎ |
| 3-1-2-2 | 【再掲】 農業や水産業の福祉的雇用の連携 | 障害福祉課 農水課 | ■ |

③ 相談支援体制の整備・充実と相談窓口の包括化

※【目標2（1）①再掲】

誰もが気軽に相談できる窓口と支援体制を整え、対象を問わず、多様な困りごとに総合的に対応します。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|-------------------------------|------------------------|------|
| 3-1-3-1 | 【再掲】(市社協) なんでも相談窓口の運営支援 | 福祉総務課(市社協) | ◎ |
| 3-1-3-2 | 【再掲】貸付制度の相談支援 | 生活福祉課(市社協) こども家庭相談課 | ◎ |
| 3-1-3-3 | 【再掲】総合的な相談体制の整備 | 福祉総務課 地域共生課 | ◎ |
| 3-1-3-4 | 【再掲】 地域子育て支援活動(わくわく広場等)の実施 | 保育課 | ■ |
| 3-1-3-5 | 【再掲】ひとり親家庭の相談窓口の充実 | こども家庭相談課 | ■ |
| 3-1-3-6 | 【再掲】子育てに関する相談窓口の充実 | こども家庭相談課 | ■ |
| 3-1-3-7 | 【再掲】子どもの貧困対策に係る支援の充実 | こども家庭相談課 | ■ |
| 3-1-3-8 | 【再掲】福祉総合相談窓口の設置・運営 | 地域共生課 | ◎ |

④ 関係機関の連携強化と多機関協働の推進

※【目標2 (1) ②再掲】

複雑化・複合化する支援ニーズに府内・関係機関が協働して対応し、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援を行うよう取り組みます。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|----------|-------------------------------------|----------|------|
| 3-1-4-1 | 切れ目のない支援を支える府内連携の推進(重層的支援体制整備事業の推進) | 福祉総務課 | ◎ |
| 3-1-4-2 | 【再掲】市社協の相談体制への支援 | 福祉総務課 | ◎ |
| 3-1-4-3 | 【再掲】高齢者の相談窓口の充実 | 高齢者いきいき課 | ■ |
| 3-1-4-4 | 【再掲】高齢者に対する総合的な支援体制の確立 | 介護保険課 | ■ |
| 3-1-4-5 | 学齢期から成人期への円滑な移行と切れ目のない支援体制の確立 | 障害福祉課 | ◎ |
| 3-1-4-6 | 【再掲】障害者の相談窓口の充実 | 障害福祉課 | ■ |
| 3-1-4-7 | 【再掲】鎌倉市障害者支援協議会等を通じた関係機関の連携の促進 | 障害福祉課 | ■ |
| 3-1-4-8 | 【再掲】障害者が地域で暮らすための地域包括支援体制等の整備 | 障害福祉課 | ■ |
| 3-1-4-9 | 【再掲】健康に関する相談窓口の開設 | 市民健康課 | ■ |
| 3-1-4-10 | 【再掲】自殺対策に向けた取組の強化 | 市民健康課 | ■ |
| 3-1-4-11 | 【再掲】子育てに関する相談窓口の充実 | こども支援課 | ■ |
| 3-1-4-12 | 【再掲】子育て情報提供の充実 | こども支援課 | ■ |

目標3 制度の狭間をつくらない福祉支援と権利擁護の推進
 (1) 既存の制度やサービスが届きにくい人へのセーフティネットの強化

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|----------|--|----------|------|
| 3-1-4-13 | 学齢期における発達・家庭課題の一体的支援と教育・福祉の連携による成人期への円滑な移行 | こども家庭相談課 | ■ |
| 3-1-4-14 | 【再掲】早期療育に向けた支援体制の確立 | 発達支援室 | ◎ |
| 3-1-4-15 | 【再掲】発達の相談支援に関する窓口の充実 | 発達支援室 | ◎ |
| 3-1-4-16 | 【再掲】 ドメスティックバイオレンス（DV）の相談 窓口の充実 | 地域共生課 | ■ |
| 3-1-4-17 | 【再掲】消費生活相談窓口の充実 | 地域共生課 | ■ |
| 3-1-4-18 | 【再掲】居住支援相談窓口の充実 | 都市整備総務課 | ■ |

⑤ アウトリーチや参加支援による伴走支援

※【目標2 (1) ③再掲】

社会的に孤立する人々へ、訪問や参加支援を通じて寄り添い、安心して社会参加や支援に
関われる環境を整えます。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|---------------------------|-------|------|
| 3-1-5-1 | 【再掲】 アウトリーチ等を通じた継続的支援 | 福祉総務課 | ◎ |
| 3-1-5-2 | 【再掲】 社会的に孤立している人への参加支援 | 福祉総務課 | ◎ |

(2) 制度や分野の狭間にある課題への領域横断的な対応の推進

現状と課題

アンケート調査では、制度の狭間での支援の充実を求める意見が約8割と高く、福祉団体においても、資源の有効活用やネットワーク構築により連携を充実させる必要性を感じていることがうかがえます。

住民座談会（ワークショップ）では、生活困窮者やひきこもり状態の人など、困りごとを表に出しにくい人への寄り添った支援の必要性が指摘されており、支援を必要とする住民が声を上げやすい環境づくりが課題となっています。

【取組と目標を結ぶビジョン】

以下は、「現状と課題」を踏まえ、この取組を進めることで中長期的に実現していきたい地域や暮らしの姿（ビジョン）を示したものです。

- 複合化・複雑化した課題を抱える住民が声を上げやすい仕組みや環境を構築し、本人の意思を尊重しながら、専門職が一人ひとりの状況に応じた支援の提供を目指します。

① 声を上げやすい・相談しやすい環境整備

孤独・孤立状態にあり、声を上げることが難しいなど支援につながりにくい人に対し、困りごとに関し声を上げやすく、気軽に相談しやすい環境を整えます。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|------------------------|----------------------------|------|
| 3-2-1-1 | ケアラー支援に向けた広報及び啓発 | 福祉総務課 市民健康課 こども家庭相談課 | ◎ |
| 3-2-1-2 | ケアラーを社会全体で支えるための広報及び啓発 | 福祉総務課 こども家庭相談課 | ◎ |

② 人と人とのつながりを生むための分野横断的な連携の促進

行政や関係機関における専門職間の連携を促進することで、分野や領域を超えた連携が活性化するように取り組みます。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

目標3 制度の狭間をつくりない福祉支援と権利擁護の推進
 (2) 制度や分野の狭間にある課題への領域横断的な対応の推進

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|----------------------------|--|------|
| 3-2-2-1 | 【再掲】 市の関係部局間及び関係機関の体制整備 | 福祉総務課 福祉総務課 生活福祉課 高齢者いきいき課 障害福祉課 こども支援課 こども家庭相談課 青少年課 発達支援室 地域共生課 教育センター | ◎ |
| 3-2-2-2 | ダブルケア対策の推進に関する情報提供と利用促進 | 福祉総務課 高齢者いきいき課 保育課 こども家庭相談課 地域共生課 | ◎ |
| 3-2-2-3 | 【再掲】 高齢者に対する総合的な支援体制の確立 | 介護保険課 高齢者いきいき課 | ■ |

③ 相談支援体制の整備・充実と相談窓口の包括化

※【目標2 (1) ①再掲】

誰もが気軽に相談できる窓口と支援体制を整え、対象を問わず、多様な困りごとに総合的に対応します。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|---------------------------|------------------------|------|
| 3-2-3-1 | 【再掲】(市社協) なんでも相談窓口の運営支援 | 福祉総務課(市社協) | ◎ |
| 3-2-3-2 | 【再掲】貸付制度の相談支援 | 生活福祉課(市社協) こども家庭相談課 | ◎ |
| 3-2-3-3 | 【再掲】総合的な相談体制の整備 | 福祉総務課 地域共生課 | ◎ |
| 3-2-3-4 | 【再掲】地域子育て支援活動(わくわく広場等)の実施 | 保育課 | ■ |
| 3-2-3-5 | 【再掲】ひとり親家庭の相談窓口の充実 | こども家庭相談課 | ■ |
| 3-2-3-6 | 【再掲】子育てに関する相談窓口の充実 | こども家庭相談課 | ■ |
| 3-2-3-7 | 【再掲】子どもの貧困対策に係る支援の充実 | こども家庭相談課 | ■ |
| 3-2-3-8 | 【再掲】福祉総合相談窓口の設置・運営 | 地域共生課 | ◎ |

④ 関係機関の連携強化と多機関協働の推進

※【目標2（1）②再掲】

複雑化・複合化する支援ニーズに庁内・関係機関が協働して対応し、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援を行うよう取り組みます。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|----------|--------------------------------|----------|------|
| 3-2-4-1 | 【再掲】市社協の相談体制への支援 | 福祉総務課 | ◎ |
| 3-2-4-2 | 【再掲】高齢者の相談窓口の充実 | 高齢者いきいき課 | ■ |
| 3-2-4-3 | 【再掲】高齢者に対する総合的な支援体制の確立 | 介護保険課 | ■ |
| 3-2-4-4 | 【再掲】障害者の相談窓口の充実 | 障害福祉課 | ■ |
| 3-2-4-5 | 【再掲】鎌倉市障害者支援協議会等を通じた関係機関の連携の促進 | 障害福祉課 | ■ |
| 3-2-4-6 | 【再掲】障害者が地域で暮らすための地域包括支援体制等の整備 | 障害福祉課 | ■ |
| 3-2-4-7 | 【再掲】健康に関する相談窓口の開設 | 市民健康課 | ■ |
| 3-2-4-8 | 【再掲】自殺対策に向けた取組の強化 | 市民健康課 | ■ |
| 3-2-4-9 | 【再掲】子育てに関する相談窓口の充実 | こども支援課 | ■ |
| 3-2-4-10 | 【再掲】子育て情報提供の充実 | こども支援課 | ■ |
| 3-1-4-11 | 【再掲】早期療育に向けた支援体制の確立 | 発達支援室 | ◎ |
| 3-1-4-12 | 【再掲】発達の相談支援に関する窓口の充実 | 発達支援室 | ◎ |
| 3-1-4-13 | 【再掲】ドメスティックバイオレンス(DV)の相談窓口の充実 | 地域共生課 | ■ |
| 3-1-4-14 | 【再掲】消費生活相談窓口の充実 | 地域共生課 | ■ |
| 3-1-4-15 | 【再掲】居住支援相談窓口の充実 | 都市整備総務課 | ■ |

⑤ アウトリーチや参加支援による伴走支援

※【目標2（1）③再掲】

社会的に孤立する人々へ、訪問や参加支援を通じて寄り添い、安心して社会参加や支援に関われる環境を整えます。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|-----------------------|-------|------|
| 3-2-5-1 | 【再掲】アウトリーチ等を通じた継続的支援 | 福祉総務課 | ◎ |
| 3-2-5-2 | 【再掲】社会的に孤立している人への参加支援 | 福祉総務課 | ◎ |

(3) ケアラーへの支援

現状と課題

【取組と目標を結ぶビジョン】

アンケート調査では、「ケアラー」という言葉についての認知度は約8割と高いものの、その内容まで理解している市民は4割に満たないことがうかがえます。

また、ケアラー支援に関する認知度は低く、ヤングケアラーへの対応やケアラーの孤立防止など、支援の必要性や課題が十分に周知されていない状況が課題となっています。

住民座談会（ワークショップ）では、負担を抱えるケアラーへの支援が必要であるという意見がみられ、ケアラー支援の具体的な仕組みや対応策の整備が求められています。

【取組と目標を結ぶビジョン】

以下は、「現状と課題」を踏まえ、この取組を進めることで中長期的に実現していきたい地域や暮らしの姿（ビジョン）を示したものです。

- ・ ケアラーが安心して相談・交流できる場が整備され、支援者や関係機関間で情報共有・連携が進むことで、ケアを必要とする人とケアラーを包括した切れ目のない支援体制の構築を目指します。
- ・ ケアラー支援に関する理解や対応力が地域社会全体で高まることを目指します。

① ケアラー支援窓口の運営



ケアラーが気軽に相談できる体制の充実に向けて、人材育成等に取り組みます。
(※本施策は「人材育成」に関する横断的な取組として位置づけています。)

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：○、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|----------------|-------------------|------|
| 3-3-1-1 | ケアラー支援に係る人材の育成 | 福祉総務課 こども家庭相談課 | ○ |
| 3-3-1-2 | 相談支援体制の充実 | 福祉総務課 商工課 | ○ |

② ケアラーまたは当事者同士のピアサポート体制の構築



ケアラーや当事者が安心して集まり交流できる場を整備し、互いに支え合うピアサポートの仕組みをつくります。

(※本施策は「情報提供」に関する横断的な取組として位置づけています。)

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：○、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|----------------------------|--------------------|------|
| 3-3-2-1 | 当事者団体等への支援 | 福祉総務課 こども家庭相談課 | ◎ |
| 3-3-2-2 | ヤングケアラーへの支援 | こども支援課 こども家庭相談課 | ■ |
| 3-3-2-3 | ケアラー・ヤングケアラー・若者ケアラーの居場所の提供 | 青少年課 | ◎ |

③ ケアラー支援に係る制度周知

ケアラーが利用できる支援制度やサービスの認知度の向上を図り、適切な利用につながるよう、わかりやすい情報提供を行います。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|-------------|-------|------|
| 3-3-3-1 | 障害者支援アプリの導入 | 障害福祉課 | ■ |

④ 関係機関の連携強化と多機関協働の推進

※【目標2（1）②再掲】

複雑化・複合化する支援ニーズに府内・関係機関が協働して対応し、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援を行うよう取り組みます。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|----------------------------|--|------|
| 3-3-4-1 | 【再掲】 市の関係部局間及び関係機関の体制整備 | 福祉総務課 福祉総務課 生活福祉課 高齢者いきいき課 障害福祉課 こども支援課 こども家庭相談課 青少年課 発達支援室 地域共生課 教育センター | ◎ |
| 3-3-4-2 | 【再掲】 複雑化・複合化した支援ニーズへの対応 | 福祉総務課 福祉総務課 生活福祉課 高齢者いきいき課 障害福祉課 | ◎ |

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|-------------|--|------|
| | | こども支援課 こども家庭相談課 青少年課 発達支援室 地域共生課 教育センター | |
| 3-3-4-3 | 【再掲】連携体制の強化 | 福祉総務課 | ◎ |

⑤ ケアラーへの伴走支援

※【目標2 (1) ③再掲】

社会的に孤立する人々へ、訪問や参加支援を通じて寄り添い、安心して社会参加や支援に関われる環境を整えます。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|-----------------------|----------|------|
| 3-2-5-1 | 【再掲】アウトリーチ等を通じた継続的支援 | 福祉総務課 | ◎ |
| 3-2-5-2 | 【再掲】社会的に孤立している人への参加支援 | 福祉総務課 | ◎ |
| 3-3-5-3 | ヤングケアラー・コーディネーターの配置 | こども家庭相談課 | ■ |
| 3-3-5-4 | スクールソーシャルワーカーの配置 | 教育センター | ■ |

⑥ ケアラーへの支援メニューの開発

ケアラーが安心して支援を受けられるよう、相談や情報提供など多様な支援メニューを整備します。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|----------------------------|---|------|
| 3-3-6-1 | 【再掲】 市の関係部局間及び関係機関の体制整備 | 福祉総務課 生活福祉課 高齢者いきいき課 障害福祉課 こども支援課 こども家庭相談課 青少年課 発達支援室 地域共生課 教育センター | ◎ |

(4) 全世代・多様な人の自立と居住を支える地域づくり

鎌倉市再犯防止推進計画（目標3（4）③が内包する計画）

【概要】

本市では、再犯の防止等の推進に関する法律及び法務省が策定する再犯防止推進計画の方向性を踏まえ、再犯防止に関する施策を推進しています。

刑を終えて出所した以降、安定した就労や住居を欠く人、依存症や社会的孤立等の複合的な課題を抱える人が存在し、刑事司法手続きだけでなく地域での継続的な生活支援が不可欠です。

そのため、地域での見守りや支援を通じ、出所者が安心して社会に復帰できる環境を整え、安全で安心して暮らせる、支え合うまちづくりを推進することが重要です。

【趣旨】

本計画では、国の方針を踏まえて、再犯を未然に防ぎ、地域における安全と自立・社会復帰を両立させる支援体制を構築するため、出所者や保護観察対象者が孤立せず、地域の中で働き、居住し、支援を得られるよう、雇用・住居・医療・福祉・教育などの分野を横断的に連携させ、切れ目のない支援を行います。

【現状と課題】

住民座談会（ワークショップ）では、バスの本数減少により交通手段の確保が課題として挙げられており、特に免許返納後の移動手段が不足しているとの意見がみられ、外出や地域活動へのアクセスの制限が課題となっています。

アンケート調査では、犯罪歴のある人々の社会復帰の支援について「不足」と回答した割合が31.0%であり、加えて、今後の方向性として「現状維持」や「拡充希望」が合わせて8割となっており、支援に対するニーズが引き続き高いことがうかがえます。加えて、再犯防止に向けた差別や偏見をなくすための周知・啓発の取組が必要です。

【取組と目標を結ぶビジョン】

以下は、「現状と課題」を踏まえ、この取組を進めることで中長期的に実現していきたい地域や暮らしの姿（ビジョン）を示したものです。

- 年齢や状況に関わらず、誰もが安心して暮らせるよう、居住環境の整備やバリアフリー化が推進されることで、市民が安心して外出できる環境が整い、移動の利便性向上と社会参加の促進が図されることを目指します。
- 地域に暮らす出所者や保護観察対象者が、相談支援や見守り、交流活動、福祉サービスなどを通じて、自立した生活を維持できる体制が構築されることを目指します。

① 年齢や状況にかかわらず安心して暮らせる居住環境と生活基盤の整備

年齢や状況に関わらず、誰もが安心して暮らせるよう、居住環境の整備やバリアフリー化を進め、暮らしやすい環境を整えます。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|----------|-----------------------------|---------|------|
| 3-4-1-1 | 障害者福祉施設の整備 | 障害福祉課 | ■ |
| 3-4-1-2 | 保育園の整備 | 保育課 | ■ |
| 3-4-1-3 | 高齢者福祉施設の整備 | 介護保険課 | ■ |
| 3-4-1-4 | 駅及び駅周辺における重点地区のバリアフリー化の推進 | 道路課 | ■ |
| 3-4-1-5 | 重度障害者住宅設備改造工事費の助成 | 障害福祉課 | ■ |
| 3-4-1-6 | 鎌倉市立地適正化計画の推進 | 都市計画課 | ■ |
| 3-4-1-7 | 新・改築等を行う施設におけるユニバーサルデザインの導入 | 建築指導課 | ◎ |
| 3-4-1-8 | いわゆる「ごみ屋敷」への取組 | 環境保全課 | ■ |
| 3-4-1-9 | 施設改修時におけるバリアフリー化の推進 | 学校施設課 | ■ |
| 3-4-1-10 | 市営住宅のバリアフリー化 | 都市整備総務課 | ■ |

② 移動や外出に関する利便性の向上

市民が安心して外出できる環境を整えることで、移動の利便性と社会参加の促進を図ります。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|-------------|---------------------------|------|
| 3-4-2-1 | 福祉有償運送の推進 | 高齢者いきいき課 障害福祉課 | ■ |
| 3-4-2-2 | 外出支援策の検討 | 高齢者いきいき課 都市計画課（交通政策担当） | ■ |
| 3-4-2-3 | 車いすの貸出し | 障害福祉課 (市社協) | ◎ |
| 3-4-2-4 | 障害者の外出支援 | 障害福祉課 | ■ |
| 3-4-2-5 | 障害者社会参加促進事業 | 障害福祉課 | ■ |

③ 社会復帰と地域定着を支える再犯防止の地域支援



地域での見守りや庁内・関係機関が協働して行う支援を通じ、出所者や保護観察対象者が安心して社会に復帰できるよう、地域で働き、居住し、必要な支援を受けられる環境を整え、安全で支え合うまちづくりを推進します。

(※本施策は「情報提供」に関する横断的な取組として位置づけています。)

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|----------|----------------------------|---|------|
| 3-4-3-1 | 刑務所・少年院出所者を雇用する協力雇用主への情報提供 | 生活福祉課 | ◎ |
| 3-4-3-2 | 社会を明るくする運動の推進 | 生活福祉課 | ◎ |
| 3-4-3-3 | 保護司等の民間ボランティアへの協力 | 生活福祉課 | ◎ |
| 3-4-3-4 | 出所者の住居確保への支援 | 生活福祉課 | ◎ |
| 3-4-3-5 | 医療・福祉サービスの利用促進 | 生活福祉課 | ◎ |
| 3-4-3-6 | 犯罪をした者等への社会復帰支援を行う各団体への支援 | 生活福祉課 | ◎ |
| 3-4-3-7 | 保護観察対象者への就労支援 | 生活福祉課 職員課 | ◎ |
| 3-4-3-8 | 【再掲】 複雑化・複合化した支援ニーズへの対応 | 福祉総務課 生活福祉課 高齢者いきいき課 障害福祉課 こども支援課 こども家庭相談課 青少年課 発達支援室 地域共生課 教育センター | ◎ |
| 3-4-3-9 | 刑務所・少年院出所者の協力雇用主への入札優遇措置 | 契約検査課 | ◎ |
| 3-4-3-10 | 地域での安全安心推進活動 | 地域のつながり課 | ■ |
| 3-4-3-11 | 地域巡回パトロールの実施・子ども110番の周知 | 地域のつながり課 教育指導課 | ■ |

(5) 権利擁護にかかる専門性の向上と支援制度の理解促進

鎌倉市成年後見制度利用促進計画（目標3（5）①が内包する計画）

【概要】

国では、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、第二期成年後見制度利用促進基本計画において、「地域共生社会」の実現に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など、成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることとしています。

また近年、成年後見制度の利用促進をより実効的に進めるため、制度の見直しや運用改善に関する検討が議論されています。令和6年2月には、法制審議会に対し成年後見制度の見直しについて諮問され、法定後見の開始の要件及び効果等、法定後見の終了等の課題に対する制度の見直しについて審議されているところです。

【趣旨】

成年後見制度は、認知症高齢者や障害者など、自分で判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

本計画では、自分で判断することが難しい人を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理や契約行為などの支援を行うことで、市民一人ひとりの権利と生活を守り、市民が相談や支援を受けやすい環境を整備します。

【現状と課題】

アンケート調査では、市民の成年後見制度についての認知度は約8割に達しているものの、具体的な内容を理解している人は4割にとどまる状況がうかがえます。

また、福祉団体では、成年後見制度に基づく権利擁護の仕組みについて「不足」と回答した割合が4割、「拡充希望」が約6割となっており、制度の周知や市民後見人の育成・活用を進める環境整備が課題となっています。

住民座談会（ワークショップ）では、成年後見制度の活用促進や虐待防止の必要性について、多くの意見が寄せられており、プライバシーに配慮した権利擁護の仕組みを求める声も見られました。

虐待防止に関しては、相談窓口の体制の充実や、早期発見・早期対応の実現に向けた仕組みづくりが課題です。特に、多職種でのケーススタディを通じた知見の蓄積が早期発見・早期対応に向けた人材育成につながることが指摘されているほか、権利擁護を必要とする人が生活する地域社会での見守りのあり方も課題となっています。

【取組と目標を結ぶビジョン】

以下は、「現状と課題」を踏まえ、この取組を進めることで中長期的に実現していきたい地域や暮らしの姿（ビジョン）を示したものです。

- ・ 成年後見センターや関係機関を中心に、市民後見人の養成・活用や、成年後見制度の相談・利用支援が実施され、成年後見制度の利用促進が図られることを目指します。
- ・ こども・高齢者・障害者虐待の防止について関係機関と連携し、早期発見・早期対応に取り組むことをを目指します。

① 成年後見制度の普及

成年後見制度の内容や利用方法を市民に広く周知し、相談や支援を受けやすい環境を整え、成年後見制度の利用促進につなげます。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|--------------------|-------------------|------|
| 3-5-1-1 | 成年後見制度にかかる中核機関の設置 | 高齢者いきいき課 障害福祉課 | ■ |
| 3-5-1-2 | 成年後見センターの利用促進と機能充実 | 高齢者いきいき課 障害福祉課 | ■ |
| 3-5-1-3 | 成年後見制度利用相談の充実 | 高齢者いきいき課 障害福祉課 | ■ |
| 3-5-1-4 | 成年後見制度利用助成金の交付 | 高齢者いきいき課 障害福祉課 | ■ |
| 3-5-1-5 | 成年後見制度の利用支援 | 高齢者いきいき課 障害福祉課 | ■ |
| 3-5-1-6 | 市民後見人の養成・活用 | 高齢者いきいき課 障害福祉課 | ■ |

② 虐待防止の推進

市民や事業者に虐待防止の知識や相談窓口を周知し、児童・高齢者・障害者への虐待を未然に防ぐ体制を整えます。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|----------------|-------------------------------|------|
| 3-5-2-1 | 高齢者・障害者虐待の未然防止 | 高齢者いきいき課 障害福祉課 | ■ |
| 3-5-2-2 | 虐待防止の周知・啓発 | 高齢者いきいき課 障害福祉課 こども家庭相談課 | ■ |

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|------------------------------------|-------------------------------|------|
| 3-5-2-3 | 高齢者・障害者・児童虐待防止ネットワークを中心とした取組の強化 | 高齢者いきいき課 障害福祉課 こども家庭相談課 | ■ |
| 3-5-2-4 | 市民や福祉事業者に対する虐待などの防止に向けた広報啓発活動の推進 | 高齢者いきいき課 障害福祉課 こども家庭相談課 | ■ |
| 3-5-2-5 | 保育園等における虐待に関する通報および苦情解決制度の周知と適正な運用 | 保育課 | ■ |
| 3-5-2-6 | 児童虐待の未然防止 | こども家庭相談課 | ■ |
| 3-5-2-7 | 【再掲】 Eメール 119 番・N e t 119 番通報登録 | 指令情報課 | ◎ |

③ 相談支援体制の整備・充実と相談窓口の包括化

※【目標2（1）①再掲】

誰もが気軽に相談できる窓口と支援体制を整え、対象を問わず、多様な困りごとに総合的に対応します。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|-------------------------------|------------------------|------|
| 3-5-3-1 | 【再掲】（市社協）なんでも相談窓口の運営支援 | 福祉総務課（市社協） | ◎ |
| 3-5-3-2 | 【再掲】貸付制度の相談支援 | 生活福祉課（市社協） こども家庭相談課 | ◎ |
| 3-5-3-3 | 【再掲】総合的な相談体制の整備 | 福祉総務課 地域共生課 | ◎ |
| 3-5-3-4 | 【再掲】 地域子育て支援活動（わくわく広場等）の実施 | 保育課 | ■ |
| 3-5-3-5 | 【再掲】ひとり親家庭の相談窓口の充実 | こども家庭相談課 | ■ |
| 3-5-3-6 | 【再掲】子育てに関する相談窓口の充実 | こども家庭相談課 | ■ |
| 3-5-3-7 | 【再掲】子どもの貧困対策に係る支援の充実 | こども家庭相談課 | ■ |
| 3-5-3-8 | 【再掲】福祉総合相談窓口の設置・運営 | 地域共生課 | ◎ |

④ 横断的会議体の運営

行政や関係機関が分野を超えて集まり、情報共有や連携を深めることで、複雑な支援ニーズにも一体的に対応できる体制を整えます。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|----------------------------|---|------|
| 3-5-4-2 | 【再掲】 複雑化・複合化した支援ニーズへの対応 | 福祉総務課 生活福祉課 高齢者いきいき課 障害福祉課 こども支援課 こども家庭相談課 青少年課 発達支援室 地域共生課 教育センター | ◎ |

⑤ 支援制度の案内と住民向け情報発信の充実



行政や関係機関が連携し、生活や福祉に関する制度・支援情報を分かりやすく発信します。
 また、誰もが必要な情報にアクセスし、安心して支援を利用できる環境を整えます。
 (※本施策は「情報提供」に関する横断的な取組として位置づけています。)

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|----------|------------------------------|------------------------|------|
| 3-5-5-1 | 福祉制度や医療制度に関する情報発信と利用促進 | 福祉総務課 | ◎ |
| 3-5-5-2 | 社会資源の情報提供と支援の利用促進 | 福祉総務課 | ◎ |
| 3-5-5-3 | 市社協広報紙の発行支援を通じた情報提供と支援の利用促進 | 福祉総務課（市社協） | ◎ |
| 3-5-6-4 | 貸付制度の周知 | 生活福祉課（市社協） こども家庭相談課 | ■ |
| 3-5-5-5 | 分野横断的な福祉サービスの展開に関する情報提供と利用促進 | 福祉総務課 地域共生課 | ◎ |
| 3-5-5-6 | 防犯教室や街頭キャンペーンなどによる防犯啓発事業 | 福祉総務課（市社協） 地域のつながり課 | ■ |
| 3-5-5-7 | 家族介護者に対する支援の情報提供と利用促進 | 高齢者いきいき課 | ■ |
| 3-5-5-8 | 高齢者向け福祉サービスの案内・情報提供の充実 | 高齢者いきいき課 | ■ |
| 3-5-5-9 | 日常生活自立支援事業の周知 | 高齢者いきいき課 障害福祉課 | ■ |
| 3-5-5-10 | 成年後見制度に関する情報提供と利用促進 | 高齢者いきいき課 障害福祉課 | ■ |
| 3-5-5-11 | 高齢者相談窓口に関する情報提供と利用促進 | 介護保険課 | ■ |
| 3-5-5-12 | 介護予防事業に関する情報提供と利用促進 | 介護保険課 | ■ |
| 3-5-5-13 | 認知症施策に関する情報提供と利用促進 | 介護保険課 | ■ |
| 3-5-5-14 | 福祉施策をまとめたガイドブックによる情報提供 | 介護保険課 障害福祉課 | ■ |
| 3-5-5-15 | 障害関係の当事者団体の周知 | 障害福祉課 | ■ |
| 3-5-5-16 | 障害者二千人雇用に関する情報提供と利用促進 | 障害福祉課 | ■ |
| 3-5-5-17 | 障害福祉相談員に関する情報提供と利用促進 | 障害福祉課 | ■ |

目標3 制度の狭間をつくるない福祉支援と権利擁護の推進
 (5) 権利擁護にかかる専門性の向上と支援制度の理解促進

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|----------|-------------------------------------|----------------|------|
| 3-5-5-18 | 障害者の相談窓口に関する情報提供と利用促進 | 障害福祉課 | ■ |
| 3-5-5-19 | 障害児者への福祉サービスに関する情報提供と利用促進 | 障害福祉課 発達支援室 | ■ |
| 3-5-5-20 | 子育て情報提供の充実 | こども支援課 | ■ |
| 3-5-5-21 | 子育ての相談窓口に関する情報提供と利用促進 | こども家庭相談課 | ■ |
| 3-5-5-22 | ひとり親家庭の相談窓口に関する情報提供と利用促進 | こども家庭相談課 | ■ |
| 3-5-5-23 | 子育て支援センターに関する情報提供と利用促進 | こども家庭相談課 | ■ |
| 3-5-5-24 | 発達の相談支援に関する窓口に関する情報提供と利用促進 | 発達支援室 | ◎ |
| 3-5-5-25 | 点字、音声による情報提供の推進 | 広報課 | ■ |
| 3-5-5-26 | 市ホームページ等の充実を通じた情報提供と支援の利用促進 | 広報課 | ■ |
| 3-5-5-27 | ドメスティックバイオレンス（DV）の相談窓口に関する情報提供と利用促進 | 地域共生課 | ■ |
| 3-5-5-28 | 消費生活相談窓口に関する情報提供と利用促進 | 地域共生課 | ■ |
| 3-5-5-29 | 外国籍市民に対する地域情報等の提供の推進 | 文化課 | ■ |
| 3-5-5-30 | 外国語版のパンフレットの作成、配布による情報提供の推進 | 文化課 | ■ |
| 3-5-5-31 | 安全安心情報メールなどによる情報提供事業 | 地域のつながり課 | ■ |
| 3-5-5-32 | メール配信による防災・安全情報の提供 | 地域のつながり課 | ■ |
| 3-5-5-33 | 地域の拠点となる施設等への図書貸出に関する情報提供と利用促進 | 中央図書館 | ■ |

（6）福祉を支える人材の育成・確保（福祉専門人材）

【現状と課題】

アンケート調査では、福祉人材の育成・確保に向けた人材定着のためのキャリア支援や働きやすい職場づくりが重要であることが指摘されており、新たな人材の確保については、育成教育機関との連携強化が必要であることがうかがえます。

住民座談会（ワークショップ）では、福祉専門職の担い手不足が意見として挙げられ、将来的な福祉サービスの維持に向けた人材確保が課題となっています。

このため、具体的な取組として、福祉専門職の確保・定着を支える仕組みの整備や地域での連携を強化していくことが必要です。

【取組と目標を結ぶビジョン】

以下は、「現状と課題」を踏まえ、この取組を進めることで中長期的に実現していきたい地域や暮らしの姿（ビジョン）を示したものです。

- ・ 福祉人材の確保と専門性向上を図ることで、福祉サービスの安定的な提供につながることを目指します。
- ・ 人材の育成・確保により、将来にわたり子育て・介護・障害福祉サービスを支える専門人材の確保を目指します。

① 福祉専門職の確保・定着と市内就労支援の仕組みの整備



福祉の仕事にやりがいを感じながら長く働けるよう、専門職の確保と定着を進めるとともに、市内での就労を支える仕組みを整えます。

（※本施策は「人材育成」に関する横断的な取組として位置づけています。）

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：○、その他関連計画の対象の取組：■

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|-------------|-----------------------|------|
| 3-6-1-1 | 【再掲】福祉人材の確保 | 介護保険課 障害福祉課 保育課 | ■ |

② 学び合い、支え合う人材育成の仕組みと地域連携体制の構築



福祉や介護に関わる人たちが互いに学び合い、支え合うことで成長できる環境をつくり、地域全体で人材を育てる仕組みと連携体制を整えます。

【主な取組】

※本計画の進捗管理対象の取組：○、その他関連計画の対象の取組：■

目標3 制度の狭間をつくらない福祉支援と権利擁護の推進
(6) 福祉を支える人材の育成・確保（福祉専門人材）

| 番号 | 取組内容 | 担当課 | 位置づけ |
|---------|--------------------------|----------------|------|
| 3-6-2-1 | (介護) 福祉人材が学びあい、ささえあう場の確保 | 介護保険課 障害福祉課 | ◎ |

第5章

計画評価と推進体制

1 本計画の評価について

(1) 新しい評価の考え方

本計画は、基本理念「すべての人が、安心して・自分らしく・ともに暮らせるまち かまくら」の実現を目指す、福祉に関する総合的な計画です。その推進にあたっては、市が計画の管理主体として責任を持ちつつ、市社協、福祉事業所、地域団体、ボランティア、市民など多様な関係主体と連携し、それぞれの特性や役割を生かして取り組むことが求められます。特に、本計画では、市社協が策定する地域福祉活動計画（通称：かまくらささえあい福祉プラン）との中長期的な連動を見据え、役割分担や協働体制の強化が重要な視点となります。

本計画では、基本理念の実現に向けて、3つの目標ごとに「施策の方向性」と「主要な取組」を整理し、それぞれに対する評価の仕組みを明示します。評価の対象となるのは、本計画に独自に位置付けられた取組です。ただし、関係する他の福祉関連計画（下位計画等）で既に評価されている取組については、各計画との連携を図り、計画間での一体的な進行管理と評価重複の回避をめざします。

今後の進捗管理においては、目標ごとに、①評価参画者（誰が評価に参加するか）、②どのような観点から評価するか（成果・進展度・質的变化など）、③どのような方法で評価するか（定量・定性の両手法を活用）を予め明確にしたうえで、評価を行います。

評価にあたっては、EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とPDCAサイクルを導入し、進み具合を数値で評価することに加え、住民・関係者・専門職など多様な主体の経験や声を通じて、取組のプロセスや関係性の変化といった部分も文章で表し、進み具体を点検していきます。

とくに、制度の狭間にある支援や複数課題を抱える家庭、孤独・孤立といった定量化しづらい領域においては、継続的な状況把握と改善を重視し、評価と支援の実効性を高めていきます。

他の福祉関連計画と連携して評価を行う場合は、それぞれの計画における評価の主体・時期・手法との整合を図り、評価作業の重複や負担が過度にならないよう配慮します。

(目標1) 地域で安心して暮らし、活動できるまちづくりの推進

| ①評価参画者 | ②評価の視点 | ③評価方法 |
|------------------------------------|---|--|
| 市（主管課）、地域住民、地域団体、地域の活動やボランティアの担い手等 | <ul style="list-style-type: none"> ●多様な参加者層の参加促進 ●つながりの広がりや質 ●居場所・活動機会の充実度 ●地域の活動やボランティア等の担い手の育成や定着 | <ul style="list-style-type: none"> ●ヒアリング調査（定性） |

(目標2) 包括的な支援体制と協働ネットワークの構築

| ①評価参画者 | ②評価の視点 | ③評価方法 |
|---------------------|--|---|
| 市（主管課）、社会福祉法人、民間事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ●多機関連携の実効性 ●重層的支援体制の推進度 ●地域づくりにかかる新たな取組・仕組みの創出状況 | <ul style="list-style-type: none"> ●アンケート調査（定性・定量） ●ヒアリング調査（定性） ●数値目標の検証（定量） |

(目標3) 制度の狭間をつくりない福祉支援と権利擁護の推進

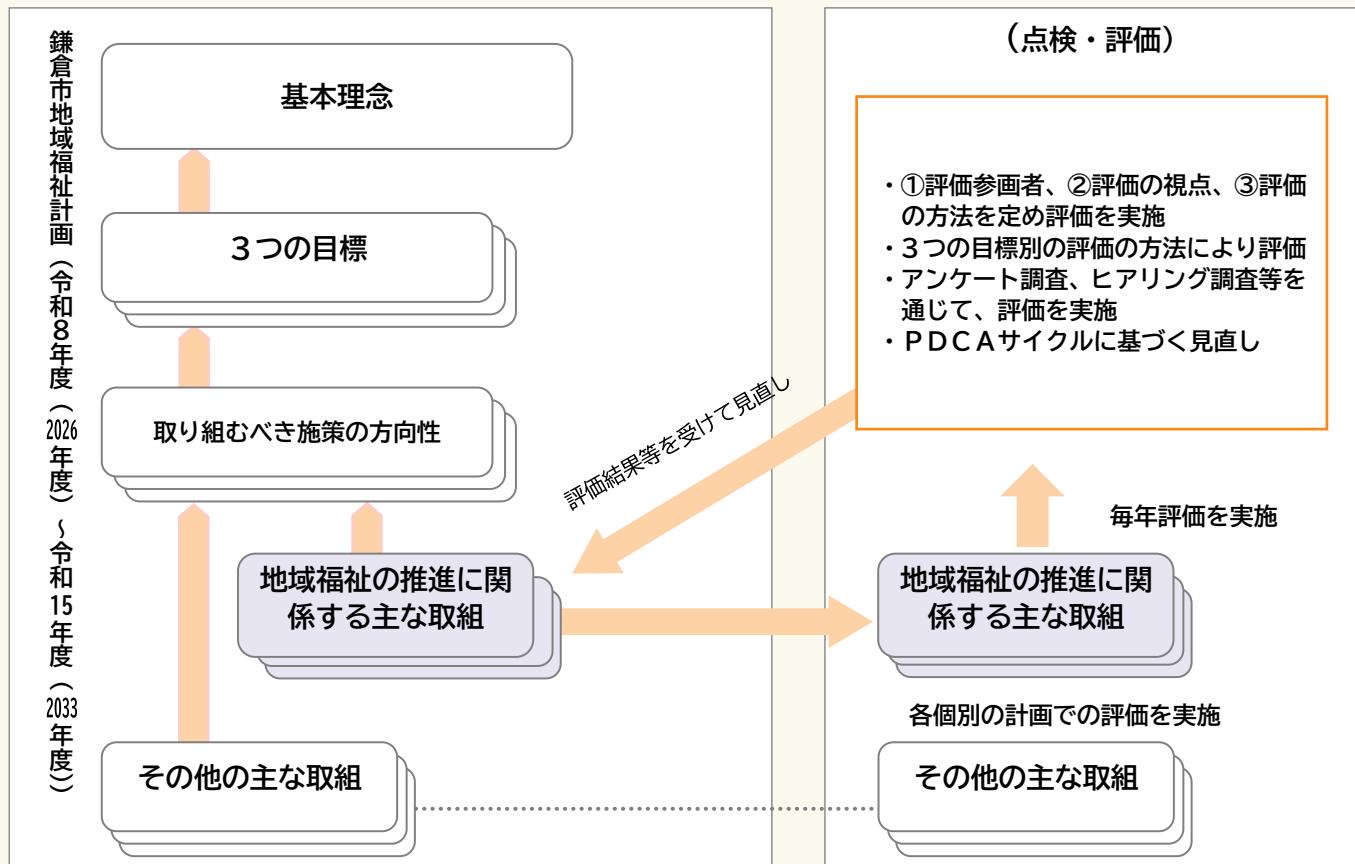
| ①評価参画者 | ②評価の視点 | ③評価方法 |
|---------------------|---|---|
| 市（主管課）、社会福祉法人、民間事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ●多機関連携の実効性 ●権利擁護の強化 ●制度周知の充実度 ●新たな狭間の発見・対応 | <ul style="list-style-type: none"> ●アンケート調査（定性・定量） ●ヒアリング調査（定性） ●数値目標の検証（定量） |

(2) 評価の進め方

本計画では、毎年、目標ごとの評価の視点を踏まえて、関係する評価参画者とともに、評価を実施します。

評価の内容については、「鎌倉市地域福祉推進委員会」に報告し、次年度の取組の方向性の見直しにつなげていきます。

進捗状況の点検評価と見直しの仕組み



(3) 計画の推進体制

本市の地域福祉計画の推進にあたっては、市、市社協、福祉事業所、地域団体・ボランティア、そして市民が、それぞれの役割を発揮しながら、互いに情報を共有し、協働・連携して取り組むことが重要です。

① 市

市は、計画の策定・進行管理において中核的役割を担い、関係機関との調整や、制度・予算の整備、包括的な相談窓口の整備、重層的支援体制整備事業の推進を行います。また、進捗評価の場を設け、多様な参画者の意見を反映させます。こうした行政としての取組状況は、定量・定性的両面から計画評価に活用します。

② 市社会福祉協議会

市社協は、市と地域をつなぐ中間支援組織として、地区社会福祉協議会を含む地域の多様な主体とともに、(1)地域住民を主体としたゆるやかな見守り活動の促進・支援、(2)インクルーシブな交流の場づくり、(3)地域団体・ボランティアとのネットワーク構築を通じて地域活動を活性化し、地域全体の支え合い体制の構築を担います。また、日ごろのコミュニティワークの成果を活かし、地域での取組や成果事例を収集・提供します。これらの実績は、定性的評価の指標として、計画の進行管理に活用します。

③ 福祉事業所

福祉事業所は、地域ニーズに応じたサービス提供、ケアラー支援、外出・移動支援などを通じて、地域の暮らしを支えます。また、行政・市社協・地域団体と情報を共有し、切れ目のない支援体制の構築の一翼を担います。事業実施の成果や課題は、計画評価の場で共有され、主に目標2および目標3における進捗把握や多機関連携の進行管理に活用します。

④ 地域団体・ボランティア

地域団体・ボランティアを通じた、日常的なゆるやかな見守りや交流の場づくり、孤独・孤立対策、災害時の支え合い体制の整備などが進むと、住民同士のつながりが生まれます。また、地域団体・ボランティア同士や市、市社協、事業者との連携が進むと、地域における各種活動やまちづくりの取組が活性化します。活動の現場で得られた声や気づき、活動の記録や成果は、定性的評価の一環として、進行管理に活用します。

なお、地域団体・ボランティアは、地区社会福祉協議会、自治会・町内会、民生委員・児童委員、市民活動団体、ボランティア団体、地域で多様な活動をする人（ボランティアを含む）を想定しています。

⑤ 市民

市民一人ひとりが、福祉活動や互助の取組に参加し、相互理解を深めることで、支え合いが生まれます。自らの暮らしや地域活動の経験に基づく声は、成果や質的変化の把握における重要な情報として、計画評価に反映されます。

⑥ 鎌倉市地域福祉推進委員会

鎌倉市地域福祉推進委員会は、本計画における評価結果を受け、委員の視点から見た改善点や重要な論点について意見を述べ、次年度以降の取組方針の見直しに寄与します。

⑦ 鎌倉市地域福祉計画推進庁内連絡会

鎌倉市地域福祉計画推進庁内連絡会は、関係各課の情報共有と連携体制の強化を目的に、計画の庁内推進を横断的に担います。施策の進捗や課題について庁内で整理し、現場の声や実行上の課題を集約します。集約された情報は、計画の進行管理や次年度方針の検討に活用されます。